

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
I－1 0	種苗管理業務の推進				
関連する政策・施策	食料の安定供給の確保（食料・農業・農村基本計画） 農林水産省知的財産戦略 2020			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人農業・食品産業技術研究機構法第 14 条
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表農林水産省元－⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0184

2. 主要な経年データ											
①主な定量的指標等						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度		28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
（2）農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等						予算額（千円）	2,667,531	2,378,293	2,530,023	2,388,154	
栽培試験の実施点数（点）	653	684	709	579		決算額（千円）	2,250,854	2,404,843	2,532,514	2,529,334	
種類別審査基準案の作成又は改正数（種類）	13	12	14	11		経常費用（千円）	2,212,749	2,188,423	2,377,080	2,509,704	
栽培試験結果報告書の平均提出日数（日）	75.9	74.8	71.5	78.9		経常利益（千円）	670	△620	△2,152	△907	
（3）農作物（飼料作物を除く）の種苗検査、指定種苗の集取、立入検査等						行政サービス実施コスト（千円）	1,991,750	1,974,965	2,184,628	－	
指定種苗の表示検査数及び集取数（点）	15,066 /3,047	15,482 /3,085	15,248 /3,055	15,570 /3,065		行政コスト(千円)	－	－	－	2,918,928	
依頼検査の報告までの日数（日以内）	50	50	50	50		従業員数	202.5	197.3	201.0	216,2	
拡大された検査項目（種類）	2	1	1	1							
（4）ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等											
ばれいしょ											
道県の需要量に対する原原種の生産・配布量（袋(生産量/配布量/道県の需要量(申請数量))	67,449 /64,384 /64,628	66,353 /62,203 /62,216	63,659 /60,617 /61,809	66,155 /62,420 /62,432							
	98.7	98.4	99.4	99.7							
さとうきび											
県の需要量に対する原原種の生産・配布量（千本） （生産量/配布量/県の需要量(申請数量))	2,299 /2,136 /2,136	2,229 /2,073 /2,073	2,104 /2,085 /2,085	2,217 /2,114 /2,114							
	93.7	94.9	92.8	95.4							
（5）種苗管理業務に係る研究開発成果の現場への橋渡し等											

研究開発部門が育成した新品種の種苗の増殖等の取組状況	かんきつ 2 品種	かんきつ 2 品種	かんきつ 2 品種	かんきつ 1 品種			
種苗業者や種苗生産者に対する情報提供等の状況	種苗業者へ の技術指導 9 名	種苗業者へ の技術指導 4 名	種苗業者へ の技術指導 12 名	種苗業者へ の技術指導 39 名			

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標				中長期計画			
（１）業務推進の基本方針 農業の生産性を高め、農産物の品質の向上を図るためには、優良な種苗の生産・流通が不可欠である。このため、適正な品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図るための種苗の管理を総合的に行う種苗管理センターを置く。 業務運営は、品種登録制度の公正性・信頼性の確保の必要性等も考慮し、理事長及び副理事長以外の代表権を有する役員の下で、（２）～（５）及び別添２に示した業務を行う。				（１）業務推進の基本方針 農業の生産性を高め、農産物の品質の向上を図るためには、優良な種苗の生産・流通が不可欠である。このため、種苗管理センターを設置し、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に基づく農林水産植物の栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布など、農業生産の最も基礎的かつ重要な種苗管理業務を、（２）～（５）及び別添２に示したとおり行う。 業務運営は品種登録制度の公正性・信頼性の確保の必要性等も考慮し、理事長及び副理事長以外の代表権を有する役員の下で行う。			
（２）農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験は、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に基づき実施するものであり、「農林水産省知的財産戦略 2020」等を踏まえ、育成者が国内外において育成者権を取得しやすい環境を整備することが重要なことから、品種登録審査の国際調和を推進するとともに、品種登録審査を着実に推進するための栽培試験を確実に実施する。また、侵害相談、品種類似性試験等の育成者権の侵害対策及び活用促進を行う。				（２）農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 種苗法に基づく品種登録審査を着実に推進するため、農林水産植物の栽培試験を農林水産大臣の指示に基づき確実に実施する。また、「農林水産省知的財産戦略 2020」等に基づき、育成者が国内外において育成者権を取得しやすい環境を整備することが重要なことから、新規植物や新しい特性等に対応する審査基準案の作成及び品種登録審査の国際調和を推進する。さらに、侵害相談、品種類似性試験等の育成者権の侵害対策及び活用促進を行う。			
（３）農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 我が国の優良な種苗の流通を確保するため、種苗法に基づく指定種苗の検査を確実に実施する。また、国際的な種子流通の活性化に対応するため、依頼検査を実施するとともに、依頼者のニーズに即した検査項目の拡大を図る。				（３）農作物（飼料作を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 我が国の優良な種苗の流通を確保するため、種苗法に基づく指定種苗の検査を、農林水産大臣の指示に基づき確実に実施する。また、国際的な種子流通の活性化に対応するため、依頼検査を実施するとともに、依頼者のニーズに即した検査項目の拡大を図る。			
（４）ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 ばれいしょ及びさとうきびは、畑作振興上の重要な基幹作物である一方、増殖率が低く、病害虫に弱いことから、健全無病な種苗を安定的に供給するため、種苗生産は、原原種（種苗管理センター）、原種（道県）及び採種（農協）の３段階増殖体系を基本とする。 原原種については、農林水産省が定めた「ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要綱」（昭和 62 年 4 月 1 日付け 62 農蚕第 1969 号農蚕園芸局長通知）等に基づき種苗管理センターが道県の需要量に即した健全無病な種苗を確実に生産し、配布するものとする。				（４）ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 ばれいしょ及びさとうきびは、畑作振興上の重要な基幹作物である一方、増殖率が低く、病害虫に弱いことから、健全無病な種苗を安定的に供給するため、種苗生産は、原原種（種苗管理センターが実施。）、原種（道県が実施。）及び採種（農協が実施。）の３段階増殖体系を基本とする。 原原種については、農林水産省が定めた「ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要綱」（昭和 62 年 4 月 1 日付け 62 農蚕第 1969 号農蚕園芸局長通知）等に基づき、農林水産省と協議しつつ種苗管理センターが道県の需要量に即した健全無病な種苗を確実に生産し、配布するものとする。			
（５）種苗管理業務に係る研究開発成果の現場への橋渡し等 法人統合による相乗効果を発揮するため、研究開発部門が開発した新技術を速やかに導入し、種苗				（５）種苗管理業務に係る研究開発成果の現場への橋渡し等 法人統合による相乗効果を発揮するため、研究開発部門が開発した DNA 品種識別技術や病害検査等に係る新技術を速			

管理業務の効果的・効率的な推進を図る。また、研究開発部門が開発した新品種の早期普及のための種苗増殖、種苗に関する情報提供等を行う。 なお、種苗管理センターは、その業務に関する調査研究を「第 3 の 9 農業研究業務の推進」の研究推進・評価体制に組み入れる。また、育成者権に関する知見を活かし、農研機構全体で行う「第 3 の 5 知的財産マネジメントの戦略的推進」に貢献する。 【別添 2】種苗管理業務の推進 期間中（平成 28 年度～令和 2 年度）に以下の種苗管理業務を行う。 1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 （1）栽培試験の確実な実施 ア 品種登録審査を着実に推進するため、栽培試験については前年度出願点数（資料調査によるものを除く。）の 70％以上を計画的かつ的確に実施する。 イ 栽培試験対象植物の種類を拡大するために、種類別審査基準案を作成又は改正（中長期目標期間中に 60 種類程度）する。さらに、植物種類別の栽培・特性調査マニュアル及び特殊検定マニュアルを作成又は改正（中長期目標期間中に 50 種類程度）する。 ウ リファレンスコレクション（栽培試験に対照品種や標準品種等として用いる比較品種）については品種ごとの保存の必要性に留意しつつ 6,000 品種以上を維持する。また、出願品種種子及び種菌の確実な保存を行う。 エ 栽培試験結果報告書の提出は、栽培試験終了後、平均 80 日以内に農林水産省に報告する。 オ 品種登録審査の国際標準化に資するため、植物新品種保護国際同盟（UPOV）が開催する会議に職員を派遣し、テストガイドライン等の作成に参画する等、審査の国際調和を推進する。 （2）育成者権の侵害対策及び活用促進 ア 育成者権の侵害対策等について、機動的な全国対応を行う。 イ 我が国の登録品種の海外における育成者権侵害に関する情報を関係行政機関で共有するとともに、特に税関に対し、水際対策に関する情報がある場合には速やかな提供を行う。 ウ 育成者権者、公的機関その他育成者権の関係者（以下「育成者権者等」という。）からの侵害及び活用に関する相談に対し、対抗措置及び活用方法等の助言を行うとともに、6 次産業化の促進に向け、品種の保護活用に関するアドバイスを行う。 エ 育成者権者等からの依頼に基づく育成者権侵害状況の記録、品種類似性試験等を実施する。研究開発部門等で開発した導入可能な DNA 品種識別技術については品種類似性試験の対象植物に加える。また、登録品種等の DNA 情報のデータベース化を行う。 オ ASEAN＋日中韓の 13 カ国により設立された「東アジア植物品種保護フォーラム」を戦略的に展開し、我が国の知的財産である品種が海外で適切に保護されるような環境整備を図る活動を支援する。 2 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 （1）国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実 ア 指定種苗の表示検査(15,000 点程度／年度)及び集取 (3,000 点程度／年度)を計画的かつ的確に実	やかに導入し種苗管理業務の効果的・効率的な推進を図る。また、研究開発部門が開発した新品種の早期普及のための種苗増殖、品種登録出願者や種苗業者等への種苗に関する情報提供等を行う。 なお、種苗管理センターは、その業務に関する調査研究を「第 1 の 9 農業研究業務の推進」の研究推進・評価体制に組み入れる。また、育成者権の侵害対策や活用促進等に関する知見を活かし、農研機構全体で行う「第 1 の 5 知的財産マネジメントの戦略的推進」に貢献する。 【別添 2】種苗管理業務の推進 期間中（平成 28 年度～令和 2 年度）に以下の種苗管理業務を行う。 1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 （1）栽培試験の確実な実施 ア 品種登録審査を着実に推進するため、農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、前年度出願点数（資料調査によるものを除く。）の 70％以上の栽培試験を計画的かつ的確に実施する。 イ 栽培試験対象植物の種類を拡大するために、種類別審査基準案を新規に作成するとともに、既存の種類別審査基準について新しい特性を追加する等の技術的検討を行い、中長期目標期間中に 60 種類程度の作成又は改正を行う。 さらに、植物種類別の栽培・特性調査マニュアル及び特殊検定マニュアルを同期間中に 50 種類程度作成又は改正する。 ウ リファレンスコレクション（栽培試験に対照品種や標準品種等として用いる比較品種）については、育種の方向や出願品種の動向等を踏まえつつ整理を行い、6,000 品種以上を維持する。また、出願品種種子及び種菌の確実な保存を行う。 エ 栽培試験結果報告書の提出は、電子化システムを利用した栽培試験情報の活用・共用による報告書の迅速な作成等により、栽培試験終了後平均 80 日以内に農林水産省に報告する。 オ 品種登録審査の国際標準化に資するため、植物新品種保護国際同盟（UPOV）が開催する会議に職員を派遣し、テストガイドライン等の作成に参画するなど、国際調和を推進する。 （2）育成者権の侵害対策及び活用促進 ア 育成者権の侵害対策等について、品種保護対策役の柔軟な配置等による運営体制の下で、機動的な全国対応を行う。 イ 我が国の登録品種の海外における育成者権侵害に関する情報を関係行政機関で共有するとともに、特に税関に対し、水際対策に関する情報がある場合には速やかな提供を行う。 ウ 育成者権者、公的機関その他育成者権の関係者（以下「育成者権者等」という。）からの侵害及び活用に関する相談に対し、対抗措置及び活用方法等の助言を行うとともに、6 次産業化の促進に向け、品種の保護活用に関するアドバイスを行う。 エ 育成者権者等からの依頼に基づく育成者権侵害状況の記録、品種類似性試験等を実施するとともに、研究開発部門等が開発した導入可能な DNA 品種識別技術の妥当性を確認し、その技術の対象となっている植物の種類を品種類似性試験の対象に加える。また、登録品種等の DNA 情報のデータベース化を行う。 オ ASEAN＋日中韓の 13 カ国により設立された「東アジア植物品種保護フォーラム」を戦略的に展開し、我が国の知的財産である品種が海外で適切に保護されるような環境整備を図る活動を支援する。 2 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 （1）国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実 ア 農林水産大臣から指示のあった指定種苗の表示検査(15,000 点程度／年度)を行うとともに、過去の検査結果等を踏ま
--	--

施する。 イ 「指定種苗の生産等に関する基準」（昭和 58 年農林水産省告示第 1666 号）に係る純度検査(170 点程度／年度)及び病害検査(220 点程度／年度)を計画的かつ的確に実施する。 （２）国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施 ア 検査依頼のあった日から、原則として 50 日以内に検査結果の報告を行う。また、依頼者の意向を把握し、業務の質の向上を図るとともに、検査結果についてクレームがあった場合には、適切に処理する。 イ 国際的な種子流通の活性化、種苗業者におけるリスク管理の必要性の高まり等に対応するため、研究開発部門で開発した最新の病害検査手法等を活用し、依頼検査における検査項目の拡大を図る。 ウ 種苗検査等の業務に係る国際機関である国際種子検査協会（ISTA）等が開催する会議に職員を派遣し、国際規格の策定に参画する。 エ 種子の輸出を促進するため、民間の検査機関等が参加する種子検査ネットワークを構築し、種子病害検査法の標準化、普及を促進する。 オ OECD 品種証明制度に基づくてんさい種子の検査を着実に実施する。 （３）国からの指示により実施する検査の実施 ア 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条第 2 項の規定に基づく農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。 イ EC（現 EU）との協議に基づく EU 向け輸出野菜種子の検査を着実に実施する。 3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 ア 「食料・農業・農村基本計画」に即し、道県の需要量に対応した原原種の供給量を安定的に確保（需要量のほぼ 100％を確保できる生産配布計画の作成）する。また、道県の需要に対応した健全無病な種苗の供給を前提に、品質・生産力の向上、省力化及びコストの低減を図り、効率的な原原種の生産を行う。 イ 新たな病害の発生等に対応し、原原種の無病性（病害罹病率 0.1％未満）と品質（ばれいしょ萌芽率 90％以上、さとうきび発芽率 80％以上）を確保する。 ウ ばれいしょ原原種の生産体系において、変異体のチェックを強化し品種の純粋性の維持を図る。 エ ミニチューバー等を用いた原原種生産体系の拡大により、緊急時における新品種等の原原種の供給期間を大幅に短縮した増殖体系の構築を図る。 オ 原原種の配布先の意向等を把握するためのアンケート調査を実施する。 カ ばれいしょ及びさとうきびに係る試験研究を行う試験研究機関等に対し、技術の提供及び健全無病種苗の配布を行い、新品種の開発・普及を支援する。	えた点数の集取（3,000 点程度／年度）を計画的かつ的確に実施する。 イ 「指定種苗の生産等に関する基準」（昭和 58 年農林水産省告示第 1666 号）に係る純度検査（170 点程度／年度）及び病害検査（220 点程度／年度）を計画的かつ的確に実施する。 （２）国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施 ア 検査依頼のあった日から、原則として 50 日以内に検査結果の報告を行う。また、依頼者の意向を把握し、業務の質の向上を図るとともに、検査結果についてクレームがあった場合には、適切に処理する。 イ 国際的な種子流通の活性化、種苗業者におけるリスク管理の必要性の高まり等に対応するため、研究開発部門で開発した最新の病害検査手法等を活用し、依頼検査における検査項目の拡大を図る。 ウ 種苗検査等の業務に係る国際機関である国際種子検査協会（ISTA）等が開催する会議に職員を派遣し、国際規格の策定に参画する。 エ 種子の輸出を促進するため、民間の検査機関等が参加する種子検査ネットワークを構築し、種子病害検査法の標準化、普及を促進する。 オ OECD 品種証明制度に基づくてんさい種子の検査を着実に実施する。 （３）国からの指示により実施する検査の実施 ア 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。 イ 農林水産省からの指示に基づき、種苗業者が EC（現 EU）加盟国のナショナルカタログへ品種登録した種子の事後検定を着実に実施する。 3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 ア 「食料・農業・農村基本計画」に即し、道県の需要量に対応した原原種の供給量を安定的に確保（需要量のほぼ 100％を確保できる生産配布計画の作成）する。その方策として、同一品種を複数農場で栽培すること等により、台風や冷害等の気象変動や病虫害の発生等のリスク分散を行う。また、道県の需要に対応した健全無病な種苗の供給を前提に、品質・生産力の向上、省力化及びコストの低減を図り、効率的な原原種の生産を行う。 イ 新たな病害の発生等に対応し、病虫害防除等を講じる。無病性については、収穫直前の検定におけるばれいしょ及びさとうきび原原種の病害罹病率を 0.1％未満とする。また、品質においては、ばれいしょの萌芽率 90％以上、さとうきびの発芽率 80％以上を確保する。 ウ ばれいしょ原原種の生産体系において、変異体のチェックを強化し、品種の純粋性の維持を図る。 エ ミニチューバー等を用いた原原種生産体系の拡大により、緊急時における新品種等の原原種の供給期間を大幅に短縮した増殖体制の構築を図る。 オ 原原種の配布先である道県の意向等を把握するためのアンケート調査を実施し、業務の質の向上を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に処理する。 カ ばれいしょ及びさとうきびに係る試験研究を行う試験研究機関等に対し、技術の提供及び健全無病種苗の配布を行うとともに、母本の早期無毒化等により、新品種の開発・普及を支援する。
---	--

4	種苗管理業務に係る研究開発成果の現場への橋渡し等 （１）研究成果の生産現場への橋渡し ア 研究開発部門で開発した新品種の早期普及のため、種苗の増殖を支援する。 イ 研究開発部門からの要請に応じて、畑作物の試験研究用種苗等を増殖する。 （２）情報提供 ア 品種登録出願者に対する情報提供や、種苗業者に対する技術指導、ばれいしょ及びさとうきび種苗生産者等に対する技術指導、情報提供等を行う。 イ 種苗管理業務を通じて得られた情報及び知見を農林水産省に提供する。 （３）種苗管理担当者の業務運営能力の向上 種苗管理業務に係る先進的な技術・知識等の導入に努めるとともに、種苗管理担当者の業務運営能力の向上を図る。	4	種苗管理業務に係る研究開発成果の現場への橋渡し等 （１）研究成果の生産現場への橋渡し ア 研究開発部門で開発した品種の早期普及のため、新品種の種苗の増殖を支援する。 イ 研究開発部門からの要請に応じて、輪作ほ場を活用し、早期普及が必要な畑作物の試験研究用種苗等を増殖する。 （２）情報提供 ア 品種登録出願者に対する出願等に係る情報提供や、種苗業者に対する技術講習会の開催による技術指導、ばれいしょ、さとうきび種苗生産者等に対する技術講習会の開催による技術指導、情報提供等を行う。 イ 種苗管理業務を通じて得られた情報及び知見を農林水産省に提供する。 （３）種苗管理担当者の業務運営能力の向上 種苗管理業務に係る先進的な技術・知識等の導入に努めるとともに、種苗管理担当者の業務運営能力の向上を図る。
評価軸・評価の視点及び評価指標等	令和元年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価
（１）業務推進の基本方針 【評価の視点】 ・適正な品種登録の実施及び優良種苗の流通確保のための、以下の（２）～（５）の種苗管理の取組が適切に行われているか。	（１）業務推進の基本方針 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に基づく農林水産植物の栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等、農業生産の最も基礎的かつ重要な種苗管理業務を総合的に行う種苗管理センターは、（１）～（４）を適切かつ効率的に推進し、適正な品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保に資する。その際、種苗管理センター業務は、現場業務が大宗を占め、労働災害のリスクが高いことを踏まえ朝礼等により安全衛生に対する職員の意識改革を進めるとともに、リスク低減用具の活用等を励行し災害の 30％削減を目指す。 また、種苗管理業務の推進に必要な施設の維持管理、大型機械の老朽化等を踏まえつつ、予算の戦略的・効率的な執行に努める。	（１）業務推進の基本方針 適正な品種登録の実施及び優良種苗の流通確保のために行われる種苗管理業務（農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、品種保護対策、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの原原種の生産・配布及び研究開発成果の現場への橋渡し等）について、業務の質の向上、業務運営の効率化及び予算の戦略的・効率的な執行に留意しつつ、以下の（２）～（５）のとおり着実に実施した。その際、種苗管理業務は、労働災害のリスクが高いことを踏まえ、作業を指揮・監督する職員の職長・安全衛生責任者教育の受講、ヘルメットの着用率向上等を図り、労働災害発生件数は前年度（9 件）から 77.7％減った 2 件となった。 なお、これまでインドネシアの種子馬鈴しょの JICA プロジェクトに専門家を派遣するなどの活動（1992 年から 10 年間）や、品種登録、高品質の種子の供給とその品質管理制度を途上国に確立する活動が、途上国における安定した農業生産に多大な貢献を果たしているとして、令和元年 7 月に外務大臣表彰を受賞した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠： 種苗管理業務の推進については、適正な品種登録の実施及び優良種苗の流通確保のため、以下の（２）～（５）の定量的指標を達成しており、また、計画に掲げた事項が着実に実施されていることから、評定を B とする。
（２）農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 【評価の視点】 ・品種登録審査を着実に推進するための栽培試験等が適切に実施されているか。	（２）農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 ア 栽培試験の確実な実施 1）品種登録審査を着実に推進するため、農林水産省と緊密な連絡調整を図りつつ、前年度出願点数（資料調査によるものを除く。）の 70％以上の栽培試験を計画的かつ的確に実施する。 加えて、主要農作物種子法の廃止に対応し、水稻の栽培試験を開始する。	（２）農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 ア 栽培試験の確実な実施 1）栽培試験を計画的に実施するため、農林水産省と緊密な連絡調整を図り、出願品種の植物種類に応じた適切な栽培環境となる実施場所を県試験センター等の委託先を含めて選定し、さらに、実施場所のほ場・施設使用状況や労力、及び対照品種の入手時期等を考慮した試験計画を四半期ごとに策定した。 そして、品種登録審査の着実な推進に資するため、前年度出願点数（資料調査によるものを除く 820 点）の 70％(574 点)を超える 579 点（達成率 100.8％）の栽培試験について、類似度の高い対照品種を選定し、栽培・特性調査マニュアル等を用いて質の高い試験を実施した。	（２）農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 目標の 574 品種以上（70％以上）の栽培試験実施に対して、5 品種多い 579 品種を実施し、目標を超えた。また、平均 80 日以内の報告書提出に対して、78.9 日で提出し、品種登録の迅速化に貢献した。さらに、オランダの栽培試験実施機関と連携協定に基づいた試験技術の調和により、2 植物種類の品種登録審査の国際標準化に貢献した。 育成者権の侵害対策では、都道府県知的財産担当者への専門会合を開催し、種苗管理センターのサービスを利用した侵害対策事例等を紹介した。

		そのうち、水稻については、谷和原水田ほ場にて、出願 2 品種の試験を実施した。 また、西日本農場では造成した水田で、稲種の栽培・特性調査マニュアル案を基とし、水稻の標準品種の試作栽培試験を実施して、特性調査を行った。標準品種の特性が十分に発現したことから、来年度から水稻栽培試験を実施する。	（３）農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 大臣の指示に基づき、順調に検査を行い、表示検査及び集取・品質検査の年間計画点数を達成した。また、新たに稲の発芽検査を実施した。依頼検査に関しては、全検査点数 1,767 点全て、依頼のあった日から 50 日以内に検査結果の報告を行った。依頼者の要望により病害検査 1 種類を追加した。 （４）ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 道県の需要に対応したばれいしょ・さとうきび原原種の供給量を安定確保し、道県からの申請数量を配布することができた。また、健全無病な種苗の生産・配布を無病性、萌芽率等を確保し、適切に行った。さらに、ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種及び抵抗性を示すとされる品種の増殖を着実に実施・推進した。 （５）種苗管理業務に係る研究開発成果の現場への橋渡し等 研究開発部門が開発した DNA 品種識別技術の現場業務への導入を行った。 また、研究開発部門等と連携し、種苗管理業務に係る技術開発を行ったほか、研究開発部門で開発した果樹 1 品種の増殖を行った。さらに、種苗業者からの要請に基づき講習会を開催するなど、情報提供と技術指導を行った。 <課題と対応> （２）農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 - 栽培試験の効率的かつ確実な実施に向け、引き続き、植物種類に応じた適切な栽培場所の検討並びに栽培環境の維持整備に努める。 - 報告書の提出については、実施場所と提出日について緊密に連絡を取り、安定的に目標内で
2） 栽培試験対象植物の種類を拡大するため、農林水産省からの依頼に基づき、10 種類の植物種類について、種類別審査基準案の作成又は既存の種類別審査基準の技術的検討（新しい特性の追加等）による改正のための情報を収集し、その情報を農林水産省に提供する。さらに、10 種類程度の植物種類について栽培・特性調査マニュアル及び特殊検定マニュアルの作成又は改正を行う。	3） 出願者から提出された出願品種種子及び種菌を確実に保存する。また、リファレンスコレクション（栽培試験に対照品種や標準品種等として用いる比較品種）については、出願品種の動向、種苗入手や増殖の難易等を踏まえつつ整理を行い、6,000 品種以上を維持する。 4） 栽培試験結果報告書は、電子化システムの利活用により迅速な報告書の作成に努め、栽培試験終了後平均 80 日以内に農林水産省	2） 栽培試験対象植物の種類を拡大するため、(ア)UPOV 加盟各国で種類別審査基準が公開されておらず、日本が初めて種類別審査基準を作成するヴェロニカストルムヴァージニカム種等 8 種類、(イ)新たに国際的な技術指針に整合させるラシュナリア属 1 種類について、実際にその植物を栽培して作型、特性調査形質や標準品種等を選定を行い、審査に必要な情報を収集した。 加えて、(ウ)国際的な技術指針に整合させるために改正するレタス種等 13 種類について、栽培試験を活用して、特性調査を行い、審査に必要な情報を収集した。 上記(ア)(イ)(ウ)のうちの 11 種類について、種類別審査基準案を作成又は改正を行い、農林水産省に情報提供を行った。 さらに、栽培・特性調査マニュアル及び特殊検定マニュアルについては、 - 栽培・特性調査マニュアルが未整備のクサフヨウ種等の 5 種類について新規作成 - 審査基準が改正されたカリブラコア属等 5 種類について改正 3 種類の特殊検定マニュアルを新規作成及び 1 種類を改正 合わせて 14 種類の新規作成又は改正を行った。 なお、今年度より、作成したマニュアルについては、出願者が願書の作成に先立って実施する出願品種の特性調査において活用できるよう、農研機構のホームページで公開した。	3） 出願者から提出された全ての出願品種の種子及び種菌を確実に保存し、栽培試験に供試した。 また、リファレンスコレクション（栽培試験に対照品種や標準品種等として用いる比較品種）として、種子系 4,606 品種、栄養系 1,603 品種、計 6,209 品種を維持管理した。このうち、種子系 175 品種、栄養系 316 品種について、指標となる標準品種や類似性の高い品種として、試験の精度を保つために活用した。 なお、維持管理に労力がかかる栄養系品種については、栽培試験の利用頻度、入手のし易さ等を考慮して整理し、業務の効率化を図った。 4） 栽培試験結果報告書の迅速な作成のため、電子化システムを活用するとともに、各植物種類の点数に応じて提出目標を設定した。

	に提出する。 5) 本部の国際標準化強化方針に留意しつつ、品種登録審査の国際標準化に資するため、植物新品種保護国際同盟 (UPOV) が開催する会議に職員を派遣し、テストガイドライン等の作成に貢献する等、国際調和を推進する。 加えて、国際連携協定を締結したオランダの栽培試験実施機関と連携して、共通の栽培・特性調査マニュアルを作成し、栽培試験技術の国際調和の進展に取り組む。	しかし、本所で行う報告書の精査において、10 月に全体の約 43% の処理が集中したため、一時平均 80 日を超過する状況になったが、実施農場からの提出予定時期を定期的に確認して翌月以降の処理日数を予測し、計画的に管理したことで遅延を防ぎ、目標とした平均 80 日よりも 1.1 日早い平均 78.9 日で農林水産省に提出した。 5) 品種登録審査の国際標準化に資するため、UPOV が開催する 4 つの技術作業部会(野菜：韓国、農作物：ウルグアイ、コンピュータプログラム及び自動化技術:中国、生化学及び分子技術:中国)に各 1 名、計 4 名の職員を派遣した。 野菜及び農作物の会合では、新たに UPOV テストガイドライン（国際的な技術指針）の検討を開始したケールについて当該職員が作業部会の座長を務め、日本の審査の状況やケールの品種特性等を UPOV 同盟各国に説明し、日本の 19 の審査形質を反映させるよう、審議を進めた。また、昨年より継続協議している稲も当該職員が作業部会の座長を務め、日本の審査形質や調査方法をおおむね反映させることができ、次年度で審議を終了させる目途が立った。いずれも次年度へ継続審議となっている。 また、コンピュータプログラム及び自動化技術並びに生化学及び分子技術の会合では、UPOV 加盟各国の特性評価の自動化及び病害抵抗性形質の特性審査における DNA 利用等について、日本で活用していくための情報を収集した。 特に、CPVO（欧州品種庁：EU の品種登録機関）で令和元年から DNA マーカーを用いたトマトの品種管理プロジェクトが開始されたことから、種苗管理センターも、このプロジェクトに参画し、日本の種子を提供するなどの協力を行うとともに、今後の栽培試験における DNA の品種識別技術の活用に資する情報を収集した。 加えて、CPVO の主要な栽培試験実施機関である Naktuinbouw（オランダ）と当センターとの連携協定に基づき、本年度の作成計画に沿って、ガーベラ及びトマトについて栽培や特性調査（ガーベラは 52 ある調査形質の全て、トマトは 74 ある調査形質うち 42 形質）の技術的な摺り合わせを行い、両国共通のマニュアルを作成（累計 8 種類）して公開し、国際調和を進展させた。	の提出を行う。 （３）農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 ・これまでの指定種苗検査及び E C 事後検定の結果を分析し、より効率的な検査の方法を検討する。 ・依頼検査の満足度調査アンケートで病害検査への新規要望が多かった病害を追加する。 （４）ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 ・ばれいしょの原原種生産について、引き続き、ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種及び抵抗性を示すとされる品種の早期無病化・増殖体制を維持する。 ・原原種配布先へのアンケート調査結果やクレームを踏まえ、原因究明し、対策や改善を行う。 （５）種苗管理業務に係る研究開発成果の現場への橋渡し等 ・研究開発部門からの要請を踏まえ、社会実装が見込まれる新品種の種苗の増殖を引き続き実施する。
	イ 育成者権の侵害対策及び活用促進 1) 育成者権の侵害対策等について、品種保護対策役の人材育成を進めて、全国対応が可能となるよう配置を行う。 2) 我が国の登録品種の海外における育成者権侵害に関する情報を地方農政局、都道府県等関係行政機関の知財担当者会議を開	イ 育成者権の侵害対策及び活用促進 1) 模範応答集に基づいた実践的な電話応答の研修による人材育成や、種苗法の内容及び G メンの業務に関する熟練度試験を行い、合格した G メンを 7 場所に配置し、全国対応可能となる体制を整備した。 また、約 20 名の職員に対しても G メンセミナーを実施し、将来の G メン候補となれる人材育成を幅広く行った。 2) 近年相談が多く育成者権者でもある都道府県知的財産担当者を集め、「都道府県農業分野の知的財産（育成者権）担当者会合」の第 2 回目を 7 月に行った。	

	催する等して共有するとともに、品種の保護活用に関するアドバイスを行う。特に税関に対し、水際対策に関する 情報がある場合には速やかな提供を行う。	今年度は種苗を巡る情勢や、海外出願に関する情報、種苗管理センターのサービスを利用した育成者権者による侵害対策に関する事例紹介などの実践的な内容とした。 会合後のアンケート結果では、「侵害対策の方法が理解できた。」等の回答が多く寄せられ、 育成者権である都道府県が自ら権利行使する体制作りに一定の役割を果たすことができた。 また、その他のアンケート結果として品種登録制度について基礎的な内容についても情報提供して欲しい旨の意見があったことから、品種登録制度に関する基礎的な内容が掲載されている web ページを紹介した。 なお、来年度は本担当者会合の参集範囲を広げることとし、その方策を検討した。	
	3) 育成者権者、公的機関その他育成者権の関係者（以下「育成者権者等」という。）からの侵害及び活用に関する相談に対し、対抗措置及び活用方法等の助言を行う。	3) 育成者権者等からの侵害相談 19 件（昨年 26 件）について侵害品確認と相手方への警告など具体的な対抗措置について助言を行った。また、種苗の輸出・輸入、農業者の自家増殖に関する質問等の一般相談が 107 件（昨年 116 件）あり、当日中に助言を行った。	
	4) 育成者権者等からの依頼に基づく育成者権侵害状況の記録、品種類似性試験等を実施するとともに、導入した DNA 品種識別技術を用いて、登録品種等の DNA 情報データベースを追加・拡大する。	4) 育成者権者等からの依頼に基づき、新規依頼による寄託 1 件を含む、19 件の寄託を受けた。なお、侵害事案が和解となったことで 1 件の寄託を終了し、寄託物を廃棄した。 農林水産省の委託事業により登録品種等の凍結乾燥標本・DNA（301 品種・18 品種）の保存を行うとともに、カーネーション登録品種 10 品種及びイチゴ登録品種 10 品種について DNA 情報データベースを拡大した。	
	5) 「東アジア植物品種保護フォーラム」の戦略的展開に際し、参加国に対する栽培試験技術の付与や品種保護関係の人材育成のための専門家の派遣や研修を積極的に実施する等、我が国の知的財産である品種が海外で適切に保護されるような環境整備を図る活動を支援する。	5) 東アジア植物品種保護フォーラムの活動では、UPOV テストガイドライン（国際的な技術指針）に調和した日本のウリ科植物種の調査方法、標準品種設定方法等の審査方法についての技術指導のため、インドネシアに職員 1 名を専門家として派遣した。その結果、UPOV テストガイドラインと調和したインドネシア独自のウリ科審査基準の検討が進展し、日本の育成品種がインドネシアで保護される環境整備を進めた。 JICA を通じた活動では、6 月～9 月に、8 ヶ国 8 名に対して講義・実習を行い、種苗検査制度や植物品種保護制度を実施する実践的技能の習得を支援した。 また、稲の栽培試験の技術指導のために 9 月にはベトナムへ職員 1 名を専門家として派遣し、10 月にはマレーシア品種登録審査当局の実務担当者 10 名を受け入れ、試験設計の手法や特性調査の実習を行って栽培試験技能向上に貢献した。	
(3) 農作物（飼料作物	(3) 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、	(3) 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等	

を除く）の種苗の検査、指定種苗の集取、立ち入り検査等 【評価の視点】 ・指定種苗の検査及び依頼検査が確実に行われているか。また、ニーズに即した依頼検査項目等の拡大が適切に行われているか。	立入検査等 ア 国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実 1）指定種苗の表示検査（15,000 点程度）について、過去の検査結果を分析して、集取（3,000 点程度）及び表示発芽率に対する発芽検査を的確かつ効果的に行う。 2） 「指定種苗の生産等に関する基準」に係る純度検査（170 点程度）、病害検査（220 点程度）及びそのほかの基準が定められている室内検査（発芽・純潔・含水量）を実施する。	ア 国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実 1） 農林水産大臣指令に基づき、流通段階の種苗について、種苗業者で 15,570 点の表示検査を実施し、3,065 点を店頭で集取した。また、前年に違反があった業者に対し、表示事項の違反については、改善されたことの確認、発芽率違反については、芽生評価の際の判定基準の違いについての説明や、発芽率を確認して出荷することが大切であること等を助言した。その他、農林水産省からの指示により、品種名不表示及び育成者権侵害の疑義情報があった種苗業者の追加検査を実施した。その結果、疑義品そのものは確認できなかったが、聴き取りにより事実を確認し、種苗法で定められている品種名記載の義務と育成者権について助言を行い、農林水産省に結果を報告した。 店頭で集取した種子について、表示発芽率を確認するため、3,093 点（一部前年度集取点数含む）の発芽検査を行った。 検査の結果、表示違反が 15,570 点中 51 点（0.33 %）、表示発芽率を満たさないものが 3,093 点中 95 点（3.1%）であった。該当する種苗業者には、違反の原因や当該ロットへの対応、今後の対策について照会し、文書で回答を受理した後、農林水産省に報告した。 2） 生産等基準に係る検査について、検査対象作物種類（稲含む）ごとに、販売量が多い品種や新品種、過去に違反があった品種を中心に以下のとおり実施した。 <table border="1" data-bbox="1359 1161 2175 1549"><tr><th>検査項目</th><th>検査点数</th><th>基準を満たさなかった点数（%）</th></tr><tr><td>品種純度検査</td><td>187 点</td><td>0 点（0.0%）</td></tr><tr><td>病害検査</td><td>234 点</td><td>17 点（7.3%）</td></tr><tr><td>発芽検査</td><td>2,826 点</td><td>62 点（2.2%）</td></tr><tr><td>純潔検査</td><td>2,762 点</td><td>0 点（0.0%）</td></tr><tr><td>含水量検査 （気密包装種子）</td><td>2 点</td><td>1 点（50%）</td></tr></table> 基準を満たさなかった場合は、表示検査と同様に、該当する種苗業者に照会し、回答を受理した後、農林水産省に報告した。	検査項目	検査点数	基準を満たさなかった点数（%）	品種純度検査	187 点	0 点（0.0%）	病害検査	234 点	17 点（7.3%）	発芽検査	2,826 点	62 点（2.2%）	純潔検査	2,762 点	0 点（0.0%）	含水量検査 （気密包装種子）	2 点	1 点（50%）
検査項目	検査点数	基準を満たさなかった点数（%）																		
品種純度検査	187 点	0 点（0.0%）																		
病害検査	234 点	17 点（7.3%）																		
発芽検査	2,826 点	62 点（2.2%）																		
純潔検査	2,762 点	0 点（0.0%）																		
含水量検査 （気密包装種子）	2 点	1 点（50%）																		
	イ 国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施 1） 的確かつ迅速な検査を基本に、検査試料の提出が遅れたもの等特別の事情があるものを除き、検査依頼を受け付けた日から 50 日以内に検査結果の報告を行う。また、依頼者の関心事項及び満足	イ 国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施 1） 依頼検査を的確かつ迅速に行うため、植物種ごとに決められている検査法の中で、選択可能な複数の条件や資材（温度帯、発芽床、休眠打破方法）の内、検査ロットに最適なものを選択したことにより、全検査点数 1,767 点について、																		

	度を調査し、業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に対処する。 2) 依頼者から要望があった種子伝染性病害に対し、調査研究結果等を踏まえ、依頼検査の対象病害を1種類以上拡大する。 3) 国際種子検査協会（ISTA）が種子検査所の再承認のため、3年に1回行う査察に対応する。また、ISTA 等が開催する会議について、農林水産省からの職員の派遣の要請に基づき、職員を派遣する等積極的に参画する。さらに、国際健全種子推進機構（ISHI）が行う比較試験等の検査法の国際標準化に向けた活動に参画し、必要に応じ職員を派遣する。 4) 民間の検査機関等が参加する種子検査ネットワークを活用する等	検査依頼のあった日から 50 日以内（平均 21.5 日）に検査結果の報告を行った。 検査依頼者の関心事項及び満足度に関するアンケート調査の結果、窓口対応については、73%が「良い」、27%が「普通」との回答だった。検査結果については、40%が「良い」、43%が「普通」、17%は回答がなかった。 要望に対する改善策として、検査依頼が多く予約してから 1 ヶ月以上の検査待ちとなっているウリ科野菜の果実汚斑細菌病（BFB）の検査点数を増やして待機業者を解消する必要がある。このため、培養スペースを確保するとともに、種子培養に使用する器具の変更等による作業効率や検出精度の向上を図るため、検査システムを改善し、検査可能点数を現行 500 点/年から 1,000 点/年に拡大し、検査実施能力を高めた。 2) 依頼者からの要望が高かった種子伝染性病害のうち、「メロンえそ斑点ウイルス」について、昨年度に作成したマニュアル案を検証するために横浜植物防疫所との室間試験を実施し、その妥当性を確認して依頼検査の対象病害に追加した。 種苗業者が検査の確立を要望している病害について優先順位を明らかにするために、検査できずに取引できないことによる経済的損失、業者が望む検出感度等を各業者から直接聞き取りして情報を取りまとめた。これらの情報を機構内の種子病害ネットワーク内で共有するとともに、優先順位の高い病害の国際標準又はそれに準ずる検査方法について機構内研究者と妥当性を検討した。 3) 国際依頼検査業務を確実に行之、品質保証システムを改善するとともに、必要な技術力を維持し、3年に1回の国際種子検査協会（ISTA）による査察を受け、ISTA 証明書を発行できる種子検査所として再承認された。 また、インドで開催された ISTA 総会に2名が参加し、ISTA 憲章や検査ルールの改正、追加、修正が採択された。また、各技術委員会の公開会議に出席し、変更が検討されている検査方法や問題となっている事項（特に、発芽検査委員会では、種苗管理センターで導入を検討する有機質培地等を使った検査方法の検証）について情報を聴き取った。 シンポジウムでは、各国の種子研究者から発表があり、種子検査に関する最新の技術（機器を用いた異種種子同定方法や種子活力から発芽率を予想する方法など）に関して情報収集した。 日本種苗協会が主催した ISHI-Veg 国内会議に参加し、メキシコ、トルコ、イタリア及びドイツにおいて発生が確認されたトマトやトウガラシの ToBRFV（ウイルス）に対し、タイが検疫対象として検討していること、ISHI がそのウイルスの検出法のプロトコルを開発し Web サイトに公開したことなどの情報を収集した。 4) 種苗業者の種子検査能力を向上させて、自ら品質管理することが可能となる
--	---	---

	して、産業界との連携を強化し、種子病害検査法の標準化、検査手法の技術移転に取り組み検査態勢の充実を図り、種子の輸出促進に資する。 5）OECD 品種証明制度に基づく種苗業者の輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査依頼があった場合には的確かつ迅速な検査を実施し、検査結果を報告する。	よう、研修要請に基づき、発芽検査の講習会を3回（3業者、14名）行った。その結果、参加者の ISTA ルールに基づいた芽生評価（正常芽生と異常芽生の見分け方）への理解が深まり、種子品質管理技術が向上した。講習会后、参加種苗業者から、「正確な発芽率を知るためのサンプリング方法が分かった。」「自社の評価基準作りに役立った。」とのコメントがあった。 また、種子病害ネットワーク内の植物病理研究者と協力して、種苗業者向けの技術講習会を糸状菌、細菌、ウイルスについて各1回ずつ計3回（7業者延べ21名）開催し、病害検査技術の技術移転を実施するとともに、アンケートを実施して要望等を確認し、フォローアップを行った。 民間の検査機関と構築した種子検査ネットワークを活用し、民間検査機関の検査体制や要望を聞き取りし、2月に「アブラナ属野菜の黒腐病」及び「ウリ科野菜の緑斑モザイク病」等に関する技術移転の講習会を開催し、技術移転を行った（1業者、延べ4名）。 5）OECD 品種証明制度に基づく種苗業者の輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査依頼はなかった。	
	ウ 国からの指示により実施する検査の実施 1） 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立ち入り、質問、検査及び収去を的確に実施するとともに、その結果を農林水産省に適切に報告する。また、農林水産省からの要請に応じて、検査に関する協力等の対応を行う。 2）種苗業者が EC ナショナルカタログへ品種登録した野菜種子の事後検定を年次計画に基づいて実施し、農林水産省に報告する。	ウ 国からの指示により実施する検査の実施 1） カルタヘナ法第32条第2項の農林水産大臣の指示はなかった。農林水産省からの要請に応じて遺伝子組換え生物等の検査法を確立するための妥当性確認試験（メロン、トマト及びソルガム、合計63サンプル）を行った。その他、遺伝子組換え検査に関する業務として、消費者庁からの依頼により、遺伝子組換え食品検査方法の試験室間共同試験に参加し、2種類の GM えだまめについて検出限界を調査した。 2）日本の種苗業者が EU 諸国のナショナルカタログに品種登録している野菜種子を EU 諸国へ輸出する際、日本と EU との取決めにより行われる事後検定について、13種類78品種を実施し、農林水産省へ結果を報告した。	
（4）ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 【評価の視点】 ・道県の需要に対応した原原種の供給の安定確保、健全無病な育苗の供給生産・配布が適切に行われているか。	（4）ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 ア「食料・農業・農村基本計画」に即し、道県の需要量に対応した原原種の供給量を安定的に確保（需要量のほぼ100%を確保できる生産配布計画の作成）する。「ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要綱」（昭和62年4月1日付け 62 農蚕第 1969 号 農蚕園芸局長通知）第6配布の申請に基づく道県からの申請数量に対して支障をきたすことのないように生産・配布する。生産に当たっては、主要な品種について同一品種を複数農場で栽培すること等により、台風や冷害等の気象変動や病虫害の発生等のリスク分散を行う。また、道県の需要に対応した健全無病な種	（4）ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 ア ○道県の需要量に対応した原原種の生産配布計画の作成 道県の需要量に対応したばれいしょ及びさとうきび原原種の供給量を安定的に確保するために、原原種生産に必要な種苗を見込み生産することで、需要量のほぼ100%を確保できる生産配布計画を以下のとおり作成した。 ・ ばれいしょについては、見込みの需要量において少量品種のみ一定の危険率（災害等による減収等）を考慮し、全品種で需要量を確保できる規格内品の効率的な生産計画を策定した。その際、令和2年春植用ばれいしょ原原種については、でん粉原料用品種等においてジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種への急激な転換があったため、北海道に品種の振替を依頼し、調整の結果、78品種中75品種で需要量を確保できる計画とした。	

苗の供給を前提に、品質・生産力の向上、省力化及びコストの低減を図り、効率的な原原種の生産を行う。

その際、農業情報研究センターにおいて実施される当該業務の効率化に資する研究が着実に前進するよう必要なデータ提供のとりまとめ、提供に取り組む。

	需要量 (袋)	生産計画 (袋)	充足率
令和元年秋植用	1,973	2,157	109%
令和２年春植用	60,466	60,467	100%

- ・ さとうきび原原種生産では、これまで農場ごとに一律の危険率を設定し、台風等の災害に備えてきたが、効率的で需要に即した生産配布が可能となるように算出方法を見直し、過去７年間の品種ごとの生産実績に基づいて生産量を算出し、生産計画を作成した。

	需要量 (千本)	生産計画 (千本)	充足率
令和元年夏植用	1,133	1,338	118%
令和２年春植用	990	1,148	116%

○道県からの申請数量に対応した原原種の生産配布

配布要綱に基づく道県からの申請数量に対して、以下のとおり支障なく配布した。

- ・ 令和元年秋植用ばれいしょ原原種では、原原種栽培期間中に被覆資材を使用し、霜害防止とウイルス病感染予防に努めたが、平成 31 年 3 月 15 日に降霜があり、全ての品種において霜害又は低温障害様症状が見られた。速やかに薬剤を散布して生育の回復を促したこと等により、充足率 100%を確保した。
- ・ 令和２年春植用ばれいしょ原原種では、栽培期間中に原原種ほ場で発生した黒あし病について、北海道農業研究センター等の協力を得て作成した「種苗管理センターにおける黒あし病への対応方針」（ばれいしょの黒あし病に関する検討会）に基づき、病株の除去、収穫後の乾燥（40 日以上）を徹底するとともに、出荷前のロット検査を実施し、合格した原原種のこれら情報を配布先に提供し、了解を得て配布した。また、孺恋農場では台風 19 号により場内道路で被害があり、ばれいしょ原原種の出荷が遅れる可能性があったが、搬出用道路の緊急補修等により、おおむね通常どおりの時期に配布できた。これらの取組により、充足率 99.98%を確保した。

	申請数量 (袋)	配布数量 (袋)	充足率	生産数量 (袋)
令和元年秋植用	2,117	2,117	100%	3,161
令和２年春植用	60,315	60,303	99.98%	62,994

- ・ さとうきび原原種の生産において、栽培期間中に台風による被害は、鹿児島農場で 2 回（10, 17 号）、沖縄農場で 3 回（10, 13, 17 号（最大瞬間風速 29m/s））であった。これら台風により、さとうきびの倒伏、折損、網室等の破損が確認されたが、台風襲来前の剪葉（さとうきびの頂部の葉をカット

することで風による揺さぶりを低減する作業、本年は労働安全上適切な機械がなかったので手作業）により倒伏や折損の軽減を図るとともに、台風通過直後には人海戦術により倒伏した茎を起すことで地面からのメイチュウ等の被害の軽減を図った。収穫では、乱倒伏した茎をより分けて虫害がないことを確認し、夏季の高温の中、熱中症に注意しながら原原種を収穫、配布し、品質と申請数量を確保したことにより、充足率は 100% となった。なお、九州沖縄農業研究センターが育成したさとうきび品種「はるのおうぎ」は、既存品種 NiF8 に比べて生産性が高く、機械化収穫に優れ、種子島のさとうきび生産量の減少に歯止めをかける品種として早期普及が求められていた。このため、大幅な需要が見込まれると考え、通常より労力を要するが高い増殖率が期待できる側枝苗等の急速増殖技術を活用した。その結果、通常の増殖に比べ、2 年早く令和 2 年春植用原原種として 128 千本を配布できるように緊急増殖を実施し、早期普及と数量の要望に応えた。

○気象変動や病虫害の発生等のリスク分散の実施

台風や冷害等の気象変動や病虫害の発生等のリスク分散のため、ばれいしょでは「男爵薯」、「メイクイン」、「コナヒメ」等、さとうきびでは「NiF8」、「Ni22」、「Ni27」等の主要な品種について、同一品種を複数農場に分散して原原種を生産した。

	申請数量 (千本)	配布数量 (千本)	充足率	生産数量 (千本)
令和元年夏植用	1,086	1,086	100%	1,094
令和 2 年春植用	1,028	1,028	100%	1,123

○品質・生産力の向上、省力化及びコストの低減のための対応

- ・ ばれいしょ原原種の品種管理を的確に行うことを目的とし、配布先等で品質に問題が確認された際に作業工程を遡り、迅速な原因究明と改善策が講じられるよう、収穫時に使用する大型コンテナごとにロット管理し、収穫まで遡れるトレーサビリティを試行した。
- ・ さとうきび原原種ほ場での病害検定(抜取り) では、生育後期は茎長が 2 m 以上となり、上葉が見づらくなることから、作業の安全確保、精度向上等のため、ドローンで撮影した画像により病害株を認識できるか否かについて、農業環境変動研究センターから助言を得て試行した。その結果、気象条件や生育ステージにより課題があることから、改善のための試行を引き続き行うこととした。
- ・ 土壌分析の結果、胆振農場及び後志分場でカルシウムが不足していることが明らかとなったことから、萌芽力の向上、塊茎腐敗の軽減を図るため、カルシウムを効果的に吸収させるための作条施用をした。
- ・ アシストスーツを利用した省力対策について、本年度は着脱が容易で可動領

		域の広いサポータータイプのアシストスーツを試行し、収穫選別作業等の腰等に負担のかかる作業を補助することの有効性について評価したところ、身体への負担が少なく感じられる結果を得た。 ・ 農業情報研究センターが実施する抜取り作業の省力化に向けた「バレイショ原原種・原種・採種ほ場における病害の自動判定」に対して、北海道中央農場、植物防疫所（ウイルス病見本園での画像）及び長崎県内の種ばれいしょほ場で必要な画像が収集できるように生産者団体と調査時期やほ場等を意見交換しながら計画、実施し、研究の着実な前進に貢献した。	
	イ 新たな病害の発生等に対応し、北海道農業研究センターで開発したジャガイモ黒あし病高度診断技術の活用等により病虫害防除等を講じる。無病性については、生育期間中のほ場での肉眼による病害検定を実施し、収穫直前の検定におけるばれいしょ及びさとうきび原原種の病害罹病率を0.1%未満とする。また、品質においては、土壌改良、輪作年限の確保等の対策を実施し、ばれいしょの萌芽率90%以上、さとうきびの発芽率80%以上を確保する。	イ ○無病性の維持確保のための対応 <ばれいしょ> ・ 生育期間中、目視による病徴等株の抜取りを原原種ほど 5～14 回（網掛け栽培除き）実施し、ウイルス罹病株等をほ場から除去するとともに、薬剤散布を週 1～2 回、合計 10～13 回（網掛け栽培除き）行う等、徹底した植物体の無病化に取り組んだ。 ・ 病虫害の農場内への侵入を防止するため、①ジャガイモシストセンチュウ等の侵入防止対策の徹底、②アブラムシの飛び込み数の定期的な観測に基づく防除、③採種環境を良好に保つため農場近隣市町村、JA 等関係機関と連携した周辺環境浄化対策等に引き続き取り組んだ。 ・ 「イノベーション創出強化研究推進事業」の緊急対応研究課題「ほ場で突発するジャガイモ黒あし病の感染要因の検証（平成 30 年度）」の成果を活用し、ジャガイモ黒あし病を発生させないため、①ほ場周辺の除草・掃除刈りによる環境浄化、②明渠の深掘・溝起こしによるほ場への黒あし病菌の流入抑制、③大雨に備えたほ場の排水改良のためのサブソイラーによる弾丸暗渠の施工、排水路の設置等の対策を行ってばれいしょ生育環境の健全化を推進した。なお、本年、ばれいしょ原原種生産ほ場において病原性の強い <i>Dickeya dianthicolai</i> の発生はなく、また、<i>Pectobacterium carotovorum</i> subsp. <i>brasiliense</i> (Pcb) の発生が昨年に比べて少なかった（前年 5 品種 35 株→本年 4 品種 19 株）。 ・ また、抜き取った異常株が黒あし病によるものか否か迅速に検定するため、北海道農業研究センターで開発された Pcb も加えた国内発生 4 菌種に対応した黒あし病高度診断技術を導入・実用化した。このことにより、遺伝子診断の操作が 4 回から 2 回となり、診断までの時間を短縮して、上記の 19 検体を迅速に確認した。 ・ 本年度の収穫直前の検査におけるばれいしょ原原種の病害罹病率は、令和元年秋植用 26 品種及び令和 2 年春植用 78 品種全てにおいて 0.1%未満であった。 <さとうきび> ・ 生育期間中、目視による病徴等株の抜取りを原原種ほど 13～14 回実施し、ウ	

		イルス罹病株等をほ場から除去するとともに、薬剤散布を合計 11～15 回行う等、徹底した植物体の無病化に取り組んだ。これにより全ての品種において罹病率は 0.1%未満であった。 ・ 前述のとおり、ドローンによる茎葉頂部の画像から病徴の有無を判定できるか試行し、実用化に向けてさらに改善を行うこととした。 ○萌芽率等の品質の維持確保のための対応 <ばれいしょ> ・ 原原種生産では、5 年輪作（雲仙農場では 3 年 5 輪作）を行うとともに、浴光育芽、ウイルス病の発生状況の確認及び茎葉処理による生育期間の確保、土壌条件や品種特性に適した収穫機械等のセッティングと速度調整による収穫選別時の塊茎の受傷の軽減、一部のほ場、品種での萌芽不良や塊茎腐敗の改善を目的としたカルシウム資材の施用等により、ばれいしょ原原種の萌芽率は、令和元年秋植用が 99.8%、令和 2 年春植用が 99.6%を確保した。 <さとうきび> ・ 原原種生産では、2 年 2 輪作を行うとともに、品質を大きく損なう台風による被害（倒伏により芽のメイチュウによる食害、塩害等）への事前対策としての「剪葉作業（倒伏を軽減するため頂葉部分をカット）」、事後対策としての「きび起こし（人力により倒伏したさとうきびを起こす）」と直後の殺虫剤により、さとうきび原原種の発芽率は、令和元年春植用が 94.7%、令和元年夏植用が 96.2%を確保した。		
	ウ	ばれいしょ原原種の生産体系において、変異体のチェックを行い、品種の純粋性の維持を図る。	ウ	原原種品種を各々の培養系母本と比較栽培し、形態的特性を調査した結果、原原種 78 品種全てにおいて変異は確認されなかった。
	エ	ミニチューバー等を用いた原原種生産体系の拡大により緊急時における新品種等の原原種の供給期間を大幅に短縮した増殖体制の構築を図るため、エアロポニックス栽培において、噴霧間隔や栽植密度等の改良によるミニチューバーの効率的な生産に取り組む。特に、国内で発生が確認されたジャガイモシロシストセンチュウの対策として、緊急増殖体制を維持するとともに、ジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種の発生地域における導入を農林水産省とともに推進する。	エ	○ミニチューバーの効率的な生産のためのエアロポニック栽培の改良 ・ エアロポニック栽培における効率的な生産のため、以下の検討・改良を行った。 1） エアロポニック栽培では根部に養液を直接噴霧することで生長を促すが、塊茎にも養液が噴霧されて皮目肥大が発生し、歩留まりの低下を招いていた。これを回避するため、生育ステージに応じて散布間隔を変え、特に苗の活着後は、夜間の噴霧を停止したことで皮目肥大の発生を抑える効果が得られた。 2） 晩生品種において、生育中期以降過繁茂状態となり、摘葉作業に時間を要するとともに茎葉部の黄化が早まる傾向があったことから、栽植間隔を広めにすることで、摘葉作業に要する時間が短縮され、株当たり収量も向上した。 3） 晩生品種では塊茎の着生が遅れ、収量性が向上しなかったため、短日条件で夜間温度を下げるにより塊茎着生の早期化が図れないか確認したところ、一部の品種で改善が見られた。このため、次年度より冷房等に要するコ

		ストを勘案した上で活用する。 ○ジャガイモシロシストセンチウ抵抗性品種の緊急増殖体制の維持 ・ ジャガイモシロシストセンチウ抵抗性品種の普及拡大のため、昨年と同様に、抵抗性品種「フリア」の緊急増殖を継続し、原原種 400 袋（新たな発生地域に対してそのうち原原種 230 袋）を配布した。これにより、約 400ha のばれいしょ生産ほ場（令和 4 年）の種ばれいしょが確保できる見込みである。 ・ また、ジャガイモシロシストセンチウを含むジャガイモシストセンチウ抵抗性品種の普及拡大等のため、配布要綱が改正され、農林水産省の主催による配布要綱改正の説明会に出席し、種ばれいしょ生産道県、生産者団体等に対し、 1）原原種の生産配布状況、 2）シストセンチウ非抵抗性品種の原原種配布の考え方（非抵抗性品種については前年の申請数量を上まわる申請不可） について説明し、農林水産省とともに抵抗性品種の導入を推進した。	
	オ 原原種の配布先である道県の意向等を把握するためのアンケート調査を実施 し、その結果に基づき次年度以降の原原種生産配布に関する改善計画を作成することにより業務の質の向上を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に処理する。	オ ○ばれいしょ及びさとうきび原原種の配布先に対するアンケート結果における顧客満足度（5 点満点）は以下のとおりであった。 （ばれいしょ原原種） 令和元年春植用：3.6 点【前年 3.6 点】、 令和元年秋植用：4.0 点【前年 4.3 点】 （さとうきび原原種） 令和元年春植用：3.9 点【前年 4.1 点】、 令和元年夏植用：3.7 点【前年 3.8 点】 なお、ばれいしょ原原種の一部品種については、配布直後の塊茎表面の陥没症状、生育の不揃い、ウイルス病の発生等の指摘があることから、土壌改良資材を投入し、病害虫に感染しやすい品種等に対しては生育後期の抜き取り実施回数を増やす等品質改善に取り組んだ。 ○ばれいしょ原原種に対するクレームへの対応 1） 北海道中央農場生産品種への異品種混入に対しクレームがあり、培養から原原種生産に至るまでの全ての生産工程を検証し、混入の可能性が否定できない原因を特定し、色ラベル活用等品種の識別化を図るとともに、作業実施責任者が作業者に作業内容を指示し、確認する体制に見直す等の異品種混入防止策を新たに講じることとした。 2） 昨年発生した後志分場産「とうや」の陥没症状の案件を受け、北海道農業研究センターの協力を得て、陥没症状塊茎を種いもとして植え付けた場合の生産への影響を確認するための調査計画を作成し、調査を実施した。その結果、健全な塊茎と軽症の塊茎との間では、茎長等地上部の生育、生産された塊茎についての陥没症状の有無、収量性、貯蔵後の陥没症状の発生等について、有意	

		な差はなかった。																															
	カ ばれいしょ及びさとうきびに係る試験研究を行う試験研究機関等に対し、技術の提供及び健全無病種苗の配布を行うとともに、母本の早期無毒化等により、新品種の開発・普及を支援する。	カ ○北海道農業研究センターにばれいしょの無病化についての技術の提供を行った。 ○試験研究機関等からの申請に対し、調査用種苗の提供を以下のとおり行った。 <table><tr><th colspan="2"></th><th>品種数</th><th>配布数量</th></tr><tr><td rowspan="2">ばれいしょ (kg)</td><td>令和元年秋植用</td><td>10</td><td>560</td></tr><tr><td>令和2年春植用</td><td>98</td><td>11,012</td></tr><tr><td rowspan="2">さとうきび (本)</td><td>令和元年夏植用</td><td>6</td><td>180</td></tr><tr><td>令和2年春植用</td><td>7</td><td>2,450</td></tr></table> ○試験研究機関から有望育成系統を受け入れ、母本の無病化、増殖特性の確認を以下のとおり行った。 <table><tr><th></th><th>無病化数</th><th>特性確認数</th><th>育成中止数</th></tr><tr><td>ばれいしょ</td><td>19</td><td>10</td><td>13</td></tr><tr><td>さとうきび</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td></tr></table>			品種数	配布数量	ばれいしょ (kg)	令和元年秋植用	10	560	令和2年春植用	98	11,012	さとうきび (本)	令和元年夏植用	6	180	令和2年春植用	7	2,450		無病化数	特性確認数	育成中止数	ばれいしょ	19	10	13	さとうきび	3	3	2	
		品種数	配布数量																														
ばれいしょ (kg)	令和元年秋植用	10	560																														
	令和2年春植用	98	11,012																														
さとうきび (本)	令和元年夏植用	6	180																														
	令和2年春植用	7	2,450																														
	無病化数	特性確認数	育成中止数																														
ばれいしょ	19	10	13																														
さとうきび	3	3	2																														
(5) 種苗管理業務に係る研究開発成果の現場への橋渡し等 【評価の視点】 ・種苗管理業務に係る研究開発成果の現場への橋渡しや、種苗に関する情報提供等の取組が適切に行われているか。	キ 輪作ほ場、不測時の増殖ほ場等を活用して、災害時の代作用種子の生産、予備貯蔵を実施し、必要に応じて都道府県に配布する。 (5) 種苗管理業務に係る研究開発成果の現場への橋渡し等 ア 研究成果の生産現場への橋渡し 1) 研究開発部門が開発した導入可能な DNA 品種識別技術の妥当性を確認し、その技術の対象となっている植物の種類を品種類似性試験の対象に加える。また、病害検査等に係る新技術を速やかに導入し、種苗管理業務の効果的・効率的な推進を図る。 2) 農業・食品分野における Society5.0 の早期実現と研究成果のスピーディな実用化に取り組む研究開発部門で開発した品種の早期普及のため、インパクトある社会実装が見込まれる新品種の種苗の増殖を支援する。また、研究開発部門からの要請に応じて、輪	(5) 種苗管理業務に係る研究開発成果の現場への橋渡し等 ア 研究成果の生産現場への橋渡し 1) 昨年度作成した葉を用いたカンキツの DNA 品種識別技術を基に、果樹茶業研究部門が改良したカンキツ果実の品種識別技術マニュアル（案）の検証を行い、同マニュアルを完成させた。 また、茶の DNA 品種識別技術について、果樹茶業研究部門と同様の結果が得られるかを検証し、その結果を開発元にフィードバックした。 また、北海道農業研究センターが主体で実施している「イノベーション創出強化研究推進事業」開発研究ステージ「健全種ばれいしょ生産を達成するジャガイモ黒あし病発病リスク回避技術の確立（令和元～3年度）」に参画し、「保菌種ばれいしょの発病リスクの解明」では各種研究材料の提供を行うとともに、「ほ場及びその周辺環境における黒あし病菌感染リスクの解明」では黒あし病感染源の探索に取り組んだ。 2) 果樹茶業研究部門が育成した、既存のレモン品種よりかいよう病に強く豊産性の「璃の香」の現場への早期普及のため、前年度に引き続き、ウイルスフリーを維持しながら母樹の栽培管理を行い、健全な穂木の採取を行った。 採取した穂木の数量「璃の香」： 1,373g																															

	作ほ場を活用し、早期普及が必要な畑作物の試験研究用種苗等を増殖する。		
	イ 情報提供 1) ホームページ等を通じて、品種登録出願者に対する出願等に係る情報提供（講演を含む）を行う。種苗業者に対する技術講習会の開催による技術指導を行う。ばれいしょ、さとうきびの種苗生産者等に対する技術講習会の開催による技術指導、情報提供等を行う。 2) ばれいしょ原原種の平成 29 年産（平成 29 年秋植用と平成 30 年春植用）及び平成 30 年産（平成 30 年秋植用と令和元年春植用）の年次別品種別の配布袋数を 7 月末までにホームページで公開する。 3) 種苗管理業務を通じて得られた情報及び知見を農林水産省に提供する。	イ 情報提供 1) 出願者が願書の作成に先立って実施する出願品種の特性調査において活用できるよう、今年度より特性調査マニュアルを農研機構のホームページで公開した。また、「ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要綱」の改正に基づいて過去 2 ヶ年の配布申請数量が 50 袋（1 袋 20kg）を下回る場合、令和 4 年度から品種の配布を停止することを種ばれいしょ関係者へ情報提供した。 技術指導では、種苗管理センターが持っている技術を、種苗業者に移転を図るため、種子病害ネットワーク内の植物病理研究者と協力して糸状菌、細菌、ウイルスについて各 1 回ずつ計 3 回（延べ 21 名、21 業者）技術講習会を開催した。 ばれいしょ及びさとうきび原原種の配布先である JA や生産者に対し、品質向上に向けたほ場での病株抜取り技術を指導するとともに、生産配布した原原種に関する情報を各生産者団体等に提供した。 2) ばれいしょ原原種の平成 29 年産（平成 29 年秋植用と平成 30 年春植用）及び平成 30 年産（平成 30 年秋植用と令和元年春植用）の年次別品種別の配布袋数を令和元年 7 月末にホームページで公開した。 3) 栽培試験業務を通じて得られた審査基準改正に必要な情報（特性調査形質の追加や標準品種の更新）を農林水産省種苗室の要請に応じて提供した。また、品種保護対策業務を通じて得られた国内登録品種が海外で販売されている情報を農林水産省種苗室に提供した。	
	ウ 知的財産マネジメントへの貢献 育成者権の侵害対策や活用促進等に関する知見を活かし、農研機構全体で行う「第 1 の 5 知的財産マネジメントの戦略的推進」に貢献するため、知的財産部が行う育成者権の侵害防止の取組強化に寄与するとともに、知的財産部とともに DNA 品種識別技術の拡大を研究開発部門に働きかける。	ウ 知的財産マネジメントへの貢献 インターネットを通じて得られた、海外における農研機構育成品種の侵害情報を知的財産部に提供した（カンショ、ウメ、ブドウ等）。知的財産部が開催した DNA 品種識別技術の開発に係る会議で、本年度を含む今後の実施計画について研究部門等と情報共有し、役割分担を明確にした。	
	エ 種苗管理担当者の業務運営能力の向上 種苗管理センターが策定する研修計画等に基づき、種苗管理業務に係る先進的な技術・知識等の導入に努めるとともに、種苗管理担当者の業務運営能力の向上を図る。	エ 種苗管理担当者の業務運営能力の向上 種苗管理業務を遂行するために各業務では、階層に応じて専門的知識と技術を付与するために以下の研修等を実施した。例えば、 ・ 「栽培試験実施責任者養成研修」は、栽培試験の実務経験をおおむね 5 年以上有する者又は品種登録審査業務の実務経験を有する者に対し、栽培試験実施責任者としての栽培試験に係る総合的能力を付与する研修を実施した。その後	

		「栽培試験実施責任者認定試験」を受験し、5 名が合格した。（合格者は栽培試験実施責任者の資格者として、栽培試験実施報告書の実施責任者、検定作業等の業務ができる。） 「発芽検査研修」は、種苗検査業務で行う種子の発芽検査、純潔検査、含水量検査の方法について、実技を行いつつ、植物種ごとに最適な手順を確認する研修を行った。研修終了後は、依頼検査などの検査業務ができる者が新たに 2 名増加した（種苗検査業務全体で 4 名体制）。 「種苗生産専門技術研修」は、種苗生産業務の実務経験 2 年以上有する者に対し、ばれいしょ原原種生産の現場において病害虫対策に即応できる人材を育成するため、ばれいしょ原原種生産にとって必要な植物防疫法や、最も重要な病害虫であるジャガイモシストセンチュウ、黒あし病の検診方法等を習得させた（8 名）。	
主務大臣による評価			
評定 B ＜評定に至った理由＞ 業務推進の基本方針については、適正な品種登録の実施及び優良種苗の流通のために行われる種苗管理業務において、業務の質の向上、業務運営の効率化及び予算の戦略的・効率的な執行に留意しつつ、着実に実施するとともに、種苗管理業務の際に発生する高い労働災害リスクに対して適切に対応した結果、労働災害発生件数が前年度から 77.7%（9 件から 2 件へ減少）減少し、年度目標を達成している。 品種登録に係る栽培試験等については、579 点（年度目標：572 点）について実施し、栽培試験終了後の報告までの日数についても平均 78.9 日（年度目標：80 日）と、いずれも年度目標を達成している。また、新たに出願された植物種類の種類別審査基準案の作成や栽培・特性調査マニュアルの作成・改正、オランダの栽培試験実施機関との連携協定に基づく栽培試験技術の調和による品種登録審査の国際標準化を進めるなど、着実に業務を実施している。 指定種苗の表示検査については 15,570 点（年度目標：15,000 点程度）、集取・室内検査（発芽率、含水量等）については 3,093 点（年度目標：3,000 点程度）を行い、いずれも目標を達成している。種苗業者等からの依頼検査についても、全検査点数 1,786 点全てを検査依頼日から約 21.5 日（年度目標：50 日）で検査結果を報告した。また、今年度は依頼者からの要望により、病害検査 1 種類を追加している。 国際関係については、国際種子検査協会（ISTA）による 3 年毎の査察を受け、同協会の承認機関として証明書を発行出来る種子検査所として再承認された。 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布については、でん粉原料用品種等においてジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種への急激な転換等があったものの、需要量のほぼ 100%を確保できる生産配布計画を作成するとともに、適切な栽培管理を着実に実施した結果、配布要綱に基づく道県からの申請数量に対して配布数量の充足率 100%を確保し、年度目標を達成している。特に大幅な需要拡大が見込まれた品種（ばれいしょのジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性品種「フリア」、さとうきびの新品種「はるのおうぎ」等）については、緊急・急速増殖技術を活用し、原原種の早期配布を実施したことで、産地への早期普及に向けた貢献を行っている。 また無病性や萌芽率等の品質の維持確保のための対応については、生育期間中の徹底した植物体の無病化管理、品質管理の取組を着実に実施した結果、罹病株 0.1%未満、萌芽率及び発芽率 90%以上確保し、年度目標を達成している。特にジャガイモ黒あし病の対応については、「イノベーション創出強化研究推進事業」の緊急課題「ほ場で突発するジャガイモ黒あし病の感染要因の検証（平成 30 年度）」の成果を活用し、ジャガイモ黒あし病を発生させないための取組として生育環境の健全化を推進している。また、研究部門が開発した高度診断技術を導入・実用化したことにより、迅速な罹病株の判別が可能となり、早期防除による感染拡大防止に貢献している。 ばれいしょ及びさとうきび原原種の配布先に対する顧客満足度については、5 点満点の 3.6 点以上であるものの、前年と同程度かやや下回る結果となった（前年より 0.0 点～0.3 点減少）が、実需者からのクレームを踏まえ、研究開発部門と連携しながら原因を究明し、再発防止策を検討・実施するなど、現在の生産・配布体制において取り得る対策が講じられている。 研究開発成果の現場への橋渡しについては、研究開発部門等と連携し、カンキツと茶の DNA 品種識別技術、種子伝染性病害の検査技術及び種ばれいしょ生産におけるジャガイモ黒あし病対策技術等の開発を行っている。また、種苗管理センターにおいて、研究開発部門で開発した新品種（レモン品種「璃の香（りのか）」）及び実用可能性が見込まれるばれいしょ新品種の実証用種苗の増殖を行っている。 以上のとおり、年度計画に基づいた着実な業務運営が行われていることから、B 評定とする。 ＜今後の課題＞ 今後も行政部局や国内外の関係機関と密接に連絡調整を図り、適正な品種登録の実施、優良種苗の流通確保に向けた種苗管理業務の質の向上の取組の維持及び業務運営の効率化の実施の維持を求める。特にばれいしょ原原種の生産・配布については、配布先の顧客満足度が減少傾向にあることから、より実需者ニーズを踏まえた生産・配布の実施を求める。			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1 1	農業機械化の促進に関する業務の推進		
関連する政策・施策	農林水産研究基本計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文な	国立研究開発法人農業・食品産業技術研究機構法第 14 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表農林水産省元－⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0184

2. 主要な経年データ													
①モニタリング指標							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	備考		28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	
技術講習会などへの講師派遣回数（回）	59	57	52	88			予算額（千円）	1,885,680	2,110,811	2,292,165	2,316,551		
農業機械化促進に関する技術相談などの件数	127	181	186	91			決算額（千円）	1,904,853	2,161,514	2,673,657	2,214,328		
展示会への出展件数などの広報実績	26	25	24	17			経常費用（千円）	1,676,747	1,577,629	1,605,108	1,597,882		
見学件数	78	80	120	129			経常利益（千円）	△5,100	30,040	△591	7,071		
							行政サービス実施コスト（千円）	1,729,822	1,570,185	1,686,432	－		
							行政コスト（千円）	－	－	－	2,403,856		
							従業員数（人）	74.8	73.9	74.0	74.0		

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標（平成 30 年 4 月 1 日改正）	中長期計画（平成 30 年 4 月 1 日変更）
（1）業務推進の基本方針 「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産研究基本計画」等に即して生産現場が直面する問題の速やかな解決、生産流通システムの革新による大幅な生産性の向上及び新たな価値の創出等に資するため、ロボット技術、ICT 等の先端技術の活用を一層図りつつ、農業機械に関する試験研究及び実用化、安全性検査等の業務を総合的かつ効率的に実施する。 併せて、農作業の安全に資する情報収集・分析、それを踏まえた農業機械の開発及び評価試験の高度化並びに農業用ロボットの性能や安全性確保に関する評価手法の確立を図る。 また、農業競争力強化支援法(平成 29 年法律第 35 号)に基づき、農業機械等の開発について、良質かつ低廉な農業資材の供給の実現に向けた開発の目標を設定するとともに、大学及び民間事業者等と連携を図る。	（1）業務推進の基本方針 「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産研究基本計画」等に即して生産現場が直面する問題の速やかな解決、生産流通システムの革新による大幅な生産性の向上及び新たな価値の創出等に資するため、ロボット技術や ICT 等の先端技術の活用を一層図りつつ、以下の研究推進方向に沿って、効率的かつ効果的な試験研究及び実用化の業務を実施する。 農業機械の安全性検査等の業務については、安全性評価及び環境性能評価の充実を図りつつ、効率的かつ効果的に実施する。 併せて、農作業事故情報等を行政部局、メーカー、関係団体や都道府県など関係機関と緊密に連携して収集・分析を図り、その結果を農業機械の開発研究及び評価試験の高度化に活用する。また、今後、社会実装が見込まれる農業用ロボットに求められる性能や安全性確保要件については、評価手法の確立を目指す。 また、農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）に基づき、農業機械等の開発について、良質かつ低廉な農業資材の供給の実現に向けた開発の目標を設定するとともに、大学及び民間事業者等と連携を図る。 業務推進に当たっては、異分野を含む、農業機械化に取り組む機械メーカー、関係団体、研究機関等との連携を日常的に強化し、現場からの要望、要請に適切かつ的確に対応する。対応状況は、農業者、農業者団体、大学、行政等から構成される外部委員会による検討を踏まえ改善に努める。

(2) 研究の推進方向 ア 農業機械等の試験研究の推進 農業者の減少や高齢化等による労働力不足が深刻な問題となっている中、若者・女性等多様な人材が活躍できる環境を整え、担い手農業者のニーズに応えるためには、省力化・低コスト化に資するロボットや ICT 等の新技術の導入、未機械化分野への対応及び機械部品の共通化・標準化、より安全な機械の開発などを一層進めていく必要がある。こうした課題に対応するため、農業機械等の試験研究及び実用化とこれに資する基礎・基盤的研究を重点的かつ計画的に実施する。これらのことを実現するため、別添 1 の 1(2)に示した研究を農業研究業務の研究開発と協力分担して進める。 なお、研究の推進に当たっては、研究のステージに応じて研究評価(生産現場への普及性の観点を含む)を適切に実施し、研究の実施に反映させるとともに、その評価結果及び研究開発成果については、できるだけ定量的手法を用いて国民に分かりやすい形で情報提供を行う。 イ 行政ニーズへの機動的対応 期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を的確に実施する。 ウ 地域での農業機械開発への研究支援 都道府県（農業試験場、普及組織等を含む。）、商工関係者、担い手、メーカー、関係省庁など、関係者が参画した機械の開発・改良の取組に対して、農業研究業務を行う地域農業研究センターなどと協力分担して研究支援する。 (3) 効率的・効果的な研究開発を進めるための配慮事項 農業機械等の試験研究及び実用化を効率的・効果的に進めるため、以下の事項に配慮する。研究課題の選定・実施に当たっては、生産現場のニーズに的確に対応するため、各地域農業研究センター、行政部局、大学、担い手農業者、民間事業者、研究機関等から現場ニーズに係る情報を定期的に収集し、機動的に課題化する体制を構築するとともに、農業研究業務における作業技術、情報技術、農業経営など関連する研究分野との連携を強化する。 また、スマート農業（ロボット技術や ICT を活用した超省力生産及び高品質生産を実現する新たな農業）の実現に向けて、ロボット技術、ICT 等の異分野の技術を活用した先進的・革新的な機械の開発、通信規格の標準化等の研究に異分野の研究機関等との連携も図りながら積極的に取り組む。このほか、電動化など将来的に必要なものの未確立の基盤技術については、大学、異分野の研究機関等と連携協力して研究に取り組む。 実用化に当たっては、担い手農業者、行政部局等と連携しながら、迅速な普及が可能となるよう、情報収集及び提供、製造業者ごとに異なる部品の共通化及び汎用化等が促進される体制の構築に取り組む。 なお、農業政策上で緊急的に措置が必要な課題については、迅速かつ柔軟に人的・経済的資源を投入し、優先的に取り組む。 (4) 農業機械の安全性検査等 ア 農業機械の開発・改良の促進や農作業の安全性の確保、環境保全に資するため、リスクアセスメントの考え方、安全性検査等の実施結果等を踏まえて、安全性検査等内容の充実を図る。	(2) 研究の重点化及び推進方向 ア 農業者の減少や高齢化等による労働力不足が深刻な問題となっている中、若者・女性等多様な人材が活躍できる環境を整え、担い手のニーズに応えるためには、省力化・低コスト化に資するロボットや ICT 等の新技術の導入、未機械化分野への対応及び機械部品の共通化・標準化、より安全な機械の開発などを一層進めていく必要がある。こうした課題に対応するため、別添 1 の 1(6)に示した研究を農業研究業務と協力分担して重点的に推進する。 研究の推進に当たり、（1）で示した外部委員会による開発計画、進捗状況及び開発成果の検討及び生産現場の声を踏まえ、中間評価、終了時評価及び単年度評価を研究の実施に反映するとともに、評価結果及び研究開発成果については、できる限り定量的な手法、視覚的な表現も用いつつ国民に分かりやすく、また、ウェブサイトへの掲載をはじめとして幅広く情報提供を行う。 イ 期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を的確に実施する。 ウ 地域での農業機械開発への研究支援として、都道府県（農業試験場、普及組織等を含む。）、商工関係者、担い手、メーカー、関係省庁など、関係者が参画した機械の開発・改良の取組に対して、農業研究業務を行う地域農業研究センターなどと協力分担して研究支援する。 (3) 効率的・効果的な研究開発を進めるための配慮事項 (1) に掲げた農業機械等の試験研究及び実用化を効率的かつ効果的に進めるため、以下の事項に配慮する。 ア 研究課題の選定・実施に当たっては、生産現場のニーズに的確に対応するため、各地域農業研究センターや行政部局、大学、担い手、異分野を含むメーカー、研究機関、流通業者等から現場ニーズに係る情報を定期的に収集し、機動的に課題化する体制を構築するとともに、従前の農業機械分野に限らず、開発・改良に当たっては、農業研究業務における作業技術や情報技術、農業経営はもとより、育種、栽培、病虫害防除など関連する研究分野との連携を強化する。 イ スマート農業の実現に向けて、平成 25 年に農林水産省が設置した「スマート農業の実現に向けた研究会」（以下「スマート農業研究会」という。）での審議を踏まえ、ロボット技術や ICT 等の技術、知識を活用した先進的・革新的な機械の開発に当たり、異分野の研究機関との連携を図る。 ウ 実用化に当たっては、現場の担い手農業者、行政部局等と連携しながら、迅速な普及が可能となるよう、情報収集及び提供、メーカーごとに異なる部品の共通化及び汎用化等が図られる体制を構築する。 エ ロボット技術の安全性の確保については、スマート農業研究会で策定予定の農林水産業用ロボットの安全性確保ガイドラインを踏まえつつ、技術の開発とその評価方法に関する研究を推進する。 オ スマート農業の実現に向けて、通信規格の標準化を図るに当たり、欧米の ISOBUS の状況・規格等を把握するとともに、関係企業・団体等と連携して、我が国で適用する規格の策定と標準化を推進する。 カ 電動化等将来的に必要な未確立の基盤的な技術については、大学や異分野の研究機関等との連携協力により、研究の課題化や研究開発の促進を図る。 (4) 農業機械の安全性検査等 ア 農業機械の安全性の向上に向け、国内外の規制・基準の動向、機械安全に関するリスクアセスメントの考え方、事故調査・分析の結果、事故防止に関する開発・改良研究の成果等を踏まえ、事故防止・被害低減に向けた安全性評価に資する
--	--

なお、環境保全の観点からは、農業機械の省エネルギー化や排出ガスなどの低減に向けて積極的な対応を行う。 イ 申請者の利便性の向上に資するため、より効率的な検査の実施、事務処理の合理化等により、成績書の早期提出に努める。 ウ このほか、農業機械の安全性検査等の結果については、継続的にデータベースの充実を図るとともに、インターネット等を通じて幅広く情報提供を行う。また、農作業事故は高齢者に多いことを考慮に入れ、農作業事故防止のための安全な農業機械の普及促進や農作業安全対策の啓発に取り組む。 エ 今後我が国の農業機械等の国際展開が進む中で、我が国の農業機械が有する高い作業性能、安全性能、環境性能等のグローバルスタンダード化を促進する観点から、農業機械メーカー、その団体等の協力を得て、OECD トラクターテストコードなど農業機械に係る国際標準の設定等に関する議論に積極的に関与する。 （５）農作業の安全に資する情報収集・分析とそれを踏まえた農業機械の開発及び評価試験の高度化 農作業の安全確保を進めるためには、農業機械・装置の安全性の一層の向上を図ることが必要である。高齢農業者、新規就農者の安全確保はもとより、農業経営の急速な規模拡大により、農業機械の大型化、高性能化及び中古農業機械の利用が進む中で、中核的な担い手や雇用労働者の安全確保にも留意していく必要がある。 このため、行政部局、関係業界、労働安全分野の専門家等との連携の下、農作業事故の実態をより的確に把握・分析する体制を設け、その分析情報について、農業機械の安全設計や安全利用に資するよう、農業機械メーカーや生産現場へフィードバックする。また、分析情報を基に、メーカーによる改善に向けたリスクアセスメントの実施を促すとともに、新たな機械開発に向けて、民間企業へのリスクアセスメントの助言指導などを行うほか、安全性向上に向けたメーカー等での取組情報等を把握・共有し、事故分析や啓発活動に活かしていく。加えて、事故分析結果については、農作業の安全の向上、健康障害の防止及び作業負担の軽減に資する農業機械・装置の開発、機械・装置の安全性や取扱いの利便性の向上に係る計測・評価試験手法の高度化のほか、優れた安全性能を有する機種をより評価する仕組みづくりに活かしていく。	よう農業機械の評価試験の充実を図る。また、環境性能の向上に向け、国内外の規制の動向、環境に関連する開発・改良研究の成果等を踏まえ、OECD トラクターテストコード等の国際基準を考慮した省エネルギー化の推進や排出ガスの規制強化を含む対応に資するよう農業機械の評価試験の充実を図る。 イ 検査方法の改善等による効率的な検査等の実施、事務処理の合理化等を進め、成績書等の早期提出に努める。 ウ 安全性検査等の農作業安全に係る情報のデータベースの充実とともに、その情報をウェブサイト等で広く提供する。併せて、外部から寄せられた安全性検査等に関する質問及びその回答を分かりやすい形で迅速にウェブサイトを通じて情報提供を行う。 エ 農作業事故が高齢者に多いことを考慮し、ウェブサイト以外での情報提供を行う等、農作業安全が真に必要な利用者への情報提供を行う。 オ 経済協力開発機構（OECD）、アジア・太平洋地域農業機械試験ネットワーク（ANTAM）への会議に参画して、情報収集を行うとともに、農業機械メーカー及びその団体等の協力を得て、国際的な標準化に対する議論に積極的に関与する。 （５）農作業の安全に資する情報収集・分析とそれを踏まえた農業機械の開発及び評価試験の高度化 農業機械・装置の安全性の一層の向上を図り、農作業の安全確保を図るため、以下のとおり、重点的に推進する。 ア 行政部局等との連携により、農作業事故情報の収集を充実するとともに、事故情報の分析に当たっては、労働安全分野の専門家等外部専門家も交えた検討会を開催する等、よりの確な分析結果を得られる体制を整備する。また、その分析情報を農業機械のリスクアセスメントの考え方に基づく安全設計や安全利用に資するよう、行政部局、関係団体等と連携し、ウェブサイトのみならず多様なルートを通じて農業機械メーカーや農業現場へ伝達・普及する。また、分析情報を基に、メーカーによる改善に向けたリスクアセスメントの実施を促すとともに、新たな機械開発に向けて、民間企業へのリスクアセスメントの助言指導などを行うほか、安全性向上に向けたメーカー等での取組情報等を把握・共有し、事故分析や啓発活動に活かしていく。 イ 農作業事故の分析結果は、農作業の安全の向上と健康被害の防止に資する農業機械・装置、作業負担の軽減に資する農業機械・装置の開発、機械・装置の安全性や取扱いの利便性の向上に係る計測・評価試験方法の高度化のほか、優れた安全性能を有する機種をより適正に評価する仕組みづくりに活かしていく。
---	---

評価軸・評価の視点及び評価指標等（平成 31 年 2 月 14 日一部変更）	令和元年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価
（１）業務推進の基本方針 ○生産現場が直面する問題の速やかな解決、生産システムの革新による大幅な生産性の向上及び新たな価値の創出等に資するため、以下の（２）～（５）の農業機械に関する試験研究及び	（１）業務推進の基本方針 「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産研究基本計画」等に即して生産現場が直面する問題の速やかな解決、生産流通システムの革新による大幅な生産性の向上及び新たな価値の創出等に資するため、ロボット技術や ICT 等の先端技術の活用をより一層図り、農業・食品分野に係る Society5.0 早期実現を目指し、以下の研究	（１）業務推進の基本方針 農業機械の安全性検査等の業務については、社会実装が一部開始された農業用ロボットを含めて必要な安全装備の確認と利用環境の改善を促す、新たな安全性検査体制を平成 30 年度から構築したところであり、令和元年度は検査方法の改良・高度化をさらに推進するとともに、検査を適正に実施した。 農作業事故情報等を行政部局、メーカー、関係団体や都道府県関係機関と緊密に連携して収集・分析する体制を 21 道県（農業就業人口 57%、耕地面積 72% に相当）に拡大し、各現地の安全推進担当に情報及び分析結果をフィードバッ	< 評定と根拠 > 評定：A 根拠： （１）業務推進の基本方針 生産現場が直面する問題の速やかな解決や Society5.0 の早期実現を目指した試験研究及び実用化、安全性検査

実用化、安全性検査等の取組・体制の構築が適切に行われているか。	推進方向に沿って、効率的かつ効果的な試験研究及びその実用化の業務を実施する。 農業機械の安全性検査等の業務については、安全性評価の充実を図りつつ、効率的かつ効果的に実施する。 併せて、農作業事故情報等を行政部局、メーカー、関係団体や都道府県等、関係機関と緊密に連携して収集・分析を図り、その結果を農業機械の開発研究及び評価試験の高度化に活用する。また、今後、社会実装が見込まれる農業用ロボットの安全性確保要件やドローンによる散布性能評価については、評価手法の確立を目指す。 また、農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）に基づき、農業機械等の開発について、良質かつ低廉な農業資材の供給の実現に向けた開発の目標を設定するとともに、大学及び民間事業者等と連携を図る。 業務推進に当たっては、異分野を含む、農業機械化に取り組む機械メーカー、関係団体、研究機関等との連携を一層強化し、現場からの要望、要請に適切かつ的確に対応する。対応状況は、異分野の研究機関、農業者、大学、行政等外部の有識者による検討を踏まえ一層の改善を図る。	クするとともに、令和元年度までに開発した事故事例検索システムや対話型研修ツールを研修会で普及啓発・情報提供活動に活用し、他産業に比べて依然として高い水準にある農作業事故の減少に努めた。それら事故情報の分析結果を活用し、人間工学に基づく安全性の高い農業機械に係る研究開発及び評価試験・検査方法の改良・高度化をさらに推進した。また、農業用ドローンの防除性能評価の標準化について、屋外での散布試験方法を策定できる見込みが得られた。 農業機械等の開発については、担い手等生産現場のニーズを収集・分析し、異分野を含む、農業機械化に取り組むメーカー、関係団体、研究機関等農業機械の関係者が一体的に連携し、新たな研究開発等技術的な現場対応を迅速に行う仕組みとして、平成 30 年度に設置した農業機械技術クラスターは、令和元年度末において、110 組織の会員構成まで拡充され、中長期的に検討が必要な課題については、標準化・共通化推進委員会、安全性向上委員会等の専門委員会を開催して検討を推進した。 開発した成果をスマート農業実証プロジェクトで活用し、摘出された問題点は、農機メーカー、関係団体、異分野企業、研究機関等とも連携して改善を図り、開発成果の一層の普及を推進した。また、一層の改善が必要な課題に対しては、次世代の農業機械のコアとなる基礎・基盤技術や作目横断的な技術開発を推進した。	等の取組・体制の構築については、農作業事故情報等を収集・分析する体制を 21 道県（農業就業人口 57％、耕地面積 72％に相当）に拡大し、情報及び分析結果をフィードバックするなど、農作業事故の減少に努めるとともに、平成 30 年度に設置した農業機械技術クラスターは、令和元年度末において、110 組織の会員構成まで拡充され、専門委員会を開催するなど、課題解決を図るために最適な研究実施体制を構築して研究開発を実施した。 また、開発した成果をスマート農業実証プロジェクトで活用し、摘出された問題点は、農機メーカー、関係団体、異分野企業、研究機関等とも連携して改善を図り、開発成果の一層の普及を推進するなど機構内連携、民間企業、公設試、大学、農業者等との連携体制の構築を強化に推進し、試験研究及び実用化、安全性検査等を実施した。
（２）研究の推進方向 ○研究の推進に当たって、研究ステージに応じ、研究評価が反映される体制が構築されているか。また、行政及び生産現場のニーズに対応するため、関係者が参画した機械開発・改良・実用化の取組に対して、連携・協力が十分であるか。 ＜評価指標＞ ・研究の推進に当たって、研究ステージに応じた評価を反映するとともに、関係者が参画した機械開発・改良・実用化に協力分担して取り組んでいるか。	（２）研究の重点化及び推進方向 ア 農業者の減少や高齢化等による労働力不足が深刻な問題となっている中、若者・女性等多様な人材が活躍できる環境を整え、担い手のニーズに応えるためには、省力化・低コスト化に資するロボットや ICT 等の新技術の導入、未機械化分野への対応及び機械部品の共通化・標準化、より安全な機械の開発等を一層進めていく必要がある。こうした課題に対応するため、別添 1 の 1（6）に示した研究を農業研究業務と協力分担して重点的に推進する。 研究の推進に当たり、（１）で示した外部の有識者による開発計画、進捗状況及び開発成果の検討及び生産現場の声を踏まえ、中間評価、終了時評価及び単年度評価を研究の実施に反映するとともに、評価結果及び研究開発成果については、できる限り定量的な手法、視覚的な表現も用いつつ国民に分かりやすく、また、ウェブサイトへの掲載をはじめとして幅広く情報提供を行う。	（２）研究の重点化及び推進方向 ア 研究の推進に当たり、研究ステージに応じた評価マネジメントを行うため、6 月の中課題設計検討会において各課題が現場や地域のニーズを踏まえた内容となっているかを検討・確認するとともに、革新工学センター内の全研究者の他、農研機構内関係者や農林水産省関係部局の担当者も参集して 1 月に研究課題検討会等を開催し、小課題レベルで進捗状況、研究成果、次年度計画等を検討し、中長期計画等に照らした内部評価を実施して、次年度の研究推進に反映させることとした。 また、<u>担い手等生産現場のニーズを収集・分析し、異分野を含む、農業機械化に取り組むメーカー、関係団体、研究機関等農業機械の関係者が一体的に連携し、新たな研究開発等技術的な現場対応を迅速に行う仕組みとして、平成 30 年度に設置した農業機械技術クラスターは、検討会を延べ 5 回開催し、課題解決を図るために最適な研究実施体制を構築して研究開発を実施した。</u>その結果、過年度から継続している 12 課題に加えて、新たに地域農業の機械化支援と革新コア技術実用化を目指す 3 課題（遠隔操作式高能率法面草刈機の開発、カウシグナルのスコア化・判定システムの開発、豚舎洗浄ロボットの実用化研究）を選定・開始した。 なお、分かりやすい研究成果等の情報提供については、研究成果や安全性検査に関するプレスリリースを令和元年度は 16 件実施した他、農研機構	（２）研究の重点化及び推進方向 メーカー、農業者団体、行政等で構成する農業機械技術クラスターの検討会を延べ 5 回開催し、現場ニーズの検討を踏まえた研究課題の企画立案を実施した。さらに、農業者、異業種（建設機械、流通、金融）、大学、産業技術総合研究所、行政からなる<u>農業機械技術検討委員会を設立し、農業機械技術クラスターで企画立案した研究課題に対して客観的な評価を受けた。</u>また、立案された課題については、地域農業研究センター（北海道農研、中央農研、西日本農研、九州沖縄農研）との連携を図った。この他、課題に対する参画企業の公募体制を整え、ISOBUS 作業機の開発課題では、参画企業について外部委員による審査を行った。 （３）効率的・効果的な研究開発を進めるための配慮事項 技術の海外展開に向けた効果的なアプローチ方法及び国際連携の道筋を明らかにするために、海外レビューを実施した。国内外の専門家による講演を通して、スマート農業等に関する効果的かつ効率的な研究の進め方と国際連携について検討するために、国際シンポジウムを開催した。 関連する研究分野との連携では、1 大学、17 の公設試等と連携して研究を進めた。異分野の研究機関等との連携では、11 の異分野業種機関と連携を図った。通信規格

			Web 上やイベントでの広報活動を効果的に進めるために、広報体制の充実と国民に分かりやすい情報提供に努めた。 イ 年度中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を的確に実施する。 ウ 地域での農業機械開発への研究支援として、都道府県（農業試験場、普及組織等を含む。）、商工関係者、担い手、メーカー、関係省庁等、関係者が参画した機械の開発・改良の取組に対して、農業研究業務を行う地域農業研究センター等と協力分担の体制を強化して一層の研究支援を図る。
（３）効率的・効果的な研究開発を進めるための配慮事項 ○研究課題の選定・実施に当たって、生産現場のニーズに対応するため、現場ニーズに係る情報収集や課題化する体制が構築されており、連携・協力が十分であるか。 また、ロボット技術や ICT 等の異分野の技術を活用した先進的・革新的な機械の開発に、異分野の研究機関などとの連携・協力が十分であるか。 <評価指標>	（３）効率的・効果的な研究開発を進めるための配慮事項 （１）に掲げた農業機械等の試験研究及びその実用化を効率的かつ効果的に進めるため、以下の事項に配慮する。 ア 研究課題の選定・実施に当たっては、生産現場のニーズに的確に対応するため、各地域農業研究センターや行政部局、大学、担い手、異分野を含むメーカー、研究機関、流通業者等から現場ニーズに係る情報を定期的に収集し、機動的に課題化する体制を構築するとともに、従前の農業機械分野に限らず、開発・改良に当たっては、農業研究業務における作業技術や情報技術、農業経営はもとより、育種、栽培、病虫害防除等関連する研究分野との連携を強化する。 実用化に当たっては、担い手農業者、行政部局等と連携しながら、迅速な普及が可能となるよう、情報収集及び提供、製造業者ごとに異なる部品の共通	イ 年度中に生じた行政ニーズへの機動的対応では、県と生産者から要請のあったりんご黒星病の予防について、平成 29 年度から開発を開始した落葉収集機が 8 割程度収集できるようになり、市販化の段階となった。また、平成 28 年度に行政からのニーズに対応して開始したニンニク盤茎調製機については、平成 30 年度に地域限定で受注販売が開始され、令和元年 11 月からは対象を全国に拡大し、累計 47 台販売に至った（令和 2 年 1 月末現在）。 ウ 地域での農業機械開発への研究支援として、8 大学、40 の生産者団体・民間企業等、27 の公設試等と協力分担して開発機械の現地適用化を図った。また、地域農業研究センター等との協力分担では、ドローンを利用した栽培管理技術、スマート農業実証プロジェクト、高速高精度汎用播種機の開発等は東北農研と、大豆用高速畝立て播種機の現地実証と高度利用、栽培管理用 AI ロボットの研究開発は中央農研と、強害雑草の物理的防除技術は九州沖縄農研と、農作業事故の詳細調査・分析に関する研究、スマート農場の安全性確保に関する課題では農村工学部門と、稲麦二毛作地帯向け的水稻乾田直播用機械の開発は九州沖縄農研とそれぞれ協力分担を行った。なお、埼玉県とは年 1 回定期的な情報交換、（公社）日本農業法人協会とは作目別の農業機械開発や農作業安全等に関して意見交換を行い、多面的な研究支援と連携を図った。 （３）効率的・効果的な研究開発を進めるための配慮事項 ア 研究課題の選定・実施に当たっては、生産現場のニーズに的確に対応するため、メーカー、農業者団体、行政等で構成する農業機械技術クラスターの検討会を延べ 5 回開催し、現場ニーズの検討を踏まえた研究課題の企画立案を実施し、研究の重点化を図った。さらに、農業者、異業種（建設機械、流通、金融）、大学、産業技術総合研究所、行政からなる農業機械技術検討委員会を開催し、農業機械技術クラスターで企画立案した研究課題に対して評価を受けた。また、立案された課題については、地域農研（北農研、中央研、西農研、九沖研）との連携を図った。農業分野における Society5.0 実現のための連携強化としては、農機を中心としたスマート農業研究、国際標準化を視野に入れた技術の共有化・規格化活動を対象として、関係分野の海外有識者による評価及び助言を受けることで、研究の質の向上、技術の海外展開に向けた効果的なアプローチ方法及び国際連携の道筋を明らかにするために、海外レビューを実施した。また、国内外の専門家による講演を通して、	の標準化では、異分野の 1 関係機関と取組を推進した。電動化等未確立の基盤技術については、異分野の民間研究所 1 機関と取組を進めた。 （４）農業機械の安全性検査等 2019 年安全装備基準を導入し、<u>電動式の農業機械を検査対象に加えるとともに、「危険源からの防護」等の検査内容を強化・拡充した。また、基準適合マークを刷新し、適合する年度基準に対応した安全度ランク評価を導入した。</u> 旧型式検査及び旧安全鑑定に合格した機械の安全性検査への適合審査を 64 件実施し、新制度の円滑な移行に努めた。（令和 2 年 1 月末現在）また、安全性検査合格機は、11 社 167 型式であり、このうち、ロボット・自動化農機は、2 社 8 型式であった（令和 2 年 3 月末現在）。検査 Q&A では、質問と回答について 36 件の HP 掲載を行った。 高齢者への配慮として、CD 版の農作業安全 e ラーニングや危険作業動画（8 件）の配布、講義を行った（68 回、参加者合計 3,170 名）（令和 2 年 3 月末現在）。 <u>OECD トラクターコード（議長）及び ANTAM の年次会合や技術部会に出席し、基準改訂への参画や関連情報の収集・提供を行った。</u> （５）農作業の安全に資する情報収集・分析とそれを踏まえた農業機械の開発及び評価試験の高度化 21 道県の現地の事故情報から得られた事故要因と対策方針を安全推進担当者にフィードバックするとともに、研修会等での啓発・情報提供を行った。 「農作業安全情報センター」ウェブサイト「農作業安全 e ラーニング」等のコンテンツを掲載し、一般の利用に供するとともに、農業機械作業の安全に係る情報を 12 回 184 件掲載して、情報提供を行った。（R 2 年 1 月末現在） <u>農用トラクター（乗用型）キャブ及びフレームの静的強度試験を対象とした試験所・校正機関の品質・能力の証明となる ISO17025 の認証を取得した。</u>今後は、評価試験手法への反映に努める。

・課題設定に当たって、各地域農業研究センターや行政部局等から生産現場のニーズについて情報収集し、研究の重点化を図っているか。 ・先端的、基盤的な技術の開発・導入のためロボット技術や ICT 等の異分野の研究機関等との連携に取り組んでいるか。また、電動化等未確立の基盤技術について、大学や異分野の研究機関等との連携協力に取り組んでいるか。	化及び汎用化等が促進される体制の構築に取り組む。 イ スマート農業の実現に向けて、「未来投資戦略 2018」（平成 30 年6月 15 日閣議決定）での審議を踏まえ、ロボット技術や ICT 等の技術、知識を活用した先進的・革新的な機械の開発に当たり、異分野の研究機関との連携を図る。 ウ 実用化に当たっては、「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」及び「スマート農業加速化実証プロジェクト」を活用しつつ、現場の担い手農業者、行政部局等と連携しながら、迅速な普及が可能となるよう、情報収集及び提供、メーカーごとに異なる部品の共通化及び汎用化等が図られる体制の構築に向けた検討を進める。 エ ロボット技術の安全性の確保については、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」を踏まえつつ、技術の開発とその評価方法に関する研究を推進する。 オ スマート農業の実現に向けて、通信規格の標準化を図るに当たり、欧米の ISOBUS の状況・規格等を把握するとともに、我が国独自の開発コントローラーに係る ISOBUS 認証取得の実績も踏まえ、関係企業・団体等と連携して、我が国で適用する規格の策定と標準化を推進する。 カ 電動化等将来的に必要な未確立の基盤的な技術については、大学や異分野の研究機関等との連携協力により、研究の課題化や研究開発の促進を図る。	スマート農業等に関する効果的かつ効率的な研究の進め方と国際連携について検討するために、国際シンポジウムを開催した。 育種、栽培、病虫害防除など関連する研究分野との連携の強化では、1 大学、17 公設試と連携して研究を進めた。 部品の共通化及び汎用化等を促進するため、ISOBUS 作業機の開発課題を農業機械技術クラスターで課題化し、外部委員による審査を経て、課題解決を図るために最適な研究実施体制を構築し、研究開発を開始した。 イ 異分野との連携では、東京計器(株)と後付けでトラクターの自動直進を行う操舵制御装置の実用化後の普及促進について、労働安全衛生総合研究所、首都大学東京とは、他産業での労働災害対策についての情報収集、農作業用身体装着型アシスト装置の性能、効果を評価する試験方法の開発及び農作業での利用における危険事象の検討など、11 の異分野業種機関と連携を図った。 ウ 農業機械技術クラスターの標準化・共通化推進委員会において、各メーカーの個別ヒアリングを行い、標準化・共通化の今後の方向性について議論を行った。この他、規制改革「作業機付きトラクターの公道走行」に向けた取組の中で、「灯火器取付部共通化【脱着用】」を提案し、日農工規格として採用された。 エ 平成 30 年度に開始したロボット・自動化農機検査は、「ロボット農業機械検査」と「自動化農業機械検査」の 2 つから構成されているが、そのうち「自動化農業機械検査」は、当初トラクター、田植機、コンバインの 3 機種を対象としていたものを、今年度から乗用型の農業機械全般へと対象機種を拡大した。 オ ISOBUS に対応した国産作業機を実用化し、その普及とデータ駆動型農業の進展に寄与すべく、過去に農研機構で開発した作業機用電子制御ユニット (ECU) について新たに 3 種類の機能を追加し、改めて ISOBUS 認証を取得した。また、複数メーカーとコンソーシアムを組み、ISOBUS 対応作業機 ECU を開発する課題を開始した。 カ 電動化等未確立の基盤技術については、小型の人追従型プラットフォームの開発、ディープラーニングによる物体検出、モジュール型電動農業機械の充電システム、電動の栽培管理用 AI ロボットの開発について、異分野の民	このほか、開発機械等の普及に関しては、<u>乗用型トラクターの片ブレーキ防止装置が累計 65,351 台、自脱コンバインの手こぎ部の緊急即時停止装置が累計 7,617 台と順調に普及が進んでいる</u>（令和 2 年 1 月末現在）。また、平成 30 年 4 月に販売が開始された、高性能で高耐久性を有するコンバインは 215 台、平成 30 年 10 月販売開始の高能率ハウレンソウ調製機は 140 台、平成 31 年 3 月販売開始の高速高精度汎用播種機は 16 台、平成 30 年に地域限定で受注販売を開始し、令和元年 11 月から全国販売を開始したニンニク盤茎調製機は累計 47 台販売された（令和 2 年 1 月末現在）。 以上のように研究開発の進展、成果の普及、国際標準化等の取組が中長期計画や研究ロードマップに整合して計画以上の成果を上げたと判断できるため、評定を A とした。 <課題と対応> 生産現場が直面する問題の速やかな解決や Society5.0 の早期実現を目指した試験研究及び実用化、安全性検査等の取組・体制の構築に向け、省力化・低コスト化に資するロボットや ICT 等の新技術の導入、未機械化分野への対応及び機械部品の共通化・標準化、より安全な機械の開発を強化する必要があると考えられる。そのため、スマート農業実証事業の実施現場から抽出されたロボット農機等の不具合等の問題点が解決できるよう、農業機械メーカー、通信機器メーカー等との連携により課題対応を図る。 農業機械の安全性検査に関しては、農業機械に作業機を装着した状態等での公道走行を含む安全性評価の実施に向け農業機械の検査の充実を図る。安全装備やロボット・自動化農機を対象とした検査基準を強化し、安全性の段階評価の対象機種を拡大する。OECD、ANTAM（アジア太平洋地域農業機械試験ネットワーク）等の国際会議に参画し情報収集を行うとともに、国際的な標準化に対する議論に積極的に関与する。 農作業の安全に資する情報収集・分析や、農業機械の開発及び評価試験の高度化については、全国農業協同組
--	--	--	---

（４）農業機械の安全性検査等 ○農業機械の安全性、環境性能の向上及び申請者の利便性の向上につながるものであるか。また、国際標準の設定などに関する議論に貢献がなされているか。 ＜評価指標＞ ・安全性評価・環境性能評価の充実に向けた取組が行われているか。 ・安全性検査等業務において、効率的な検査の実施、事務処理の合理化等により、成績書の早期提出に努めているか。 ・農業機械作業の安全に係る情報、安全性検査等に関する質問及び回答等について、ホームページ等を通じて適切に情報提供が行われているか。その際、高齢者にも配慮した取組を行っているか。 ・国際標準の設定等に関する議論に積極的に関与しているか。	（４）農業機械の安全性検査等 ア 農業機械の安全性の向上に向け、農業機械に作業機を装着した状態等での公道走行等を含む国内外の規制・基準の動向、機械安全に関するリスクアセスメントの考え方、事故調査・分析の結果、事故防止に関する開発・改良研究の成果等を踏まえ、事故防止・被害低減に向けた安全性評価に資するよう農業機械の検査等の充実を図る。また、電動農機を対象機種として加え、安全装備やロボット・自動化農機を対象とした基準改正を行い、安全性の段階評価を導入する。さらに、国際基準を進めるに当たり必須条件とされているISO17025の認証取得に取り組み、技術力と検査制度の信頼性向上に努める。 イ 検査方法の改善等による効率的な検査等の実施、事務処理の合理化等に努める。 ウ 安全性検査等の農作業安全に係る情報のデータベースの充実を図るとともに、ウェブサイト等で広く提供する。併せて、外部から寄せられた安全性検査等に関する質問及びその回答を分かりやすい形で迅速にウェブサイトを通じて情報提供を行う。 エ 農作業事故が高齢者に多いことを考慮し、ウェブサイト以外での情報提供を行う等、農作業安全が真に必要な利用者への情報提供を行う。 オ OECD（経済協力開発機構）、アジア・太平洋地域農業機械試験ネットワーク（ANTAM）への会議に参画して、情報収集を行うとともに、農業機械メーカー及びその団体等の協力を得て、国際的な標準化に対する議論に積極的に関与する。	間研究機関と連携協力して取り組んだ。また、固体電池、燃料電池等のメーカーと農業分野での利用について意見交換を行い、研究課題化等を図った。 （４）農業機械の安全性検査等 ア 安全性検査については、<u>2019 年安全装備基準を導入し、電動式の農業機械を検査対象に加えるとともに、「危険源からの防護」等の検査内容を強化・拡充した。</u>また、<u>基準適合マークを刷新し、適合する年度基準に対応した安全度ランク評価を導入した。</u><u>ロボット・自動化農機検査の改正では、取扱試験の導入と、自動化農機検査の対象範囲を全ての乗用型農業機械に拡大した。</u>直装式作業機付きトラクタの公道走行の規制緩和に対しては、農林水産省・業界団体と協力して各種条件・制限事項を確認する実証試験を行い、国の法制度運用に寄与した。ISO17025 の認証取得については、農用トラクタ(乗用型)用キャブ及びフレームの静的強度試験を対象とした試験所・校正機関の品質・能力の証明となる認定予備審査及び本審査を令和元年度末までに実施を終えた。 イ 旧型式検査及び旧安全鑑定に合格した機械の安全性検査への適合審査を 64 件実施し、新制度の円滑な移行に努めた。（令和 2 年 1 月末現在） ウ 検査結果の公表では、農研機構 Web に検査合格機 11 社 167 件の情報を掲載した。このうち、ロボット・自動化農機は、2 社 8 型式であり、報道関係にも周知した(令和 2 年 3 月末現在)。 安全性検査 Q&A の Web 掲載では、質問と回答について新たに 36 件の掲載を行った(令和 2 年 3 月末現在)。 エ 高齢者をはじめとした農業従事者のため、各地の農作業安全の講習会や研修会等へ CD 版の農作業安全 e ラーニング及び危険作業動画（3 件、5 枚）を配布した。また、68 回の講習会等に講師等として参画し、講習会等出席者は約 3,170 名であった（令和 2 年 3 月末現在）。 オ OECD、ANTAM のコード改訂等については、ANTAM 年次会合（令和元年 10 月：ロシア）、<u>OECD トラクターテストコード年次会合（令和 2 年 2 月：フランス）</u>等に出席し、積極的に議論に参画した。特に OECD 年次会合では、議長として議事全体をリードするだけでなく、自動化・ロボット化農機等の今後の扱いの検討が日本の提案を機会として始まることが決定した。これらの内容を関係メーカー、業界メディア等に提供した。また、ISO/TC23/SC6/WG25（無人航空機用散布システム）についても、国際標	合連合会等とも連携し、農作業事故に関する分析情報を多様なルートを通じて伝達・普及する。分析情報を基にしたリスクアセスメントの実施を促すとともに、民間企業への助言指導、安全性向上に向けた取組情報等の把握・共有により、事故分析や啓発活動に活かす。
--	---	---	--

（５）農作業の安全に資する情報収集・分析とそれを踏まえた農業機械の開発及び評価試験の高度化 ○農作業の安全に資する情報収集・分析が農業機械の安全性の向上及び安全利用の推進に寄与するものであるか。 ＜評価指標＞ ・農作業事故の実態を効果的に把握・分析し、農業機械メーカーや生産現場に対するフィードバックに取り組んでいるか。 ・分析結果に基づき、新たな機械開発に向けたリスクアセスメントの助言指導を行うとともに、安全性向上に向けた取組情報等を把握・共有し、事故分析や啓蒙活動に取り組んでいるか。 ・農業機械の安全設計の取組が促進されるよう、評価試験手法への反映に取り組んでいるか。	（５）農作業の安全に資する情報収集・分析とそれを踏まえた農業機械の開発及び評価試験の高度化 農業機械・装置の安全性の一層の向上を図り、農作業の安全確保を図るため、以下のとおり、研究・検査体制を強化し重点的に推進する。 ア 行政部局等との連携により、農作業事故情報の収集を充実するとともに、事故情報の分析に当たっては、労働安全分野の専門家等外部専門家も交えた検討会を開催する等、よりの確な分析結果を得られる体制を整備する。また、その分析情報を農業機械のリスクアセスメントの考え方に基づく安全設計や安全利用に資するよう、行政部局、全国共済農業協同組合連合会を含む関係団体等と連携し、ウェブサイトのみならず多様なルートを通じて農業機械メーカーや農業現場へ伝達・普及する。また、分析情報を基に、メーカーによる改善に向けたリスクアセスメントの実施を促すとともに、新たな機械開発に向けて、民間企業へのリスクアセスメントの助言指導等を行うほか、安全性向上に向けたメーカー等での取組情報等を把握・共有し、事故分析や啓発活動に活かしていく。 イ 農作業事故の分析結果は、農作業の安全の向上と健康被害の防止に資する農業機械・装置、作業負担の軽減に資する農業機械・装置の開発、機械・装置の安全性や取り扱いの利便性の向上に係る計測・評価試験方法の高度化のほか、優れた安全性能を有する機種をより適正に評価する仕組みづくりに活かしていく。	準化会議（令和元年６月：スペイン）への参加等により、情報収集を行った。 （５）農作業の安全に資する情報収集・分析とそれを踏まえた農業機械の開発及び評価試験の高度化 ア 事故情報の収集・分析と安全設計情報等の提供とフィードバック 農作業事故の実態を的確に把握・分析する体制として、農作業事故詳細調査・分析アドバイザー会議を設けている。21 道県の協力の下、現地の事故情報の詳細を把握し、労働安全分野の外部専門家の意見を踏まえた分析を通じて得られた事故要因と対策方針について、各現地の安全推進担当者にフィードバックするとともに、研修会等での啓発・情報提供活動を行った。 農作業事故の詳細調査・分析に関する研究については、詳細調査の対象地域を３県（神奈川県、大分県、宮崎県）新たに追加し、協力先と連携して詳細調査・分析事例を増やすとともに、他産業の労働安全の専門家から安全啓発に関する知見を得た。また、協力先における生産者意識調査結果を分析し、機械・施設、環境、作業・管理の要因に対する本質的・工学的な改善に向けた啓発の必要性を確認した。これらの結果を基に、啓発の担当者が現場の具体的改善に向けた必要な知見を得られる「事故事例検索システム」の改良と、担当者が法人等の小集団で具体的な改善策の検討を促すための「対話型研修ツール」の開発を行い、既に一部を公開している。 農作業事故の防止を目指し、「農作業安全情報センター」ウェブサイト に、農作業事故低減のための安全学習資材「農作業安全 e ラーニング」等のコンテンツを掲載し、一般の利用に供するとともに、農業機械作業の安全に係る情報として、農作業安全コラム 12 回の他、農作業事故事例等 184 件を掲載して、情報提供を行った。さらに、高齢者への配慮のため、ウェブサイト以外の情報提供として、各地で開催される農作業安全の講習会や研修会等へ CD 版の農作業 e ラーニング及び危険作業動画（3 件、5 枚）の配布を行うとともに、直接講師を延べ 68 回派遣した（約 3,170 名の参加者、令和 2 年 3 月末現在）。 イ 安全性等の評価試験方法の高度化と安全性能評価手法の策定 歩行用トラクタの安全技術の開発については、実用性を向上させた 2 種類の挟まれ防止機構を考案するとともに、作動条件を検討するため、異なる形状のループ式ハンドルに装着可能なハンドル負荷測定装置を開発し、各作業及び挟まれでのハンドル負荷測定の可能性を明らかにした。	
--	---	---	--

主務大臣による評価			
評価 A ＜評価に至った理由＞ 農業機械の研究開発に当たっては、年度計画に記載のあるスマート農業実証プロジェクトとの連携については、自動運転田植機を3つの現地で運用するとともに意見や問題点を整理して制御プログラムを改良することで、メーカー2社と市販化に向けた技術指導契約を締結している。これらは、現場のニーズを的確に汲み取り、開発した技術の市販化に向けた具体的な取組の顕著な進展であると認められることから、高く評価することができる。 農業機械の安全性検査にあたっては、ISO17025の認証取得について、認定予備審査及び本審査を令和元年度末までに実施を終えるなど、計画の着実な実施がみられるとともに、特にOECD、ANTAMのコード改訂等については、議長として議事全体をリードするだけでなく、自動化・ロボット化農機等の今後の扱いの検討が日本の提案を機会として始まることが決定するなど、計画以上に積極的に取り組んでいることから評価することができる。 農作業安全に資する情報収集・分析・開発等の取組については、農作業事故詳細調査・分析アドバイザー会議を設け、これを現場担当者にフィードバックするとともに、研修会等での啓発・情報提供活動を行うなど、計画に対して着実な取組がみられる。また、「事故事例検索システム」の改良と「対話型研修ツール」の開発を行い公開し、これまでの注意喚起に留まらない実効性のある安全対策を進める等、着実な取組がみられる。 以上より、令和元年度に実施した事業について、中長期計画に対する取組が着実に進展し、顕著な成果が認められることから、A評価とする。 ＜今後の課題＞ 「食料・農業・農村基本計画」「農林水産研究基本計画」等に即して生産現場が直面する問題の速やかな解決、生産流通システムの革新による大幅な生産性の向上及び新たな価値の創出等に資するため、AI、データ連携基盤、ロボット技術やICT等の先端基盤技術の活用をより一層図り、農業・食品分野に係るSociety5.0の早期実現を目指していく必要がある。 また、「事故事例検索システム」と「対話型研修ツール」の周知を進めるとともに、ほ場のインフラ整備と地域の安全機能向上を図るシステムを検討するための農工研との連携や、ロボット農機の実用化・普及に加えて、国際標準化を見据えたsaftey2.0（協調安全）の考え方を取り入れた農作業安全の推進に取り組むなど、引き続き取組を進めていく必要がある。			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1 2	生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進		
関連する政策・施策	農林水産研究基本計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人農業・食品産業技術研究機構法第 14 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表農林水産省元－⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0184

2. 主要な経年データ													
	①モニタリング指標							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	備考		28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	公募開始から研究機関の採択に要した日数（日） 公募締切から採択に要した日数（日）	99	83	131 （※85）	99		※農林水産省が公募～1次審査を実施後、センターに移管した事業を除いた値。	予算額（千円）	19,316,009	26,935,535	22,769,276	15,032,327	
		57	53	99 （※49）	69			決算額（千円）	22,237,631	26,932,089	22,771,779	20,418,335	
	社会実装が図られた研究開発の本数（件）	15	25	38	30			経常費用（千円）	8,824,058	12,135,860	16,081,143	11,942,115	
	マスコミ等に取り上げられた研究開発の本数（件）	87	240	568	342			経常利益（千円）	△4,436,995	△2,620,912	992,345	△558,965	
	「『知』の集積と活用 の場」で紹介された研究 開発の本数（件）	5	12	34	21			行政サービス実施コスト（千円）	8,833,836	11,675,504	15,045,415	－	
								行政コスト（千円）	－	－	－	12,410,466	
								従事人員数（人）	13.9	14.0	21.2	30.3	

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
農林漁業、飲食料品製造業及びたばこ製造業等の成長産業化を図るため、「農林水産研究基本計画」等、国が定めた研究戦略等に基づいて行う基礎的な研究開発を、大学、高等専門学校、国立研究開発法人、民間企業等に委託することにより促進する。 特に、近年画期的な技術開発が進展している異分野の革新的技術の導入や、「『知』の集積と活用場」による技術革新を通じて、オープンイノベーションを推進し、基礎的な研究開発を推進する。 研究開発の推進に当たっては、恒常的に管理運営に当たる担当者を配置するとともに、外部の幅広い有識者を活用して研究機関の審査を行い、さらに、採択後は可能な限り定量的手法を用いた評価を実施し公表するなど、透明性を確保した体制を整備する。 また、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、科学技術・イノベーション会議が決定する人々を魅了する野心的な目標（ムーン	（1）基礎的研究業務の実施 「農林水産研究基本計画」等の生物系特定産業技術の開発に関する国が定めた研究戦略等に基づいて行う基礎的な研究開発を、交付の際に示された条件に従い、大学、高等専門学校、国立研究開発法人、民間企業等に委託することにより適正かつ着実に実施する。 特に、近年画期的な技術開発が進展している異分野の革新的技術を取り込みながら事業化・商品化といった出口を念頭に行う研究や、『知』の集積と活用場における技術革新を通じたオープンイノベーションによる研究、生産現場における革新的技術体系の実証を行う研究、次世代の技術体系を生み出す先導的な研究を推進する。 また、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する人々を魅了する野心的な目標（ムーンショット目標）を達成するため、農林水産省が作成する「研究開発構想」に基づき、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット型研究開発）を推進する。 （2）研究管理体制の充実 研究開発プロジェクトの推進に当たっては、恒常的に運営管理に当たる担当者を適切に配置する。

ショット目標）を達成するために農林水産省が策定する「研究開発構想」に基づき、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット型研究開発）を推進する。		また、外部有識者を委員とする評議委員会を設置すること等により、研究機関（研究課題）の採択審査や採択後の評価等を適切に行う。	
また、関係府省や他分野の研究支援機関との連携強化、関連情報の収集、支援対象とする研究機関等に対するマネジメント機能の発揮等を通じ、研究開発の環境整備を推進する。		なお、評価は事業の特徴、研究実施期間等に応じ、できるだけ定量的な手法を用いて厳格に行い、評価結果については評価体制とともに公表する。	
		（３）研究開発の環境整備	
		科学技術等に係る国の方針等を注視し、関係府省連携に留意するとともに、他の分野の研究支援機関との情報交換を通じ、異分野融合、オープンイノベーションに係る情報等を把握し、連携を強化する。	
		また、研究成果の事業化、商品化、農林漁業等の現場への普及につなげるため、研究当初から、研究成果の現場での活用に当たって対応すべき法規制や知的財産マネジメントに関する国等の指針を踏まえ、適切に対応するとともに、研究開発を行う機関に対し、必要に応じて助言を行う。	
評価軸・評価の視点及び評価指標等	令和元年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価
○革新的技術シーズの実用化 など、社会実装に至る研究開発が適切に推進されているか。	（１）基礎的研究業務の実施 「農林水産研究基本計画」等の生物系特定産業技術の開発に関する国が定めた研究戦略等に基づいて行う基礎的な研究開発を、交付の際に示された条件に従い、大学、高等専門学校、国立研究開発法人、民間企業等に委託することにより適正かつ着実に実施することにより、農林水産業・食品分野における Society5.0 の実現を目指す。 特に、近年画期的な技術開発が進展している異分野の革新的技術を取り込みながら事業化・商品化といった出口を念頭に行う研究や、『「知」の集積と活用 の場』における技術革新を通じたオープンイノベーションによる研究、基礎・応用段階から実用化段階までの研究、生産性を飛躍的に向上する研究、生産現場における革新的技術体系の実証を行う研究、次世代の技術体系を生み出す先導的な研究を推進する。 その際、社会実装につながる優れた提案が行われるよう、応募者に対し、解決すべき課題と性能スペック、実用化時期の目標を明確にするとともに、目標実現に向けたロードマップの作成を義務づけ、社会実装を明確に意識した研究計画を策定するよう、指導・助言を行う。 さらに、事務所の移転により高まった利便性を活かし、企業への働きかけ等により、幅広い分野から優れた提案を促進する。	（１）基礎的研究業務の実施 生研支援センターは、「農林水産研究基本計画」、「統合イノベーション戦略 2019」等の国が定めた研究戦略等に基づき、生物系特定産業技術の開発に関する基礎的な研究開発を、大学や国立研究開発法人等に委託している。 令和元年度では、農林水産業・食品産業分野における Society5.0 の実現を目指し、生産現場における経営体強化のための革新的技術体系の実証を行う研究、先端技術を活用して生産性革命に資する実証型の研究、基礎段階から実用化段階の提案公募型の研究、農林水産業等の生産性革命・競争力の強化、食による健康増進社会の実現、生物機能を活用したものづくりによる持続可能な成長社会の実現を目指す研究を推進するため、以下の 7 事業（プロジェクト）で 278 課題を実施した。 ・「知」の集積と活用 の場による革新的技術創造促進事業 21 課題 ・イノベーション創出強化研究推進事業 73 課題（新規採択 31 課題） ・農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 43 課題 ・革新的技術開発・緊急展開事業 122 課題 ・生産性革命に向けた革新的技術開発事業 6 課題 ・スマート農業の開発・実証プロジェクト 1 課題 ・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第 2 期 12 課題 令和元年度は基礎段階から実用化段階の提案公募型の研究を推進するイノベーション創出強化研究推進事業で 2 回の公募を実施した。 公募に当たっては、幅広く公募情報を周知するため、当センターウェブサイト及びメールマガジンへ掲載するとともに、他機関の協力を得てウェブサイト のリンクやメールマガジンによる配信等の情報発信及び地方開催を含めた公	< 評定と根拠 > 評定： A 根拠：生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進については、農林水産業・食品産業分野における Society5.0 の実現に向け、（１）から（３）のとおり年度計画に掲げた事項を実施し、中長期目標及び中長期計画以上の成果を得たほか、 <u>当初計画にない「ムーンショット型研究開発」について補正予算成立後の短期間に令和 2 年度からの実施に向けて体制を整備</u> したことから、評定を A とする。 （１）基礎的研究業務の実施 「農林水産研究基本計画」等の国が定めた研究戦略等に基づき、生物系特定産業技術の開発に関する基礎的研究開発を、令和元年度においては 278 課題を大学や国立研究開発法人、民間企業等に委託して着実に実施した。 革新的技術シーズの実用化など社会実装に至る研究開発を推進するため、平成 30 年度に川崎市へ事務所を移転したメリットを生かして、民間企業等への働きかけ及び応募を検討する者を対象とした研修、研究資金を広く周知するセミナー等、農業分野だけでなく幅広い分野から優れた課題の応募につながるよう取組を行った。当センターの取組を周知する際には、幅広い分野に情報が広がるように民間企業や異業種の団体等と連携し、情報発信を行った。例えば、応募前研修については民間企業からの参加が対前年比
< 評価指標 > ・ 広く研究機関が公募されるとともに、社会実装を目指す研究機関の採択が行われているか。			

	また、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する人々を魅了する野心的な目標（ムーンショット目標）を達成するために農林水産省が策定する「研究開発構想」に基づき、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット型研究開発）を推進する。 令和元年度は、国から交付される補助金により基金を設けるとともに、各種規程類や機構内の体制の整備を着実に進める。	募説明会の開催（全 9 か所）を行った。その結果、前年度を上回る 241 課題の応募（同事業における前年度の応募は 224 課題。）があった。 次年度の公募に向けて、異分野を含む幅広い分野からの優れた課題提案を促進するため、川崎市への事務所移転を契機に開始した応募予定者に向けた応募前研修（9 月実施。参加者 132 名（前年度 89 名）。）を継続するとともに、企業等への働きかけを強化した（78 企業・大学等（前年度は 71 企業・大学等））。さらに、新たに研究資金を紹介する研究資金活用セミナー（7 月実施。参加者 143 名。）を開催した。なお、研修等への農林分野以外の企業等からの参加は、応募前研修で 45%、研究資金活用セミナーでは 58%であった。 <table><tr><th colspan="5">年度別応募と採択の状況（第4期）</th></tr><tr><td></td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td></tr><tr><td>応募課題数</td><td>267</td><td>70</td><td>288</td><td>241</td></tr><tr><td>採択課題数</td><td>106</td><td>27</td><td>55</td><td>31</td></tr><tr><td>倍率</td><td>2.5倍</td><td>2.6倍</td><td>5.2倍</td><td>7.8倍</td></tr></table> <table><tr><td rowspan="2">イノベーション創出強化研究推進事業への異分野を含むオープンイノベーションの場である「知」の集積と活用^⑧からの応募率</td><td>H30</td><td>R1</td></tr><tr><td>58%</td><td>74%</td></tr></table> また、これまでに目標設定や社会実装への道筋が明確化されていない課題が散見されたことから、今年度のイノベーション創出強化研究推進事業の公募において、解決すべき課題や実用化時期の目標の明確化及び目標実現に向けた研究期間内のロードマップの作成を義務付けた。 課題の採択に当たっては、選考に係る透明性・公正性を確保するため、あらかじめ農林水産省に外部有識者から評議員の選考を依頼し、指名された者に委員を委嘱する手続きを経て、評議委員会の審査による選考を行った。また、審査基準については、ウェブサイト上の公募要領の中で採択審査前に公表し、より詳細な審査要領についても審査結果とともにウェブサイト上で公表した。 さらに不採択となった応募者にはその理由を付して通知するなど、透明性の確保と公正・公平な審査の実施に努めた。 令和元年度研究課題の採択においては、研究期間を確保するため、関係機関等と綿密な調整・作業の合理化を行い、応募締め切り後 69 日（前年度 99 日）で採択結果を公表し、採択期間を大幅に短縮（対前年－30 日）し、速やかに採択先へ通知を行った。	年度別応募と採択の状況（第4期）						H28	H29	H30	R1	応募課題数	267	70	288	241	採択課題数	106	27	55	31	倍率	2.5倍	2.6倍	5.2倍	7.8倍	イノベーション創出強化研究推進事業への異分野を含むオープンイノベーションの場である「知」の集積と活用 ^⑧ からの応募率	H30	R1	58%	74%	で 2 倍に増加したほか、新たに実施した研究資金活用セミナーでは民間企業等からの参加者が 6 割以上になった。 令和元年度新規採択課題の公募では、応募倍率は 7.8 倍と前年度の 5.2 倍を大きく上回り、また、応募課題のうち異分野を含むオープンイノベーションの場（知の集積と活動の場^⑧）からの応募が 4 分の 3 を占めた。 課題の採択に当たっては、令和元年度採択から解決すべき課題や実用化時期の目標の明確化及び目標実現に向けた研究期間内のロードマップの作成を義務づけ、社会実装を目指す研究機関の採択に努めた。 また、審査に当たっては事前に審査基準・審査要領を公開するとともに、あらかじめ農林水産省が指名する外部有識者からなる評議委員会を設置し審査を行い、透明性を確保しつつ、公平・公正に実施した。
年度別応募と採択の状況（第4期）																																	
	H28	H29	H30	R1																													
応募課題数	267	70	288	241																													
採択課題数	106	27	55	31																													
倍率	2.5倍	2.6倍	5.2倍	7.8倍																													
イノベーション創出強化研究推進事業への異分野を含むオープンイノベーションの場である「知」の集積と活用 ^⑧ からの応募率	H30	R1																															
	58%	74%																															
・研究機関の採択に当たっては、透明性を確保しつつ、公正・公平に行われているか。 <評価指標> ・事業の実施に支障がないよう、研究機関の採択等に係る事務処理が迅速に行われ																																	

ているか。 ・ムーンショット型研究開発を実施するための基金の設置が適切に行われているか。		●「イノベーション創出強化推進事業」 公募 1月公募 4月採択 [応募数 240 課題：30 課題採択] 追加公募 6月公募 7月採択 [応募数 1 課題：1 課題採択] <u>年度当初計画がなかった事項</u>として、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づき、中長期にわたる研究開発を弾力的かつ安定的に実施するため、農林水産分野における困難だが、実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題等を対象とした目標を設定し、多様性と融合によって破壊的イノベーションにつながるシーズ創出を目指す「<u>ムーンショット型研究開発</u>」が補正予算で措置され、基金を設置することとされた。 <u>このため、生研支援センターに「基金事業対応特別チーム」を設置し、組織体制の整備や人材確保のための公募を行ったほか、内閣府が主催する各種会議への出席、農林水産省や関係省庁及び他の研究推進法人との連携の下、中長期計画、年度計画、業務方法書の変更や各種規程・規則の改正等を行い、令和 2 年 3 月 30 日に新たな基金を創設した。</u>	
○研究管理体制の整備・充実が図られているか。 ・研究開発の評価に当たっては、有識者の活用による評価が行われ、資金配分等に反映されているか。	（２）研究管理体制の充実 研究開発プロジェクトの推進に当たっては、恒常的に運営管理に当たり、必要に応じた試験研究計画の見直しの指示及び実施に関する督励を行う者を適切に配置する等、機能強化のための組織改造を行うとともに、その機能を発揮し、研究課題の社会実装に向けた PDCA サイクルが徹底できるよう適切に取り組む。 また、外部有識者を委員とする評議委員会を設置し、研究課題の採択審査や採択後の評価等を適切に行う。 なお、評価は事業の特徴、研究実施期間等に応じ、社会実装に向けた道筋との整合性の確認も含め、できるだけ定量的な手法を用いて厳格に行い、評価結果については評価体制とともに公表する。 さらに、事務所の移転により高まった利便性を活かし、企業への働きかけ、相談活動、マッチングセミナーの開催等により、産業界との連携を強め、研究開発成果の発信を行い、社会実装を促進する。	（２）研究管理体制の充実 研究開発プロジェクトの推進に当たって、恒常的に運営管理を行い、「研究課題の加速、絞込み、統合等の提案」、「研究課題の予算増減に関する提案」を実施する権限を有するプロジェクトディレクター（PD）をセンター内に 4 名配置するとともに、公募要領において PD が課題管理を行うことを明記し、研究管理体制を強化した。 PD は、令和元年度に実施している全ての研究課題（278 課題）について、年度当初に行う計画検討会等で計画作成の進捗状況を確認し、外部有識者で構成される評議委員会における意見も踏まえ、計画の見直しや小課題の取りやめなど計画の抜本的改善の指導とともに、必要に応じて各研究機関が行う研究推進会議において研究の遅れはないかの確認並びに実行の督促等により、研究成果が社会実装につながるよう PDCA サイクルの徹底を指導し、研究の進捗が図られた。 PD は、農林水産省担当課長が出席する「PD 連絡会議」を 3 回開催し、PD の課題管理の状況を共有するとともに、研究現場の実態を踏まえた提案を行い、研究期間の早期化及び採択方法の改善がなされた。 また、研究開発プロジェクトの推進のため、各事業の各課題について、研究の実施状況について外部有識者からなる評議委員会で評価を行い、審査結果をウェブサイト上で公表した。外部有識者であるプログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）の氏名を生研支援センターのウェブサイト上で公表しており、PD 及び PO の役割分担・業務内容について、ウェブサイト上の各事業の実施要領に記載し公開した。また、事業の開始時に、事業を推	（２）研究管理体制の充実 研究成果の社会実装に向けた管理を強化するため、新たに PD を 4 名配置した。PD は、令和元年度に実施している全ての研究課題（278 課題）の計画及び進捗状況を計画検討会等で計画作成の進捗状況を確認し、外部有識者で構成される評議委員会における意見を踏まえ、計画の内容の見直しや小課題の取りやめなど計画の抜本的改善の指導とともに、必要に応じて各研究機関が行う研究推進会議において進捗状況を確認並びに実行の督促を行い、社会実装に向けた研究の進展が図られた。 また、次年度事業に向けて、研究現場の実態を踏まえて、PD から農林水産省に改善の提案を行い、実施された。 さらに PD は、農林水産省が実施した記者に対する研修会において研究成果を丁寧に説明し、成果の普及を行った。

・プログラムディレクター（PD）、プログラムオフィサー（PO）及びプロジェクトマネージャー(PM)の氏名が公表されるとともに、その役割分担・業務内容が明確化されているか。

・PD、PO 等による研究課題の進行管理がどのように行われているか。

・研究成果発表会等、国民に分かりやすい形で研究成果に関する情報提供が行われているか。

進するための委員会を開催し、事業の運営体制について決定したほか、PO 参画による研究計画検討会を開催し、毎年度の研究計画の確定や、研究コンソーシアム主催の研究推進会議への PO の出席等を通じ、随時の研究管理を実施した。

研究で得られた成果等を広く紹介して社会実装につなげるため、以下のような取組を実施した。

- ・ 農林水産省が実施した記者に対する研究報告会で PD が研究成果の発表（3 回）を行い、延べ 14 社で紙上掲載された（3 回目については調査中）。また、研究報告会に参加した記者から「研究成果として一般に伝える価値ある情報」とのコメントが寄せられた。
- ・ アグリビジネス創出フェア、川崎市国際環境技術展、研究資金活用セミナー等の機会を活用して、研究成果情報の配布や対面で研究成果を紹介し、マッチングにつなげた。
- ・ SIP に関して、1 期の成果トピックス集を作成し、冊子及び生研支援センターのホームページで公表し、PD による成果発表を 1 期 2 回、2 期 2 回、計 4 回実施した。
- ・ メールマガジンによる配信等を実施した。

以上をはじめとする取組により、マスコミで取り上げられた本数は 342 件となり、平成 28～30 年度の平均件数である 298 件を上回る結果となったほか、血糖値上昇抑制効果を期待できるコメ品種の販売開始、冬季に活動量が減少するミツバチを補完する花粉媒介昆虫の実用化、多収性で高品質なビール麦の作付けなど、新たに 30 件の社会実装が確認された。

メールマガジン登録者数の推移（第 4 期）

	H28	H29	H30	R1
登録者数（人）	584	602	718	805

マスコミに取り上げられた数（第4期）

年 度	H28	H29	H30	R1
掲載件数（件）	87	240	568	342

このほか、成果の普及及びマッチングの取組として、アグリビジネス創出フェア、川崎国際環境技術展、研究資金活用セミナー、「知」の集積と活用の場合産学官連携協議会ポスターセッションで研究成果の展示・紹介等を実施し、6 件のマッチング成果を確認した。

		また、さらに幅広い分野からの提案の促進及び研究成果の社会実装の実現のため、研究支援機関や起業支援機関と意見交換を実施しており、令和２年３月にこれらの機関と連携してマッチングの取組を開始した。ムーンショット型研究開発を実施するための基金については、（１）記載のとおり、生研支援センターに「基金事業対応特別チーム」を設置し、中長期計画、年度計画、業務方法書の変更や各種規程・規則の改正等を行い、令和２年３月に新たな基金の創設を行った。	
	（３）研究開発の環境整備 科学技術等に係る国の方針等を注視し、関係府省連携に留意するとともに、他の分野の研究支援機関との情報交換を通じ、異分野融合、オープンイノベーションに係る情報等を把握し、連携を強化する。 また、事務所の移転により高まった利便性を活かし、相談活動を充実させ、研究開発成果の最大化、商品化、農林漁業等の現場への普及につなげるため、提案段階から、研究開発成果の現場での活用に当たって対応すべき法規制や知的財産マネジメントに関する国等の指針について、研究開発を行う機関に対し、研修等を通じて必要に応じて助言を行う。	（３）研究開発の環境整備 第５期科学技術基本計画（平成２８年１月２２日閣議決定）や農林水産研究基本計画（平成２７年３月３１日農林水産技術会議決定）等の科学技術等に係る国の方針を注視しつつ、内閣府が主導する定期的な会合に参加し「資金配分機関が協調して実施すべき事項に係る方針」（令和元年１０月１１日）の策定に協力した。また、本指針に関して以下のとおり具体的な取組を実施した。 （英語での公募への対応） ・ 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第２期では、研究開発計画を英訳し、内閣府のHPに掲載した。 ・ ムーンショット研究事業では、応募要領の英語化及びホームページでの公開について、英語による応募や海外拠点からの応募への対応、英語による研究管理の実施について検討した。 （課題分析） ・ 文部科学省科学技術・学術政策研究所（NISTEP）の課題分析システムと連携した試行的分析の実施を予定している。 （5FA 連携による研究公正の防止） ・ 研究公正体制の充実のため、平成３１年４月１日に研究公正を専門に対処する体制を整備した。 （論文謝辞等における体系的番号の記載） ・ 内閣府が主導して策定した「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について（令和２年１月１４日、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」について、農林水産省や他の研究支援機関と連携し、とりまとめに協力した。	（３）研究開発の環境整備 科学技術等に係る国の方針を踏まえた研究開発に向けて「資金配分機関が協調して実施すべき事項に係る方針」（令和元年１０月１１日付け資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）の決定に協力した。 （４）ムーンショット型研究開発への対応 （１）から（３）の取組のほか、さらに、当初計画になかった「ムーンショット型研究開発」が令和元年１２月に補正予算閣議決定で計上され当センターで執行することとなったことから、センター内に基金事業対応特別チームを設置し、内閣府や関係省庁等と協議等しつつ、中長期計画、年度計画等及び各種規程・規則等の改正を行い令和２年３月３０日までの短期間で新たな基金を創設した。

			<課題と対応> 課題： ムーンショット型研究開発について、運営管理体制を整備し、着実かつ円滑に事業を開始することが喫緊の課題となっている。 また、社会実装につながる革新的な研究を継続するためには、引き続き幅広い分野から研究課題が応募され、採択した研究課題が社会実装に向けた研究となるよう更なる研究管理を行う必要がある。 対応： ムーンショット型研究開発に関して、所内に専門の部署を新たに設けるとともに、各種規約に基づき主務省及び内閣府等と連携しながら適切かつ着実に推進する。また、令和元年度計画では、国から交付される補助金により基金を設けるとともに、各種規程類や機構内の体制の整備を着実に進めることとしており、PM の公募等は令和 2 年度を予定していることから、決定後、氏名の公表等を実施する。 基礎的研究については、PD の権限をさらに機能させ、研究成果の社会実装に向け PDCA サイクルの徹底を図るとともに、成果の普及・マッチングの取組を実施する。 なお、引き続き幅広い分野からの応募のため、企業等への働きかけ、応募前研修等の間口を広げる活動を継続する。
主務大臣による評価			
評価 A <評価に至った理由> 研究課題の公募・採択にあたっては、川崎への事務所移転（平成 30 年度）を踏まえ応募前研修の実施、企業への働きかけを強化するとともに、新たに競争的研究資金活用セミナーを開催するなど幅広い分野から提案されるよう、応募の間口を広げる活動を実施した。その結果、生研支援センターで実施している公募事業の倍率は 7.8 倍となり、5.2 倍であった昨年から大きく上昇したほか、審査事務処理体制の見直しを行い応募締め切りから委託研究契約締結までの期間が大幅に短縮された（令和元年度平均日数 69 日、平成 30 年度平均日数 99 日）。 また、成果の社会実装に向けては、研究課題の進捗管理や研究成果を社会実装につなげるための指導を行うプログラムディレクターを新たに設置し、全課題について適切な進捗管理を行った。成果の普及についても、「知」の集積と活用場のネットワークを活用し、積極的に情報発信を行うことにより、新たに 30 件の成果が社会実装へとつながった。 併せて、当初の中長期計画にはない新たな業務として、内閣府主導のもと関係省が連携して取り組むムーンショット型研究開発制度に基づく、ムーンショット型農林水産研究開発事業（令和元年度補正予算で措置）を実施するため、中長期計画の見直しをはじめとする関係規程の整備を短期間で行い、速やかに事業執行体制を整えている。 なお、本業務の決算額が予算額を大きく上回るが、その乖離はムーンショット型研究開発のための基金造成に係る補助金が令和元年度補正予算で措置され、年度末に交付を受けたが、執行は翌年度以降であることにより生じたものである。 以上のように、「研究成果の最大化」に向けた顕著な成果の創出が確認できることから、A 評価とする。 <今後の課題> 今後とも、関係機関と連携しムーンショット型農林水産研究開発事業の着実な運営管理を行うとともに、研究成果の社会実装に向けた PDCA サイクルを徹底させるための研究管理体制の充実、研究成果の社会実装に向けたマッチング機能強化等の取組を期待する。			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－13	民間研究に係る特例業務		
関連する政策・施策	農林水産研究基本計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人農業・食品産業技術研究機構法第14条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表農林水産省元－⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0184

2. 主要な経年データ													
	①モニタリング指標						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
		28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	備考		28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	展示会において研究成果の PR 等を行った回数	27	23	4	16			※予算額（千円）	243,421	253,953	189,296	99,419	
								決算額（千円）	92,783	88,661	80,162	75,344	
								経常費用（千円）	163,125	90,108	80,873	225,662	
	繰越欠損金の縮減状況（百万円）	1,691	217	193	△89			経常利益（千円）	△48,935	217,620	200,014	△88,635	
								行政サービス実施コスト（千円）	△1,683,419	△214,020	△189,723	－	
								行政コスト（千円）	－	－	－	225,962	
								従業員数（人）	6.3	6.2	5.9	4.8	

※予算は運営費交付金ではなく売り上げ納付等の自己収入による収入見込みであり、全額執行を予定していない。
当業務では収支差等による繰越欠損金の解消を目指している。

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
農山漁村の6次産業化等の生物系特定産業技術に関する実用化段階の試験及び研究を民間企業等に委託した民間実用化研究促進事業（平成23年度以降は新規案件の採択を中止。）の資金回収業務を実施するに当たり、その研究成果の早期実用化と、当該業務の経理を行う勘定の着実な繰越欠損金の解消を図るため、次の措置を講じる。 （1）外部有識者による助言の実施や事業化の進捗状況の把握等、効率的な体制に基づく効果的なマネジメントの実施	農山漁村の6次産業化等の生物系特定産業技術に関する実用化段階の試験及び研究を民間企業等に委託した民間実用化研究促進事業（平成23年度以降は新規案件の採択を中止。）の既採択案件について、その研究成果の早期実用化を図るとともに、売上納付の最大化等を計画的に進め、民間研究に係る特例業務を経理する勘定の繰越欠損金の着実な解消を図るため、以下の取組を実施し、繰越欠損金を縮減する。 （1）効率的かつ適正なマネジメント体制の構築 ア プログラムオフィサーによるマネジメント体制の構築・強化 売上納付の最大化を図るため、マネジメント力が発揮できるよう、企業における研究開発等の経験を有する専門分野に応じたプログラムオフィサーを配置し、指導・管理体制の構築、質的強化を図る。 イ 外部有識者を活用した助言の実施 対象事業者への助言に当たっては、当該技術分野に精通した専門家、又はビジネス分野の有識者を活用し、専門的な知見に立った助言を効率的に実施する。

（２）各種技術展示会等を活用した研究成果の需要開拓等の実施及び販売に結びつけるための取組の指導・助言		（２）効果的なマネジメント等の実施 ア 事業化の進捗状況の把握 対象事業者から毎年度徴収した製品化状況、売上状況に関する報告書の分析や、プログラムオフィサー、外部有識者も参画した現地調査を通じて、進捗状況を的確に把握し、対象事業者への指導・助言に活用する。 イ 早期事業化に向けた支援 事業化が計画より遅延している案件については、その要因を明らかにした上で、指導・助言を行うとともに、関係機関との連携・各種技術展示会等を活用した需要者の開拓、積極的な情報提供等の支援を行う。また、知財の活用による新たなビジネスチャンスの展開等についても提案を行う。 ウ 事業化以降の収益の最大化に向けた支援 事業化された案件について収益の最大化が図れるよう、関連市場に関する情報収集、売上を増加させるための情報発信等について、指導・助言を行うとともに、各種技術展示会等を活用した需要者の開拓、製品改良に向けた他機関との連携に資する情報提供等の支援を行う。また、知財の活用による新たなビジネスチャンスの展開等についても提案を行う。	
（３）繰越欠損金の令和 7 年度までの解消計画の策定及び当該計画の着実な推進、事業化の進捗状況や（１）、（２）で定めた解消手段の効果の検証を踏まえた計画の随時見直し及びその他必要な処置の実施		（３）繰越欠損金の解消に向けた計画の実施 ア 計画の実施 繰越欠損金の解消に向けた令和 7 年度までの計画の着実な実施を図る。 イ 計画の検証及び見直し （１）及び（２）で定めた取組の効果の検証を行い、随時当該計画の見直しを行う。 その際、繰越欠損金の解消に向けて講じた手段について、対象事業者への聞き取り等を通じて効果を検証するとともに、成果が十分でない手段については見直し及びその他必要な措置を実施するなど、着実な繰越欠損金の縮減を図る。	
評価軸・評価の視点 及び評価指標等	令和元年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価
○民間研究促進業務に係る資金回収業務の取組が十分であるか。	農山漁村の 6 次産業化等の生物系特定産業技術に関する実用化段階の試験及び研究を民間企業等に委託した民間実用化研究促進事業（平成 23 年度以降は新規案件の採択を中止。）について、その研究成果の早期実用化を図るとともに、売上納付・委託費の一部返還金の回収額の最大化を計画的に進め、民間研究に係る特例業務を経理する勘定の繰越欠損金の着実な圧縮を図るため、以下の取組を実施する。	平成 28 年度より「繰越欠損金の解消に向けた計画」に基づき、以下の（１）～（３）の計画に掲げた事項が着実に実施され、売上納付額が増加した。 また、民間研究特例業務勘定が所有する有価証券について、前年度に引き続き信用リスクに留意しつつ、勘定の運営経費を賄うのに十分な運用収益を獲得できる利回りによって運用した。 しかしながら、令和 2 年 3 月末決算において、経済情勢の急激な変化により、保有する有価証券の時価評価額が下落し、機構の経営努力の及ばない 151 百万円の評価損が生じたため、当期純損失が 89 百万円生じたことから、繰越欠損金は 2.47 億円となった。 なお、仮に、有価証券評価損を除くと 62 百万円の当期純利益を計上している。 また、当該評価損については、民間研究特例業務勘定では社債等の債券を保有しており、満期になれば券面価額が償還されること、直近で債券の売却も予定していないこと、発行体の格付けが悪化しているものもないこと等から経営上の大きな問題はない。 （参考） 令和元年度の主な収入 売上納付 21 百万円、委託費返還 1 百万円、運用収入 115 百万円	< 評定と根拠 > 評定： B 根拠：機構の経営努力の及ばない経済情勢の急激な変化により、有価証券評価損が生じ、繰越欠損金の圧縮はできなかったが、「繰越欠損金の解消に向けた計画」に基づき、以下の（１）～（３）の計画に掲げた事項を着実に実施した結果、売上納付は増加し、有価証券評価損がなかった場合は、繰越欠損金は 0.6 億円圧縮されたので、B 評価とする。

<評価指標> ・法人等への指導を、組織的かつ効果的に行っているか。	（１）効率的かつ適正なマネジメント体制の構築 ア 売上納付の最大化を図るため、マネジメント力が発揮できるよう、企業における研究開発等の経験を有するプログラムオフィサーによる指導・管理を実施する。 イ 中立かつ公正な助言を行えるよう、外部有識者も参画した調査の実施等、適切な評価・助言を実施する。	（１）効率的かつ適正なマネジメント体制の構築 ア 民間企業において研究開発の経験のあるプログラムオフィサー２名により、製品化・売上状況の確認等を行い、売上納付の増加に向けて全課題の管理を行った。 イ 平成 28 年度から外部有識者として委嘱した中小企業診断士は、商品化・事業化等の指導・助言、さらに平成 30 年度から雇用した公認会計士も、委託先の財務状況や研究成果に係る売上高の確認等を引き続き行った。 なお、委託先における信用情報については、平成 28 年度に委託先が破産手続きを行った事例があったので、信用調査会社による信用調査だけでなく、公認会計士による信用情報の確認等も行った。	（１）効率的かつ適正なマネジメント体制の構築 プログラムオフィサー、中小企業診断士、公認会計士等によるマネジメント体制を計画どおり整備し、委託先への商品化・事業化等に係る指導・助言を組織的かつ効果的に行った。また、平成 30 年度から雇用した公認会計士が委託先の財務状況や研究成果に係る売上高の確認等を行った。 なお、委託先の信用情報については、信用調査会社による信用調査だけでなく、公認会計士による信用情報の確認等も行った。
・各種展示会等、あらゆる場面を活用して研究成果の PR 等に努めているか。	（２）効果的なマネジメント等の実施 ア 製品化状況、売上げ状況について対象事業者から報告書を毎年度徴収するとともに、必要に応じプログラムオフィサー等とともに現地調査を実施することで、事業化の進捗状況を随時把握する。 イ 早期事業化に向け、進捗状況から事業化が遅延している要因を明らかにし、重点的に指導・助言を行うとともに、関係機関との連携・各種技術展示会等を活用した需要者の開拓、積極的な情報提供等の支援を行う。 ウ 事業化された案件について収益の最大化が図れるよう、関連市場に関する情報収集、売上高を増加させるための情報発信等について、指導・助言を行うとともに、各種技術展示会等を活用した需要者の開拓、製品改良に向けた他機関との連携に資する情報提供等の支援を行う。	（２）効果的なマネジメント等の実施 ア 各課題の製品化・売上状況については、委託先から提出された全 15 課題の事業化状況報告書を確認の上、追跡調査（書面調査）を実施した後、プログラムオフィサー及び公認会計士等による追跡調査（現地調査）を実施した。 このような取組を行い、新たな需要者の情報提供等を行った結果、水稻用除草剤、血圧降下作用や認知機能の維持等が期待できる機能性食品素材等の売上が発生し、今年度の売上納付額は前年度から 18 百万円から 21 百万円に増加した。 また、委託先の信用情報については、平成 28 年度に委託先が破産手続きを行った事例があったので、平成 30 年度からは、信用調査会社による信用調査だけでなく、公認会計士による信用情報の確認等を今年度も行った。 イ 事業化が遅れている３課題については、提出された事業化状況報告書を踏まえ、製品化・売上状況の追跡調査（現地調査）を実施して、早期事業化に向けた要因等を分析し、プログラムオフィサーは、事業化状況の確認、今後の事業計画や知的財産の把握等を行い、新たな需要者の情報提供等を行った。公認会計士は委託先の財務状況の確認等を行い、資金繰り計画の作成等の指導を行った。特に事業化が遅れている案件については、中小企業診断士が今後の商品化・事業化に向けての取組などの指導・助言を行った。 また、アグリビジネス創出フェアや川崎国際環境技術展において研究成果や知的財産の PR を行い、需要者の開拓及び情報提供を行った。 ウ 事業化された案件については、売上の向上による収益納付の増加が図れるよう、提出された事業化状況報告書を踏まえ、製品化・売上状況の追跡調査（現地調査）を実施し、プログラムオフィサーは事業化状況の確認、今後の事業計画や知的財産の把握等、新たな需要者に係る情報提供を行った。公認会計士は研究成果による売上高や委託先の財務状況の確認等を行った。 また、アグリビジネス創出フェアや川崎国際環境技術展において知的財産を含めて研	（２）効果的なマネジメント等の実施 各課題の製品化・売上状況については、委託先から提出された事業化状況報告書を確認の上、追跡調査（書面調査）を実施した後、プログラムオフィサー及び公認会計士等による追跡調査（現地調査）を実施した。 また、アグリビジネス創出フェア、川崎国際環境技術展など、あらゆる場面を活用して知的財産を含め研究成果の PR を行い、需要者の開拓及び情報提供を行うとともに、川崎市内の研究支援機関や起業支援機関（新規産業の企業を育成し、誘致するために、低コストで施設やサービスを提供する公的機関等）を介したマッチングを図るなど、新たな販売先の開拓等を行い、売上納付の向上に資する取組を行った。

		究成果の PR を行い、需要者の開拓及び情報提供を行うとともに、川崎市内の研究支援機関や起業支援機関（新規産業の企業を育成し、誘致するために、低コストで施設やサービスを提供する公的機関等）を介したマッチングを図るなど、新たな販売先の開拓等を行い、売上納付の向上に資する取組を行った。 （参考）売上納付の推移 <table><tr><td>年度</td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td><td>元年度</td></tr><tr><td>売上納付</td><td>51 万円</td><td>1,253 万円</td><td>1,833 万円</td><td>2,122 万円</td></tr></table>	年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	売上納付	51 万円	1,253 万円	1,833 万円	2,122 万円	
年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度									
売上納付	51 万円	1,253 万円	1,833 万円	2,122 万円									
・繰越欠損金の解消計画に沿った取組を行っているか。 ・事業化の進捗状況や取組の効果の検証を踏まえた計画の見直しを行っているか。	（３）繰越欠損金の解消に向けた計画の策定 ア 計画の策定及びその実施 繰越欠損金の解消に向けた令和 7 年度までの計画を着実に実施する。 イ 計画の検証及び見直し （１）及び（２）で定めた取組の効果の検証を行い、必要に応じ当該計画の見直しを行う。 その際、繰越欠損金の解消に向けて講じた手段について、対象事業者への聞き取り等を通じて効果を検証するとともに、成果が十分でない手段については適宜見直しを行い、新たに改善のための措置を講じるなど、着実な繰越欠損金の縮減を図る。	（３）繰越欠損金の解消に向けた計画の策定 ア 平成 28 年 3 月 31 日に作成した「繰越欠損金の解消に向けた計画」に基づき、プログラムオフィサー、公認会計士及び中小企業診断士等による指導・助言を行うとともに、各種展示会等において研究成果等の PR を行い、需要者の開拓及び情報提供等を行った結果、売上納付が増加するなど、着実に繰越欠損金が解消されている。なお、繰越欠損金は、本計画の解消時期である令和 7 年度より早期に解消できる可能性がある。 イ 計画を着実に推進するため、プログラムオフィサー及び中小企業診断士等による指導・助言を行うとともに、各種展示会等における商品の PR 活動を行い、需要者の開拓及び情報提供等を行った。さらに、委託先のニーズに対応するため、川崎市内の研究支援機関や起業支援機関（新規産業の企業を育成し、誘致するために、低コストで施設やサービスを提供する公的機関等）を介したマッチングなどを図り、新たな販売先の開拓等に取り組んだ。 このような取組を行った結果、売上納付が増加するなど、着実に繰越欠損金が解消されているため、今後とも現計画に基づいて引き続きこれらの取組を継続していく予定である。	（３）繰越欠損金の解消に向けた計画の策定 「繰越欠損金の解消に向けた計画」に基づき、プログラムオフィサー、中小企業診断士等による指導・助言を行うとともに、各種展示会等における研究成果等の PR を行い、需要者の開拓及び情報提供等を行った結果、売上納付が増加するなど、着実に繰越欠損金が解消されている。なお、繰越欠損金は、本計画の解消時期である令和 7 年度より早期に解消する可能性がある。 このような取組を行った結果、売上納付が増加するなど、着実に繰越欠損金が解消されているため、計画の見直しを行わないこととし、今後とも引き続き、これらの取組を継続していく予定である。 <課題と対応> ・ 委託先の研究から事業化に向けた進捗状況が一律でないため、事業化の進捗状況に合わせたきめ細かな対応を行う。 ・ 翌年度は、15 課題のうち 4 課題は売上納付期間が終了するので、売上納付額が減少するものの、今後とも引き続き、売上納付の増加が見込めるように、これらの取組を継続していくこととする。 ・ 保有有価証券については、引き続き状況を注視していくこととする。										

主務大臣による評価
評 定 B ＜評定に至った理由＞ 民間研究促進業務にかかる資金回収について、売上納付額は 21 百万円と、平成 30 年度（18 百万円）より増加しており、繰越欠損金の圧縮に努めている。 また、事業化された案件の売上向上を図るため、「知」の集積と活用場のポスターセッションや生研支援センター主催のフォーラムでの積極的な PR 活動に取り組むとともに、起業支援機関等を介したマッチングなどを図り、新たな販売先の開拓に取り組んでいる。 なお、本業務の決算額が予算額を 10%以上下回るが、本業務は自己収入のみによっており、自己収入と業務経費等の収支差により繰越欠損金の解消を目指し経費の支出を極力抑えたためであり、決算額が予算額と乖離することに問題はない。 以上のように、資金回収業務については、昨年より売上納付額が増加し、繰越欠損金が着実に減少していることから、B 評定とする。 ＜今後の課題＞ 繰越欠損金の解消に向けて、売上納付額を増加させるための更なる取組の強化が必要である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
Ⅱ－1	業務の効率化と経費の削減					
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表農林水産省元－⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0184			

2－①主な定量的指標						
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費の削減状況（％）	3	3	3	3		
業務経費の削減状況（％）	1	1	1	1		
その他の指標 共同調達等効率化の取組状況						
	研究用消耗品単価契約品目の拡大（品目）	237	383	117	133	
	共同調達品目の拡大（品目）	2	3	5	1	
	調達担当者会議の開催（回）	9	6	4	6	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、年度計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標		中長期計画	
（１）一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比１％の抑制を行うことを目標とする。 （２）調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。 特に、短期間での納入が必要な研究開発用物品について、調達に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう、公正性を確保しつつ、迅速な調達方法の検討・導入を進める。 また、JIRCAS など他の独立行政法人との共同調達などの連携に積極的に取り組み、一層の効率化を図る。		（１）一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比１％の抑制を行うことを目標に、削減する。 （２）調達の合理化 農研機構が、研究開発成果の最大化に向け研究業務をスピード感を持って実施していくために、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組み、適正で迅速かつ効果的な調達の実現に向け取り組む。 特に、短期間での納入が必要な研究開発用物品については、調達に要する時間の大幅な短縮を可能とし、研究者が意欲的かつ効率的に研究に取り組むことができるよう、公正性を確保しつつ、随意契約によることができる具体的事由を見直し、規程等に明確に規定するとともに、単価契約の対象品目の拡大、随意契約が可能な限度額の拡大など、調達事務の合理化、調達手続きの簡素化を図る観点から、迅速な調達方法の検討・導入を進める。 また、JIRCAS など他の独立行政法人との共同調達などの連携のほか、調達の際の調査の合理化を図る観点から落札価格情報を共有するなど調達事務の効率化に積極的に取り組む。 これらを PDCA サイクルにより、効果を検証しつつ確実に実施するため、毎年度 6 月末までに「調達等合理化計画」を策定し、調達日数の削減など定量的な目標や具体的な指標を設定し、着実に実行するとともに、毎年度の実績評価の際には研究現場での実施結果を踏まえた確に見直しを行う。	
評価軸・評価の視点 及び評価指標等	令和元年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価
（１）一般管理費等	（１）一般管理費等の削減	（１）一般管理費等の削減	<評定と根拠>

の削減 【評価の視点】 ・業務の見直し・効率化を進め、法人運営に支障を来たことなく業務経費、一般管理費削減の数値目標が達成されているか。	現行の予算配分方針を見直し、①Society5.0、②大課題研究の重点化・加速化、実証実験を踏まえた戦略、③課題に応じた人件費・研究開発費・研究施設維持管理費の適正規模、④セキュリティ強化、⑤老朽化施設の処分、集約化等を精査して配分する。また、予算の執行状況を点検し、優先順位を明確にして、柔軟に追加配分を行うプロセスを実行する。 以上のように予算を戦略的・効率的に活用しつつ、運営費交付金を充当して行う事業については、併せて、従来からの業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。	○予算配分に当たり、以下の取組により柔軟かつメリハリのある予算配分を実施した。 ・ 予算委員会において予算執行状況の把握及び研究センター等のヒヤリング等を通じて内容を精査のうえ予算配分 ・ 理事長が裁量を十分に発揮できるよう、理事長裁量経費を増額するとともに、大課題等推進費に理事長査定枠を創設 ・ 予算の執行状況を確認の上、管理部体制移行に伴う予算措置や、理事長裁量経費の年度途中での配分に伴う予算配分の見直しを実施 ○業務の見直し及び効率化については、以下のような新たな見直しや取組の継続により経費の節減に取り組み、各年度の業務に応じた増減経費を除き、前年度予算に対して一般管理費3%、業務経費1%の削減の削減目標を達成した。 ・ 新たに航空チケット等オンライン予約システムを導入して安価なパック商品を推奨 ・ 研究機器等の保守管理業務を年間保守契約からスポット保守契約へ移行 ・ 外国雑誌の年間購読雑誌の見直し ・ 利用実績の少ない電子ジャーナルについて、学術論文をダウンロードする都度課金されるPPV方式への契約方法の見直し ・ 電気及びガス供給契約について、従来の電力会社及びガス会社との随意契約から小売電気事業者及び小売りガス事業者の参加を可能とした一般競争に移行	評定：B 根拠： （１）一般管理費の削減 優先順位を明確にした予算配分を実施するとともに、従前より講じていた対策に加えて、新たに航空チケット等のオンライン予約システムを導入し旅費の軽減に努める等により業務経費及び一般管理費とも数値目標を達成された。 （２）調達の合理化 一者応札・応募の改善、調達期間の短縮の取組を着実に実施した。 <課題と対応> （１）一般管理費等の削減 ・ 予算配分に当たって、予算委員会において研究センター等の予算ヒヤリング等を通じて、優先順位を明確にした予算配分を実施する。 ・ 今後、効率化を図るには管理業務及び研究業務等に支障を来さないよう留意しつつ、業務の集約化・効率化を図る必要があることを踏まえ、引き続き経費の削減及び効率化の検討を進める。 （２）調達の合理化 ・ 一者応札・応募についての要因を分析するため、業者等に対するアンケートを継続して実施し、要因に応じた対策を検討し改善を図る。また、入札参加者の拡大を図るため、引き続き、電子メールによる入札説明書等の配布を進め、入札に参加しやすい環境を整える。
（２）調達の合理化 【評価の視点】 ・ 調達等合理化計画の適正かつ迅速な調達を実現するために定量的な目標や具体的な指標として、どのようなものを設定しているか。その目標や指標が達成されているか。達成のためにどのような取組を行っているか。 <その他の指標> ・ 共同調達等効率化の取組状況 ※表中に記載。	（２）調達の合理化 農研機構が、研究開発成果の最大化に向け研究業務をスピード感を持って実施するために、引き続き公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組み、適正で迅速かつ効果的な調達の実現に向け取り組む。 特に、短期間での納入が必要な研究開発用物品については、調達に要する時間の大幅な短縮を可能とし、研究者が意欲的かつ効率的に研究に取り組むことができるよう、単価契約の対象品目の拡大の必要性の検討を行うとともに、他の国立研究開発法人等の実態を参考に随意契約が可能な限度額の拡大のほか、調達事務の合理化、調達手続きの簡素化を図る。併せて、研究現場及び調達担当者の意見を踏まえつつ、各種手順の見直しを検討するなど迅速な調達方法の検討・導入を進める。 また、JIRCAS 等他の独立行政法人との共同調達等の連携のほか、調達の際の調査の合理化を図る観点から落札価格情報を共有する等調達事務の効率化に引き続き積極的に取り組む。	（２）調達の合理化 ・ 短期間での納入が必要な試薬及び理化学消耗品の単価契約について、品目見直しにより新たに要望のあった133品目の追加を行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮を図った。 ・ 調達に要する時間の大幅な短縮が可能となることから、随意契約の限度額引き上げについて、国立研究開発法人全体の問題として国立研究開発法人協議会を通じて引き上げの申し入れを行った。 ・ JIRCAS、森林研究・整備機構などの他法人との連携による共同調達において、新たに家畜改良センターと共同調達を行い、調達事務の効率化に取り組んだ。 ・ 適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、令和元年6月18日付けで、調達等合理化計画を策定してウェブサイトで公表し、今年度の計画を着実に実施した。 ・ 内部監査において、物品等の納品が確実に行われているかの実査を行うとともに、取引業者との会計帳簿照合による取引状況の点検を行った。	

	これらを PDCA サイクルにより、効果を検証しつつ確実に実施するため、6 月末までに「調達等合理化計画」を策定し、調達日数の削減など定量的な目標や具体的な指標を設定し、着実に実行するとともに、毎年度の実績評価の際には研究現場での実施結果を踏まえた確に見直しを行う。		
主務大臣による評価			
評価 B			
＜評価に至った理由＞ 一般管理費等の削減については、運営費交付金による事業について、研究機器等の保守管理業務に係る契約方法の見直し、電気及びガスの供給契約の随意契約から一般競争への移行を行い経費の節減を図ったほか、航空チケット等オンライン予約システムを導入し旅費の軽減に努める等、各種業務において経費の節減に努めた結果、一般管理費、業務経費ともに中長期計画に基づく削減の数値目標を達成している。 調達の合理化については、令和元年 6 月に策定した調達合理化計画に基づき、一者応札・応募の改善に向け業者アンケートの結果を入札公告に反映させる等、きめ細やかな対応を行っているほか、調達手続きの簡素化及び納期の短縮のため一括単価契約の品目の拡大が行われている。また、他法人との共同調達を継続しているほか、調達に要する時間の大幅な短縮のため、随意契約の限度額引き上げについて、国立研究開発法人協議会を通じて申し入れを行っている。 以上のとおり、経費の削減や調達の合理化に向け着実に取り組んでいることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ 今後も、経費の削減や、調達の合理化に向けた取組を継続するよう求める。特に、一般管理費及び業務経費については、現行の第 4 期中長期計画期間の最終年度（令和 2 年度）までは、毎年度削減の数値目標が課されることから、業務に支障のないことに留意しつつ、さらなる削減に向けて適切に取り組む必要がある。			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－2	統合による相乗効果の発揮		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表農林水産省元－⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0184

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、年度計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
（１）組織・業務の再編 法人統合を踏まえ、人材、研究資金等の資源を法人全体として有効に活用することにより、相乗効果を最大限に発揮することが重要である。このため、従来の組織の枠組みにとらわれずゼロベースで組織の見直しを行い新たな組織体制を構築する。特に、つくば地区について、基礎から応用・実用化までの一貫した研究体制により研究成果の創出・社会実装の加速化を図るため、研究推進組織を再編する。また、研究の進捗に応じ、機動的に研究推進体制を見直し研究者を配置できる仕組みを構築する。 業務についても見直しを行うとともに、効率化のため法人内の業務システムの整備を進める。特に、つくば地区において、管理業務やほ場業務等について可能なものの一元化等を進める。また、テレビ会議システムや ICT を活用した業務効率化を図る。	（１）組織・業務の再編 ア 平成 28 年度からの 4 法人統合を踏まえて、従来の組織を再編し、次のとおり新たな組織を整備する。 （ア）作物開発、スマート農業推進、農業環境研究の分野で、基礎から応用・実用化まで総合的に研究を進めつつ、法人全体の研究の中核かつ外部との窓口となる重点化研究センターを設置する。 （イ）従来の農研機構の研究分野ごとの内部研究所は研究部門とする。 （ウ）食品産業のニーズに対応し、マーケットイン型研究開発及びその成果普及を推進する部署（食農ビジネス推進センター）を設置する。（第 1 の 1 （１）に記載。） （エ）高度な分析機器・施設の共同利用を進める部署（高度解析センター）を設置する。（第 1 の 1 （３）に記載。） （オ）つくば地区の管理業務のうち、調達、検収、営繕の各業務を可能な限り一元的に実施する部署（つくば管理センター）を設置し、業務の効率化と円滑な研究推進を図る。併せて管理部門の OJT を行うなど円滑な人材育成を図る。 （カ）ほ場管理などを行う研究技術支援部門について、つくば地区の業務や人員管理を一元的に実施する部署（つくば技術支援センター）を設置し、研究技術支援業務の効率化を行う。 （キ）地域農業研究センターの産学官連携を強化するための体制を整備する。（第 1 の 3 に記載。） （ク）上記の取組により、間接部門の人員の事業部門への振り分け等を行い、業務体制の最適化を図る。 イ 別添 1 の研究開発の推進に当たっては、研究課題ごとに責任者を配置し、目標達成のために必要な研究者で内部研究組織横断的な研究体制（プログラム・プロジェクト）を構築して推進する。各プログラム・プロジェクトの構成員は研究の進捗にあわせ適宜見直す。 ウ 業務については次の取組により効率化を進める。 （ア）ICT（テレビ会議システム、ビデオ配信システム、e-ラーニング等含む。）を活用し、遠隔地等も含めた意思決定の迅速化、情報共有、また、各種教育等を行う。 （イ）業務システムについては、ガバナンスの強化、リスク管理への対応、研究開発成果の最大化に資するために、会計、資産、研究業績、薬品、規制物質等の管理等の各種システムが有機的に統合・関連するシステムとして、再構築を行う。これらシステムを管理運用するために、専門スタッフを配置した部署（情報統括監）を設置する。
（２）研究拠点・研究施設・設備の集約（施設及び設備に関する計画） 限られた予算・人員を有効に活用し長期的に研究開発成果の最大化を図るためには、将来の研究の重点化方向に対応するとともに、省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、老朽化施設の安全の確保等を図る観点から、法人全体として、研究拠点・研究施設・設備を最適化することが重要である。このため、法人統合を踏まえたつくば地区の再編、地域の近接する研究拠点や小規模な研究拠点等の再編・見直しを進める。これらに関しては、中長期計画に具体的な方向を明記し、可能なものは第 4 期中長期目標期間内に、必要に応じ第 5 期中長期目標期間にわたって実施を図る。	（２）研究拠点・研究施設・設備の集約 ア つくば地区に主な機能を有する組織が再編されることを契機として、同地区における、同一の研究棟に複数の内部組織が置かれたり、同一の内部組織が複数の離れた施設に分散しているなど業務運営の効率化の支障となる組織配置を可能な限り解消し、内部組織間等で施設・設備の共同利用を促進するとともに、現在の利用状況、第 4 期中長期目標期間内の研究課題との関係及び将来の利用予測等を考慮した上で、研究課題に応じた適切な再配分・再配置を行う。こうした取組を通じて、つくば地区内の研究資源の効果的かつ効率的な利用を図り、維持管理費の節減や省エネルギーの推進、老朽化施設の安全の確保に努める。

評価軸・評価の視点及び 評価指標等	令和元年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価
（1）組織・業務の再編 ○統合による相乗効果を最大限に発揮するため、従来の枠組みにとらわれない適切な組織見直しが行われているか。 ＜評価指標＞ ・統合による相乗効果を最	（1）組織・業務の再編 ア 研究開発の戦略策定と推進における、本部の司令塔機能を強化するため、研究センター等と一体的な体制を構築するとともに、エリア管理に向けた組織・業務の見直しを重点的に推進する。	（1）組織・業務の再編 ・ <u>本部の司令塔機能を強化するため、経営戦略室と企画調整部を改組して理事長をサポートする理事長室及び農研機構の戦略を担う企画戦略本部を設置し、企画戦略本部内に経営資源配分を行う経営企画部、研究推進や外部資金の獲得を行う研究推進部を設置した（4月）。</u> ・ <u>企画戦略本部には、上記の2部の他、農業経営戦略部（11月）、国際課（4月）、新技術対策室（4月）を配置し、技術の経営的評価と経営マネジメント手法の開発、国際連携・共同研究の強化推進、新技術の社会受容の促進を進めた。</u> ・ <u>農研機構のシンクタンク機能を担う NARO 開発戦略センターを新設するとともに、産業界との</u>	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠： <u>本部の司令塔機能強化と合わせて、研究センター等との対応を明確化し、法人全体で研究成果の最大化を目指す体制を構築した。また、同一の</u>

大限に発揮するための組織体制の整備が行われているか。また、研究の進捗に応じ、機動的に研究体制を見直し研究者を配置する仕組みが整備されているか。 ・つくば地区の研究推進組織を再編し、基礎から応用・実用化までの一貫した研究体制の構築・運用がされているか。 ○統合に対して、一元化が可能な業務の集約や ICT 活用等による業務効率化が行われているか。 ＜評価指標＞ ・業務の効率化が図られているか。特に、つくば地区の管理業務やほ場業務等についての一元化、高度機器等の相互利用等の業務の効率化が図られているか。	イ 研究開発の効率的、効果的な推進のため、農業情報研究センターにおける農業 AI 研究の戦略的課題を推進する体制の拡充、農業データ連携基盤（WAGRI）の本格的運用（平成 31 年 4 月開始）の推進に重点的に取り組む。PD 会議における研究課題の横断的な検討により、共通課題の横串管理や、情勢に応じたロードマップの見直しを継続して行う。 ウ 業務の効率化では、基幹システムの更新（平成 33 年 4 月）に向けて要件定義を進め、特定調達等の手続きを開始する。 また、サイバー攻撃に対処可能な管理業務系ネットワークを構築し、評価を進めるとともに、機構内の LAN 端末を本部調達により導入し、端末の本部一元管理を進める。情報セキュリティ対策の強化・情報システムの適切な運用管理を推進するため、本部の情報統括組織の拡充・見直しを推進する。	連携強化を明示化するため、産学連携室を事業化推進室に名称変更した（4 月）。 ・ 特命プロジェクト制度を導入し、理事長の直接の指揮命令により機動的な研究開発を行うための仕組みを構築した。 ・ <u>本部と対応する研究センター等の部署を明確化するため、地域農業研究センターの企画部を事業化推進室と研究推進室からなる地域戦略部に、研究部門及び重点化研究センターの企画管理部を研究推進部に再編</u>した。 ・ 本部研究推進部のスマート農業推進室にスマート農業コーディネーターを配置し、地域農業研究センターに駐在させることで体系だったプロジェクトの推進を図った。 ・ <u>法人全体の事務・管理体制を一元化して事務の共通化による業務の効率化等を図るため、本部に管理本部を設置するとともに、管理本部内に総務部と、総務・会計、労働安全衛生、化学物質管理等の業務を担う全国 11 の管理部、技術支援部を設置し、エリア単位での管理体制に移行した。</u> ・ リスク管理の徹底のため、<u>リスク管理部を再編</u>するとともに、広報の司令塔機能の更なる強化、情報システム及び情報セキュリティに係る強化を実施した。 ・ 農業情報研究センターにデータ戦略推進室及び 4 つの研究チーム（農業 AI 研究推進室内）を設置し、総括調整役を配置することにより、研究推進体制を拡充した。 ・ 農業データ連携基盤（WAGRI）の本格的運用（利用者が料金を支払う形態の運用）を開始した。 ・ 全役員及び PD が出席する PD 会議を原則毎月開催し、九沖 SFC プロジェクト等共通課題及び大課題をセグメント横断的に管理した。ロードマップは継続的に見直し、PD 会議での検討等を反映させた。 ○基幹システムについては、 ・ サーバ基盤の処理能力・データ容量・情報セキュリティを一層増強したものへの更新を決定し、特定調達の手続きを開始、11 月に契約締結を行った。 ・ サーバー基盤上に構築する各基幹システムは、農研機構全体の組織見直し後の業務フローに適応し、かつ、業務の一層の効率化（電子化）、システム間の連携、情報セキュリティの強化に対応したものへの更新を決定した。また、本決定に即し、人事給与、財務会計及び情報共有の各基幹システムについて 2 月から特定調達の手続きを開始した。 ・ ○サイバーセキュリティについては、 ・ 現行の管理業務系ネットワークを改良し、外部からの不審な通信の遮断、所定の手続きをしていない端末の接続拒否及びインシデント発生時の端末特定が可能かを確認するとともに、運用手順を評価・検証した。 ・ 4 年で農研機構全役職員の業務用端末を本部一元管理に移行する計画に即し、初年度である本年度は役職員数の 1／4 に相当する 1,300 台の端末を本部一括調達により導入した。 ・ 情報システム・セキュリティに係る本部の機能を強化するため、本部に情報統括部を新設し、サイバーセキュリティ対策、各事業場における業務改革（IT 活用）、情報セキュリティ強化に取り組む体制を拡充した。	研究棟に複数の内部組織が置かれたり（例：農業環境センター研究本館を 5 つの研究センター等が共有）、同一の内部組織が複数の離れた施設に分散している状態（例：生物機能利用部門が 5 つの事業場に分散配置）の解決策として、<u>エリア管理に向けた見直しを行い、導入</u>に至った。 他の計画についても着実に達成した。 ＜課題と対応＞ （1）令和元年 11 月に管理本部を設置し、エリア単位での管理体制に移行したが、年度内にはまだ顕著な効率化には、結びついていない。管理本部長の指揮の下、それぞれの管理本部がエリア運営会議等を有効利用して問題解決に当たり、それを全管理部で共有する仕組みを構築し、業務の効率化を図る。
--	---	--	--

（２）研究拠点・研究施設・設備の集約(施設及び設備に関する計画) ○法人統合を踏まえ、研究の重点化方向、長期的な維持管理経費節減に向けて研究拠点・研究施設・設備の集約の計画を適切に策定しているか。その実現に向けた取組が行われているか。 ＜評価指標＞ ・将来の研究の重点化方向に対応するとともに、省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、老朽化施設の安全対策等が図られているか。 ・つくば地区の再編、地域の研究拠点や小規模研究拠点等の再編・見直しの取組が行われ、施設・設備の最適化の見直しが進められているか。	（２）研究拠点・研究施設・設備の集約 ア つくば地区においては、エリア管理に向けた組織・業務の構築を推進するとともに、施設維持管理経費の配分方法を見直す。老朽化施設対策を計画的に進め、施設集約化計画に基づく RI 施設・設備の廃止計画等を着実に推進する。 イ 地域農業研究センターでは、施設集約化計画に基づき小規模拠点の集約化や減損を認識した施設等の解体撤去を重点的に進め、工程表に基づいて研究施設の集約化計画を推進する。 ウ 組織を見直す小規模な研究拠点については、第４期中長期目標期間中に西日本農業研究センター綾部研究拠点を廃止するため、移転先整備を推進する。第５期に向けた小規模な研究拠点等の見直しに係る基本方針に基づき、個別の実施計画を策定し、研究拠点の最適化を進める。	（２）研究拠点・研究施設・設備の集約 ・ 法人全体の「新たな施設集約化５ヶ年計画」に基づき、機構全体の RI 施設・設備を集約化（食品部門のガンマ線照射装置撤去、畜産部門の RI 焼却処理棟の解体撤去開始、作物開発センターのガンマーフィールド廃止及びガンマルーム防護強化、農業環境センターのアイソトープ実験棟の集約化・改修計画立案）を進めるとともに、大わし事業場（生物機能利用部門）の研究本館の耐震補強工事を実施した。 ・ 研究基盤等共通経費（本部審査分）により、高額機械整備、高精度機器保守、一般機械整備の一元的整備と保守の推進を進めた。 ・ つくば地区において、同一の研究棟に複数の内部組織が置かれたり（例：農業環境センター研究本館を５つの研究センター等が共有）、同一の内部組織が複数の離れた施設に分散している状態（例：生物機能利用部門が５つの事業場に分散配置）の解決策として、<u>11 月に、全国の事業場・施設・設備等を一元的に管理する管理本部を設置し、全国を 11 の管理部により管理する体制を構築した。</u>これによりつくば地区の各事業場においても、<u>研究センター等の枠を超えて拠点・施設・設備を統一的に管理・利用する体制を整えた。</u> ・ CSF に対する防疫、台風被害等の対応として緊急施設整備を実施した。 西日本農研において、香川県との連携による四国研究拠点の拡充・整備を進めた。 CSF 対策として西日本農研大田研究拠点におけるイノシシ飼養施設の集約化を実施した。 九沖 SFC プロジェクトの推進により、九州地区において食品部門等との連携による研究資源の効果的・効率的利用を推進した。 西日本農研綾部研究拠点の廃止に伴い、綾部研究拠点内の不要となるパイプハウス等の解体・撤去等を進め、一方、移転先である福山本所及び四国研究拠点に新たなパイプハウス及び実験室機器等の整備を完了した。 四国研究拠点の野菜研究用ガラス温室の整備については工事契約を行った。 第三期における小規模拠点の見直しに基づく旧野菜茶業研究所武豊野菜研究拠点の土地について売買及び譲渡契約を締結した。										
	（３）施設及び設備に関する計画 【農業技術研究業務勘定】 令和元年度施設、設備に関する計画 （単位：百万円） <table><tr><th>施設・設備の内容</th><th>予定額</th><th>財源</th></tr><tr><td>機関維持運営</td><td></td><td rowspan="3">施設整備費補助金</td></tr><tr><td>施設の整備</td><td></td></tr><tr><td>研究棟耐震</td><td></td></tr></table>	施設・設備の内容	予定額	財源	機関維持運営		施設整備費補助金	施設の整備		研究棟耐震		（３）施設及び設備に関する計画 【農業技術研究業務勘定】 1) 令和元年度中に完成した主要施設 ・ 繰り越された平成 30 年度施設整備費補助金予算による種苗管理センター北海道中央農場第一作業室建替工事（取得原価 84 百万円）は令和 2 年 2 月に計画どおり竣工し、業務に供したことで、全国のばれいしょ生産に必要な原種苗の品質及び安定供給の向上に資することができた。 ・ 平成 29 年度から令和元年度までの施設整備費補助金予算による畜産研究部門研究棟耐震工事(取得原価 1,170 百万円)について、令和元年 6 月に計画どおり竣工し、業務に供したことで、地震による建物の倒壊等の被害から職員の生命、身体及び資産が保護され、建物の地震に対する安全性の向上を図ることができた。
施設・設備の内容	予定額	財源										
機関維持運営		施設整備費補助金										
施設の整備												
研究棟耐震												

	工事			- 令和元年度施設整備費補助金予算による種苗管理センター雲仙農場ばれいしょ原原種選別施設改修工事（取得原価 54 百万円）について、令和 2 年 2 月に計画どおり竣工し、業務に供したことで、ばれいしょの選別作業の効率化が図られ、塊茎の傷及び打撲の減少により、原原種の品質及び安定供給の向上に資することができるようになり、労働安全の向上も図られた。 2) 令和元年度において継続中の主要施設等の新設・拡充 - 令和元年度施設整備費補助金予算による生物機能利用研究部門研究棟・管理棟・接続棟耐震工事について、平成 30 年度から令和 3 年 9 月 30 日までを工事期間とした 4 カ年計画（予算総額 1,382 百万円）において、今年度は 2 年目として実施している。
	その他業務実施上必要な施設・設備の整備等			
	ばれいしょ原原種選別施設改修工事			
	合計	745		
	【農業機械化促進業務勘定】			
	令和元年度施設、設備に関する計画			
	(単位：百万円)			
	施設・設備の内容	予定額	財源	
	その他業務実施上必要な施設・設備の整備等		施設整備費補助金	
	高精度評価試験棟整備その他工事			
合計	139			

主務大臣による評価

評価 A

＜評価に至った理由＞

組織・業務の再編については、組織改革を実行する理事長をサポートするための理事長室、農研機構における戦略を担う企画戦略本部、シンクタンク機能を担う NARO 開発戦略センター、企画戦略本部内に経営資源配分を適切に行う経営企画部、研究推進や外部資金の獲得を行う研究推進部を設置したほか、農業経営戦略部、国際課、新技術対策室を技術が経営的評価・経営マネジメント手法の開発、国際連携・共同開発の強化推進を行っている。加えて、本部に対応する研究センター等の部署を明確化するため、地域農業研究センターの企画部を事業化推進室と研究推進室からなる地域戦略部に、研究部門及び重点化研究センターの企画管理部を研究推進部に再編した。

また、本部研究推進部のスマート農業推進室に配置したスマート農業コーディネーターを、地域農業研究センターに駐在させることで体系だったプロジェクトの推進を図っている。

管理業務・ほ場業務等の効率化については、本部に全国 11 の管理部、技術支援部を集約した管理本部を設置し、エリア単位での管理体制に移行するとともに、4 年で農研機構全役職員の業務用端末を本部一元管理に移行する計画に即し、役職員数の 1／4 に相当する 1,300 台の端末を本部一括調達するなど、業務の効率化を図っているところである。

研究拠点・研究施設・設備の集約については、法人全体の「新たな施設集約化 5 ヶ年計画」に基づき、農研機構全体の RI 施設・設備の集約化を進めている。また、西日本農業研究センター綾部研究拠点廃止し、研究機能を本所及び四国拠点への移転が完了するなど計画に即し着実に実施している。

施設整備については、生物機能利用部門の研究本館の耐震補強工事、CSF に対する防疫、台風被害等の対応として緊急施設整備等着実に実施している。

以上のとおり、理事長のリーダーシップの下、年度計画以上に組織の再編、業務の効率化への取組が進められていることから A 評価とする。

＜今後の課題＞

組織・業務の再編については、積極的な改革に取り組み、年度計画を上回る顕著な業績を上げているが、今年度以降も、平成 30 年 10 月に立ち上げた「組織委員会」で決定した内容に基づき、効率的・効果的な研究開発の推進のための組織体制の整備、業務の構築の推進が必要である。業務の定期的な見直し・検討を行い、さらに効果的な改善が可能かどうかの検討を行うことを求める。

また、研究拠点及び研究施設・設備の集約については、研究資源集約化委員会において、引き続き研究拠点及び研究施設・設備の集約化に向けた検討を進め、具体的な計画を策定することを求める。

1．当事務及び事業に関する基本情報						
Ⅲ		財務内容の改善に関する事項				
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー		事前分析表農林水産省元－⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0184	

2－①主な定量的指標							
		28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
1 収支の均衡							
セグメントごとの業務達成の目標に対する予算配分（百万円）と執行状況（％）							
	企画・連携推進業務	予算配分	5,798	6,516	12,313	21,878	
		執行状況	99.1	92.9	55.4	62.2	
	農業研究業務Ⅰ	予算配分	11,232	11,300	10,223	9,161	
		執行状況	90.5	85.9	87.2	91.3	
	農業研究業務Ⅱ	予算配分	9,665	10,345	10,143	9,054	
		執行状況	89.6	87.4	90.8	91.2	
	農業研究業務Ⅲ	予算配分	12,285	12,550	11,727	10,286	
		執行状況	89.8	87.2	90.2	92.6	
	農業研究業務Ⅳ	予算配分	6,986	7,687	7,191	6,264	
		執行状況	91.4	87.4	90.0	93.3	
	種苗管理業務	予算配分	2,263	2,427	2,570	2,529	
		執行状況	95.1	94.6	93.2	98.4	
	農研業務共通	予算配分	11,627	10,969	11,798	11,977	
		執行状況	94.9	95.4	98.4	98.8	
	農業機械化促進業務	予算配分	1,909	2,169	2,681	2,221	
		執行状況	91.8	76.3	76.9	74.9	
	生物系特定産業技術に関する基礎的研究業務	予算配分	22,238	26,935	22,773	20,141	
		執行状況	39.7	45.1	70.8	58.3	
	民間研究に係る特例業務	予算配分	113	112	111	99	
		執行状況	82.1	79.2	72.3	75.8	
その他の指標							
2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 （予算と決算の乖離状況）（％）							
	企画・連携推進業務	0.9	7.1	44.6	37.8		

	農業研究業務Ⅰ	9.5	14.1	12.8	8.7		
	農業研究業務Ⅱ	10.4	12.6	9.2	8.8		
	農業研究業務Ⅲ	10.2	12.8	9.8	7.4		
	農業研究業務Ⅳ	8.6	12.6	10.0	6.7		
	種苗管理業務	4.9	5.4	6.8	1.6		
	農業機械化促進業務	8.2	23.7	23.1	25.1		
	生物系特定産業技術に関する基礎的研究業務	60.3	54.9	29.2	41.7		
	民間研究に係る特例業務	17.9	20.8	27.7	24.2		
主な定量的指標							
3 自己収入の確保							
	外部研究資金の実績（千円）	4,343,246	4,829,081	3,870,624	3,093,420		
	特許権等の実施許諾等収入実績（千円）	105,781	113,794	114,897	130,140		
	施設利用等の自己収入の実績（千円）	4,508	5,692	5,232	5,274		
新規業務への取組と実績		－	－	－	－		
4 保有資産の処分							
不要の保有資産の処分実績		建物 19 棟	建物 18 棟	建物 23 棟	建物 34 棟		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、年度計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
1 収支の均衡 適切で効率的な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。 2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 「第4業務運営の効率化に関する事項」及び1に定める事項を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。 一定の事業等のまとまりごとにセグメント情報の開示に努める。	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 【農業技術研究業務勘定】 1 予算 平成28年度～令和2年度予算 表省略 2 収支計画 平成28年度～令和2年度収支計画 表省略 3 資金計画 平成28年度～令和2年度資金計画 表省略 【農業機械化促進業務勘定】 1 予算 平成28年度～令和2年度予算 表省略 2 収支計画 平成28年度～令和2年度収支計画 表省略 3 資金計画 平成28年度～令和2年度資金計画 表省略

3 自己収入の確保 受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、適切な対応を行う。 4 保有資産の処分 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行う。 5 繰越欠損金の着実な縮減 民間研究に係る特例業務について、繰越欠損金解消計画を定め、本目標第 3 の 13（1）及び（2）で定めた対策を講じながら、当該計画を適切に見直すなど、繰越欠損金の着実な縮減を図る。	【基礎的研究業務勘定】 1 予算 平成 28 年度～令和 2 年度予算 表省略 2 収支計画 平成 28 年度～令和 2 年度収支計画 表省略 3 資金計画 平成 28 年度～令和 2 年度資金計画 表省略 【民間研究特例業務勘定】 1 予算 平成 28 年度～令和 2 年度予算 表省略 2 収支計画 平成 28 年度～令和 2 年度収支計画 表省略 3 資金計画 平成 28 年度～令和 2 年度資金計画 表省略 【勘定共通】 4 自己収入の確保 自己収入の確保に当たっては、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により取組を進める。また、自己収入の増加が見込まれる場合には、増加見込額を充てて行う新規業務を見込んで運営費交付金の予算要求を行い、認められた場合には当該新規業務を実施する。 5 保有資産の処分 施設・設備の利用状況の点検を行い、不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有財産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。 6 繰越欠損金の着実な縮減 繰越欠損金の解消に向けた令和 7 年度までの計画を着実に実施し、本計画第 1 の 13（1）及び（2）で定めた取組を講じながら、当該計画を適切に見直すなど、繰越欠損金の着実な縮減を図る。 第 4 短期借入金の限度額 中長期目標の期間中の各年度の短期借入金は、農業技術研究業務勘定において 59 億円、基礎的研究業務勘定において 5 億円、農業機械化促進業務勘定において 2 億円、民間研究特例業務勘定において 1 億円を限度とする。
--	---

	想定される理由： 年度当初における国からの運営費交付金の受入れ等が遅延した場合における職員の人件費の遅配及び事業費等の支払い遅延を回避するとともに、運用収入等の収納の時期と事業費等の支払の時期に一時的な差が生じた際に円滑な業務の運営を図るため。		
	第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし		
	第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし		
	第 7 剰余金の使途 生産現場の強化・経営力の強化のための研究、強い農業の実現と新産業の創出のための研究、農産物・食品の高付加価値化と安全・信頼の確保のための研究、環境問題の解決・地域資源の活用のための研究及び農業機械化の促進に資する試験研究等中長期目標における研究開発の重点化方向と成果の社会実装に向けた試験及び研究並びに調査の充実・加速並びにそのために必要な分析機器等の研究用機器更新・購入等に使用する。また、種苗管理業務及び基礎的研究業務並びに民間研究に係る特例業務の円滑な運営のために必要な資金等に使用する。		
評価軸・評価の視点及び 評価指標等	令和元年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価
1 収支の均衡 【評価の視点】 ・業務達成基準の導入、セグメント管理の強化に対応した会計処理方法はどのように定められているか。それに従って運営されているか。 2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 ＜その他の指標＞ ・セグメントに配分された予算と決算に大きな乖離はないか。大きく乖離している場合は、その理由は明確になっているか。 ※予算と決算の乖離状況は表中に記載。	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 【農業技術研究業務勘定】 1 予算、2 収支計画及び3 資金計画の表は後掲する。 【農業機械化促進業務勘定】 1 予算、2 収支計画及び3 資金計画の表は後掲する。 【基礎的研究業務勘定】 1 予算、2 収支計画及び3 資金計画の表は後掲する。 【民間研究特例業務勘定】 1 予算、2 収支計画及び3 資金計画の表は、後掲する。	1 予算、2 収支計画、3 資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 独立行政法人会計基準の改訂（平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、業務達成基準による運営費交付金の収益化が原則とされたことを踏まえ、第 4 期中長期目標期間となる平成 28 年度より、農研機構では中長期計画における業務を一定の事業のまとまりとして評価を行うことで、セグメント予算管理を実施している。 ・ 本部に平成 30 年度に設置した予算委員会において、これまでの年度当初に各研究センター等に予算配分して各研究センター等の長の裁量によってその使途を特定し、各収益化単位の事業に必要な経費を執行する仕組みから、令和元年度からは、 <u>予算委員会が各セグメント、収益化単位に一元的に予算配分案を作成し、各セグメント担当理事がその使途を戦略的に決定するする仕組みに改め、予算配分と執行の全体最適を実現できる体制を実現した。</u> 具体的には以下のとおり。 業務経費のうち、本部執行経費、大課題等推進費、研究基盤共通経費(本部執行分)については、具体的な使途の特定から執行まで担当理事が責任を持つ仕組みへと改めた。 大課題等推進費のうち、各セグメント担当理事に配分する経費については、組織運営上、必要な経費のみに配分し、具体的使途を本部が事後チェックし、執行を管理できる仕組みへと改めた。 ・ これにより、特に農業技術研究業務勘定において、 <u>理事長のリーダーシップの下、重点投資すべき課題への対応等、より戦略的な予算の配分と執行管理が可能となった。</u>	＜評定と根拠＞ 評定：S 根拠： 予算配分方法の見直しは、従来研究センター等がその業務の範囲内において部分最適となり、農研機構全体として集中投資すべき重点課題への対応が難しい仕組みとなっていた状況を、 <u>理事長のリーダーシップの下、各担当理事が全体最適の観点から予算の配分と使途を決定する仕組みへと抜本的に改めた。</u> これにより、理事長のリーダーシップの下、 <u>重点投資すべき課題への対応を含め、より戦略的な予算と執行の管理が可能となったことから、中長期目標</u>
3 自己収入の確保			

【評価の視点】 ・受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、法人における知的財産権等の実施料収入の拡大等、自己収入確保に向けて積極的な取組が行われているか。 4 保有資産の処分 【評価の視点】 ・保有資産の必要性について点検を行っているか。自己点検の結果、必要性や利用率の低い施設について、積極的な処分が行われているか。 5 繰越欠損金の着実な縮減 (第 1 -13 で評価を行う。)	【勘定共通】 4 自己収入の確保 自己収入の確保に当たっては、大型の競争的資金等、公的資金の受託研究等の外部研究資金の獲得、民間企業との資金提供型共同研究の増加による外部資金獲得、特許実施料等の知的財産収入の拡大等の取組を進める。 5 保有資産の処分 施設・設備の利用状況の点検、研究資源の集約化を進め、不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有財産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。	セグメントに配分された予算と決算の乖離について、農業技術研究業務では、セグメント企画・連携推進業務が 37.8%と大きく乖離しているが、これは、令和 2 年 1 月 30 日に成立した令和元年度補正予算による追加予算額のうち、4,800 百万円（スマート農業加速化実証プロジェクト）については、公募、審査等の手続き、採択の決定は終了しているが、委託事業費の支出が令和 2 年度になったことによるものである。また、セグメント農業研究業務Ⅰ「生産現場の強化・経営力の強化研究業務」からセグメント農業技術研究業務Ⅳ「環境問題の解決・地域資源の活用研究業務」において、 6.7%～8.8%の乖離となっているが、各セグメントとも研究の進捗により研究計画の一部を次年度に引き続くこととしたためである。 セグメント農業機械化促進業務は 25.1%の乖離となっているが、役職員等の退職金の支払いの減等による人件費の減、令和元年度施設整備費補助金予算による高精度評価試験棟の整備後に必要な経費を留保したことによる。 セグメント生物系特定産業技術に関する基礎的研究業務は、41.7%と乖離しているが、これは、令和 2 年 1 月 30 日に成立した令和元年度補正予算（第 1 号）による追加予算額 1,905 百万円（革新的技術開発・緊急展開事業）については、委託事業費の支出が令和 2 年度になったことによるものである。また同じく、令和元年度補正予算による補助金予算額 5,000 百万円（ムーンショット型農林水産研究開発事業）については、新たに基金を創設し、各種規程類や体制等の整備を進め、令和 2 年度から事業の実施としたためである。セグメント民間研究に係る特例業務が 24.2%の乖離となっているが、人事異動等に伴う役職員給与の支払いの減により、人件費が減となったことによるものである。 4 自己収入の確保 ・ 外部研究資金獲得に向け、科研費、民間研究助成金等の競争的研究資金の募集・応募情報をいち早く収集し、イントラネット等を通じて情報提供を行った。（再掲） ・ 民間からの資金獲得に向け、事業開発室やビジネスコーディネーターが共同研究の調整の初期から支援することで、労力や知財に応じた資金額や契約の種類の適正化をはかった。 5 保有資産の処分 【農業技術研究業務勘定】 ・ 減損を認識した東北農業研究センター（盛岡）鍋屋敷地区の業務科センター等 15 棟を取り壊した。その他、稼働率の低下や使用見込みのない施設 19 棟を取り壊した。 ・ 保有資産の必要性について点検を実施するため、令和元年 12 月に施設利用状況調査を行った。当初の目的を達成し、使用しないと報告があった施設については、今後減損を認識した上で、計画的に取り壊しを進め、施設の集約化を図る予定である。 ・ 綾部研究拠点の廃止に伴う研究機能の移転を行うため、西日本農業研究センターに、土壌病虫害の被害予測・診断技術や環境保全型土壌還元消毒技術を開発するための	を著しく上回る顕著な成果が得られた。 ・自己収入の獲得拡大に向けて、プロジェクト獲得推進室を中心に大型の競争的資金等、公的資金の受託研究等の外部資金の獲得、事業開発室を中心に民間企業との資金提供型共同研究の増加による外部資金獲得の拡大等を図る等の取組により、外部資金獲得を拡大した。 - 保有資産の見直しについては、施設利用状況調査により保有の必要性の見直しを行った。また、計画的に 33 棟を取り壊した。 <課題と対応> ・予算配分の最適化に向けて見直をした予算配分方式を引き続き確実に実行し、予算配分と執行の全体最適化を実現する必要がある。 ・運営費交付金の削減に対応するために、外部資金等の自己収入の更なる確保が必要である。 ・今後も、計画的に取り壊しを進め、施設の集約化を図る予定である。
--	--	---	---

	6 繰越欠損金の着実な縮減 繰越欠損金の解消に向けた令和 7 年度までの計画を策定するとともに、本計画第 1 の 13（1）及び（2）で定めた取組を講じながら、当該計画を適切に見直す等、繰越欠損金の着実な縮減を図る。 第 4 短期借入金の限度額 中長期目標の期間中の各年度の短期借入金は、農業技術研究業務勘定において 59 億円、基礎的研究業務勘定において 5 億円、農業機械化促進業務勘定において 2 億円、民間研究特例業務勘定において 1 億円を限度とする。 想定される理由：年度当初における国からの運営費交付金の受入れ等が遅延した場合における職員の人件費への遅配及び事業費等の支払い遅延を回避するとともに、運用収入等の収納の時期と事業費等の支払いの時期に一時的な差が生じた際に円滑な業務の運営を図るため。 第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	「土壌病害管理温室」、野菜等の省力・安定生産技術の開発を推進するための「高度環境整備温室」などの整備を進めた（第三期中期計画における小規模拠点の見直しに基づき、重要な財産の処分として売却処分を行った旧野菜茶業研究所武豊研究拠点の土地の譲渡収入により実施）。 6 繰越欠損金の着実な縮減 本計画第 1 の 13（1）及び（2）のとおり行った。 第 4 短期借入金の限度額 該当なし 第 5 不要財産の処分 【基礎的研究業務勘定】 革新的技術創造促進事業（事業化促進）は、研究委託費を支出して研究成果の製品化を促進するための研究開発を実施し、委託研究期間終了後に研究開発の成否判定を行い、成功した場合は委託費の全額、不成功の場合は委託費の 10%返済する仕組みとなっている。成功認定された日本水産株式会社ほか 3 社から委託費の返済金合計 389 百万円があった。また、基礎的研究業務に係る過年度の委託契約について、委託先研究機関である国立大学法人佐賀大学の不適正な経理処理の判明により、委託費の返還請求を行い、1 百万円が返還された。これら委託費返還金等については、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がない財産と認められるため独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 46 条の 2 第 1 項の規定に基づき不要財産の国庫納付申請を行い、主務大臣の許可を受け、令和 2 年 3 月 30 日に国庫納付した。 第 6 重要な財産の譲渡 前期中の計画で廃止した旧野菜茶業研究所武豊野菜研究拠点の跡地について、令和元年 9 月に農林水産大臣から重要な財産の処分に関する認可を受け、同年 12 月 9 日に武豊町と土地譲渡契約を締結し、令和 2 年 1 月に代金の納入を受け移転登記を行った。 なお、旧動物衛生研究所東北支所跡地については、引き続き需要の発掘に努めることと	
--	--	---	--

うちスマート農業加速 化実証プロジェクト	8,784	69	0	143	1	0	8,997	0	8,997
うち官民研究開発投資 拡大プログラム（プリ ズム）	214	0	220	3	0	0	437	0	437
施設整備費	0	0	0	0	0	0	0	745	745
受託経費	0	1,581	1,864	1,857	1,007	5	6,313	0	6,313
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	2,672	2,672
人件費	5,505	5,931	4,674	5,821	3,722	1,883	27,537	8,377	35,914
計	21,646	10,244	9,760	10,886	6,468	2,388	61,392	11,794	73,186

[注記]

- 収入の「前年度からの繰越金」については、平成 31 年度に繰越となった生産性革命に向けた革新的技術開発事業、革新的技術開発・緊急展開事業、スマート農業加速化実証プロジェクトに要する経費及び人件費を計上した。
- 予算は、平成 31 年度政府当初予算及び官民研究開発投資拡大プログラム予算及び補正予算による追加額を基に作成した。
- 施設整備費補助金は、平成 31 年度当初予算を計上した。
- 「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。
- 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2 収支計画

令和元年度収支計画

（単位：百万円）

区 分	企画・ 連携推 進業務	生産現場 の強化・ 経営力の 強化研究 業務	強い農業 の実現と 新産業の 創出研究 業務	農産物・食 品の高付加 価値化と安 全信頼の確 保研究業務	環境問題 の解決・ 地域資源 の活用研 究業務	種苗管 理業務	計	農研業 務共通	合計
費用の部	22,154	10,660	10,115	11,305	6,731	2,507	63,471	42,484	105,955
経常費用	21,828	10,309	9,838	10,960	6,511	2,395	61,841	11,474	73,316
人件費	5,180	5,580	4,397	5,476	3,502	1,772	25,907	4,563	30,470
賞与引当金繰入	326	351	277	345	220	112	1,630	496	2,126
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	3,631	3,631

うち革新的技術開発・ 緊急展開事業	10	267	201	229	27	0	735	0	735
うちスマート農業加速 化実証プロジェクト	3,614	60	0	120	1	0	3,796	0	3,796
うち官民研究開発投資 拡大プログラム（プリ ズム）	25	0	0	0	0	0	25	0	25
施設整備費	0	0	0	0	0	0	0	829	829
補助金等経費	2	2	1	0	20	0	25	2	28
受託経費	89	441	1,072	1,180	725	10	3,517	0	3,517
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	2,770	2,770
寄附金	0	0	2	0	0	0	2	0	2
人件費	5,401	5,651	4,562	5,651	3,624	1,842	26,730	8,238	34,968
翌年度への繰越金	8,008	793	780	734	407	41	10,764	0	10,764
計	21,615	9,156	9,036	10,259	6,252	2,529	58,848	11,839	70,687

[注記]

- 収入の「前年度からの繰越金」については、平成 31 年度に繰越となった生産性革命に向けた革新的技術開発事業、革新的技術開発・緊急展開事業、スマート農業加速化実証プロジェクトに要する経費及び人件費を計上した。
- 予算は、平成 31 年度政府当初予算及び官民研究開発投資拡大プログラム予算及び補正予算による追加額を基に作成した。
- 施設整備費補助金は、平成 31 年度当初予算を計上した。
- 「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。
- 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2 収支計画

令和元年度収支計画

（単位：百万円）

区 分	企画・ 連携推 進業務	生産現場 の強化・経 営力の 強化研究 業務	強い農業 の実現と新 産業の 創出研究 業務	農産物・食 品の高付加 価値化と安 全信頼の確 保研究業務	環境問題 の解決・地 域資源 の活用研 究業務	種苗管 理業務	計	農研業 務共通	合計
費用の部	13,288	9,092	8,705	10,172	6,408	2,643	50,308	40,402	90,710
経常費用	12,922	8,613	8,314	9,668	6,072	2,510	48,099	11,027	59,126
人件費	5,090	5,184	4,186	5164	3,297	1,711	24,632	4,674	29,306
賞与引当金繰入	403	449	359	453	291	142	2,097	387	2,484

業務経費	15,183	2,569	3,023	3,028	1,631	464	25,898	0	25,898		退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	3,424	3,424
うち生産性革命に 向けた革新的技術 開発事業	0	14	0	0	159	0	173	0	173		業務経費	7,119	2,017	2,263	2,232	1,335	582	15,548	0	15,548
うち革新的技術開 発・緊急展開事業											うち生産性革命に 向けた革新的技術 開発事業	0	4	0	0	26	0	30	0	30
うちスマート農業 加速化実証プロジ ェクト	52	397	427	382	38	0	1,296	0	1,296		うち革新的技術開 発・緊急展開事業	10	262	201	227	27	0	727	0	727
うち官民研究開発 投資拡大プログラ ム（プリズム）	8,784	69	0	143	1	0	8,997	0	8,997		うちスマート農業 加速化実証プロジ ェクト	3,985	50	0	49	3	0	4,087	0	4,087
受託経費	142	0	202	3	0	0	347	0	347		うち官民研究開発 投資拡大プログラ ム（プリズム）	11	0	0	0	0	0	11	0	11
一般管理費	0	1,502	1,771	1,764	956	5	5,997	0	5,997		受託経費	70	403	988	1,095	663	10	3,229	0	3,229
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	2,591	2,591		一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	2,319	2,319
財務費用	1,140	306	370	348	201	43	2,408	194	2,602		減価償却費	240	559	518	725	487	64	2,592	224	2,816
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	7	7		財務費用	3	0	2	0	1	0	7	0	7
	326	351	277	344	220	111	1,630	31,003	32,633		臨時損失	364	479	389	504	335	133	2,203	29,375	31,578
収益の部	22,154	10,626	10,075	11,265	6,709	2,507	63,336	42,558	105,894		収益の部	13,312	8,970	8,708	10,013	6,369	2,642	50,014	40,687	90,701
運営費交付金収益	20,360	8,096	7,370	8,441	5,095	2,015	51,378	7,109	58,487		運営費交付金収益	12,272	7,031	6,445	7,330	4,569	2,067	39,714	7,058	46,772
うち生産性革命に 向けた革新的技術 開発事業	0	14	0	0	159	0	173	0	173		うち生産性革命に 向けた革新的技術 開発事業	0	4	0	0	26	0	30	0	30
うち革新的技術開 発・緊急展開事業	52	397	427	382	38	0	1,296	0	1,296		うち革新的技術開 発・緊急展開事業	10	262	201	227	27	0	727	0	727
うちスマート農業 加速化実証プロジ ェクト	8,784	69	0	143	1	0	8,997	0	8,997		うちスマート農業 加速化実証プロジ ェクト	3,985	50	0	49	3	0	4,087	0	4,087
うち官民研究開発 投資拡大プログラ ム（プリズム）	142	0	202	3	0	0	347	0	347		うち官民研究開発 投資拡大プログラ ム（プリズム）	11	0	0	0	0	0	11	0	11
諸収入	2	54	50	63	38	221	428	125	553		諸収入	83	121	84	62	85	227	661	199	861
受託収入	0	1,581	1,864	1,857	1,007	5	6,313	0	6,313		受託収入	57	443	1,039	1,127	726	10	3,402	4	3,406
資産見返負債戻入	1,140	194	237	215	129	43	1,957	194	2,151		資産見返負債戻入	184	449	397	544	365	63	2,002	221	2,223
賞与引当金見返に係 る収益	326	351	277	345	220	112	1,630	496	2,126		賞与引当金見返に係 る収益	403	449	359	453	291	142	2,097	387	2,484
退職給付引当金見返 に係る収益	0	0	0	0	0	0	0	3,631	3,631		退職給付引当金見返 に係る収益	0	0	0	0	0	0	0	3,424	3,424
臨時利益	326	351	277	344	220	111	1,630	31,003	32,633		臨時利益	314	476	384	497	333	133	2,138	29,394	31,532
法人税等	0	0	0	0	0	0	0	74	74		法人税等	0	0	0	0	0	0	0	72	72
純 利 益	0	△34	△40	△40	△22	0	△135	0	△135		純 利 益	24	△122	2	△158	△39	△1	△294	213	△81
前中長期目標期間繰越積	0	40	48	44	26	9	167	0	167											

立金取崩額									
総 利 益	0	6	9	4	5	9	32	0	32

[注記]

- 収支計画は平成 31 年度政府当初予算、前年度からの繰越金、官民研究開発投資拡大プログラム予算、補正予算による追加額及び平成 29 年度損益実績を基に予定損益として作成した。
- 経常費用には、期末に計上する賞与引当金繰入と退職給付費用を計上し、収益の部には賞与引当金見返に係る収益と退職給付引当金見返に係る収益を計上した。
- 臨時損失及び臨時利益には、平成 30 年度末までの賞与引当金繰入と退職給付費用を計上した。
- 前中長期目標期間繰越積立金取崩額は、前中長期目標期間において、受託収入で取得した固定資産の減価償却費が費用計上されることに伴う前中長期目標期間繰越積立金の取崩額。
- 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3 資金計画

令和元年度度資金計画

(単位：百万円)

区 分	企画・ 連携推 進業務	生産現場 の強化・ 経営力の 強化研究 業務	強い農業 の実現と 新産業の 創出研究 業務	農産物・食 品の高付加 価値化と安 全信頼の確 保研究業務	環境問題 の解決・ 地域資源 の活用研 究業務	種苗管 理業務	計	農研業 務共通	合計
資金支出	21,646	10,244	9,760	10,886	6,468	2,388	61,392	11,794	73,186
業務活動による支出	20,688	9,960	9,416	10,565	6,281	2,342	59,252	10,887	70,138
うち生産性革命に 向け た革新的技術開発事業	0	14	0	0	159	0	173	0	173
うち革新的技術開発・ 緊急展開事業	52	397	427	382	38	0	1,296	0	1,296
うちスマート農業加速 化実証プロジェクト	8,784	69	0	143	1	0	8,997	0	8,997
うち官民研究開発投資 拡大プログラム（プリ ズム）	142	0	202	3	0	0	347	0	347
投資活動による支出	958	242	292	274	159	36	1,960	907	2,867
うち官民研究開発投資 拡大プログラム（プリ ズム）	72	0	18	0	0	0	90	0	90
財務活動による支出	0	43	52	48	29	10	181	0	181

前中長期目標期間繰越積	13	89	42	101	29	0	275	3	277
立金取崩額									
総利益	37	△33	44	△57	△10	△1	△19	215	196

[注記]

- 収支計画は平成 31 年度政府当初予算、前年度からの繰越金、官民研究開発投資拡大プログラム予算、補正予算による追加額及び平成 29 年度損益実績を基に予定損益として作成した。
- 経常費用には、期末に計上する賞与引当金繰入と退職給付費用を計上し、収益の部には賞与引当金見返に係る収益と退職給付引当金見返に係る収益を計上した。
- 臨時損失及び臨時利益には、平成 30 年度末までの賞与引当金繰入と退職給付費用を計上した。
- 前中長期目標期間繰越積立金取崩額は、前中長期目標期間において、受託収入で取得した固定資産の減価償却費が費用計上されることに伴う前中長期目標期間繰越積立金の取崩額。
- 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3 資金計画

令和元年度度資金計画

(単位：百万円)

区 分	企画・ 連携推 進業務	生産現 場の強 化・経 営力の 強化研 究業務	強い農 業の実 現と新 産業の 創出研 究業務	農産物・食 品の高付加 価値化と安 全信頼の確 保研究業務	環境問 題の解 決・地 域資源 の活用 研究業 務	種苗 管理 業務	計	農研業 務共通	合計
資金支出	22,928	10,326	10,915	11,819	6,777	2,905	65,670	14,626	80,295
業務活動による支出	11,434	8,310	7,710	9,081	5,725	2,496	44,756	11,173	55,929
うち生産性革命に向け た革新的技術開発事業	0	4	0	0	26	0	29	0	29
うち革新的技術開発・ 緊急展開事業	11	275	202	232	28	0	747	0	747
うちスマート農業加速 化実証プロジェクト	3,654	46	0	47	3	0	3,750	0	3,750
うち官民研究開発投資 拡大プログラム（プリ ズム）	10	0	0	0	0	0	10	0	10
投資活動による支出	308	800	651	851	505	93	3,208	601	3,809
うち官民研究開発投資 拡大プログラム（プリ ズム）	0	0	0	0	6	0	6	0	6

次年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	21,646	10,244	9,760	10,886	6,468	2,388	61,392	11,794	73,186
前年度からの繰越金	5,256	1,356	973	1,274	738	137	6,735	0	9,735
業務活動による収入	16,389	8,888	8,788	9,612	5,730	2,251	51,658	11,049	62,707
運営費交付金による収入	16,387	7254	6,873	7692	4,685	2,025	44,917	10,942	55,841
うち官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）	214	0	220	3	0	0	437	0	437
うち補正予算による追加	4,863	106	206	371	9	0	5,554	0	5,554
受託収入	0	1,581	1,864	1,857	1,007	5	6,313	0	6,313
その他の収入	2	54	50	63	38	221	428	125	553
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	745	745
施設整備費補助金による収入	0	0	0	0	0	0	0	745	745
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[注記]

- 資金収入の「前年度からの繰越金」については、平成 31 年度に繰越となった人件費を計上した。
- 資金計画は、平成 31 年度政府当初予算、前年度からの繰越金と、官民研究開発投資拡大プログラム予算及び補正予算による追加を基に予定キャッシュフローとして作成した。
- 「業務活動による支出」については、「業務経費」、「受託経費」、「一般管理費」及び「人件費」の総額から「投資活動による支出」において計上することとなる有形固定資産の購入額及び「財務活動による支出」において計上することとなるリース債務返済による支出を控除した額を計上した。
- 「投資活動による支出」については、有形固定資産の購入費を計上した。
- 「財務活動による支出」については、リース債務返済による支出額を計上した。
- 「業務活動による収入」の「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。
- 「業務活動による収入」の「その他の収入」は、諸収入額を計上した。
- 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

【農業機械化促進業務勘定】

1 予算

令和元年度予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
前年度からの繰越金	612

財務活動による支出	51	20	26	28	17	4	146	17	164
次年度への繰越金	11,135	1,195	2,528	1,859	530	312	17,559	2,834	20,394
資金収入	22,928	10,326	10,915	11,819	6,777	2,905	65,670	14,626	80,295
前年度からの繰越金	6,365	2,403	2,831	2,833	1,189	569	16,190	2,394	18,584
業務活動による収入	16,541	7,845	8,033	8,916	5,548	2,287	49,170	11,150	60,320
運営費交付金による収入	16,387	7,254	6,873	7,692	4,685	2,025	44,917	10,924	55,841
うち官民研究開発投資拡大プログラム（プリズム）	214	0	220	3	0	0	437	0	437
うち補正予算による追加	4,863	106	206	371	9	0	5,554	0	5,554
受託収入	59	454	1,065	1,156	744	10	3,487	4	3,491
その他の収入	95	137	95	68	119	251	765	222	988
投資活動による収入	22	78	51	70	40	49	310	1,081	1,391
施設整備費補助金による収入	0	0	0	0	0	0	0	1,052	1,052
その他の収入	22	78	51	70	40	49	310	29	339
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[注記]

- 資金収入の「前年度からの繰越金」については、平成 31 年度に繰越となった人件費を計上した。
- 資金計画は、平成 31 年度政府当初予算、前年度からの繰越金と、官民研究開発投資拡大プログラム予算及び補正予算による追加を基に予定キャッシュフローとして作成した。
- 「業務活動による支出」については、「業務経費」、「受託経費」、「一般管理費」及び「人件費」の総額から「投資活動による支出」において計上することとなる有形固定資産の購入額及び「財務活動による支出」において計上することとなるリース債務返済による支出を控除した額を計上した。
- 「投資活動による支出」については、有形固定資産の購入費を計上した。
- 「財務活動による支出」については、リース債務返済による支出額を計上した。
- 「業務活動による収入」の「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。
- 「業務活動による収入」の「その他の収入」は、諸収入額を計上した。
- 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

【農業機械化促進業務勘定】

1 予算

令和元年度予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	

	運営費交付金	1,451			前年度からの繰越金	612	
	施設整備費補助金	139			運営費交付金	1,451	
	受託収入	16			施設整備費補助金	36	
	諸収入	99			事業補助金	8	
					受託収入	29	
					諸収入	83	
					寄附金収入	1	
	計	2,317			計	2,221	
	支 出				支 出		
	業務経費	1,155			業務経費	738	
施設整備費	139	施設整備費	35				
受託経費	16	事業補助金	8				
一般管理費	56	受託経費	30				
人件費	951	一般管理費	54				
		人件費	796				
		翌年度への繰越	552				
計	2,317	計	2,214				

[注記]

1 収入の「前年度からの繰越金」については、令和元年度に繰越となった人件費を計上した。

2 運営費交付金は、令和元年度政府予算による運営費交付金予算を計上した。

3 「受託収入」については、農林水産省及び他省庁分の委託プロジェクト費等を計上した。

4 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2 収支計画

令和元年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,770
経常費用	2,171
人 件 費	868
賞与引当金繰入	51
退職給付費用	29
業 務 経 費	1,065
受 託 経 費	16
一 般 管 理 費	47
減 価 償 却 費	95
臨時損失	599

2 収支計画

令和元年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,256
経常費用	1,598
人 件 費	731
賞与引当金繰入	67
退職給付費用	40
業 務 経 費	574
受 託 経 費	19
一 般 管 理 費	77
減 価 償 却 費	89

</

	受託収入	16
	その他の収入	99
	投資活動による収入	139
	施設整備費補助金による収入	139
	その他の収入	0
	財務活動による収入	0
	その他の収入	0
	前中長期目標期間からの繰越金	0

[注記]

1

資金収入の「前年度からの繰越金」については、令和元年度に繰越となった経費及び人件費を計上した。

2

資金計画は、予算ベースで作成した。

3

「業務活動による収入」の「その他の収入」は、諸収入額を記載した。

4

百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

【基礎的研究業務勘定】

1

予算

	令和元年度予算
	(単位：百万円)

[注記]	うち戦略的イノベーション創造プログラム (次世代農林水産業創造技術)	2	[注記]
	うち戦略的イノベーション創造プログラム (スマートバイオ産業・農業基盤技術)	3,186	
	受託経費	0	
	一般管理費	30	
	減価償却費	4	
	財務費用	0	
	臨時損失	465	
	収益の部	11,558	
	運営費交付金収益	11,327	
	うち生産性革命に向けた革新的技術開発事業	243	
	うち革新的技術開発・緊急展開事業	3,926	
	うち戦略的イノベーション創造プログラム (次世代農林水産業創造技術)	2	
	うち戦略的イノベーション創造プログラム (スマートバイオ産業・農業基盤技術)	3,186	
	うち補正予算による追加	0	
	諸収入	14	
	受託収入	0	
	資産見返負債戻入	2	
賞与引当金見返に係る収益	23		
退職給付引当金見返に係る収益	17		
臨時利益	175		
法人税等	4		
純 利 益 (損失)	△852		
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	11		
総 利 益 (損失)	△841		
令和元年度資金計画			
(単位：百万円)			
区 分	金 額		
資金支出	15,030		

[注記]	うち戦略的イノベーション創造プログラム (次世代農林水産業創造技術)	2	[注記]
	うち戦略的イノベーション創造プログラム (スマートバイオ産業・農業基盤技術)	3,186	
	受託経費	0	
	一般管理費	30	
	減価償却費	4	
	財務費用	0	
	臨時損失	465	
	収益の部	11,558	
	運営費交付金収益	11,327	
	うち生産性革命に向けた革新的技術開発事業	243	
	うち革新的技術開発・緊急展開事業	3,926	
	うち戦略的イノベーション創造プログラム (次世代農林水産業創造技術)	2	
	うち戦略的イノベーション創造プログラム (スマートバイオ産業・農業基盤技術)	3,186	
	うち補正予算による追加	0	
	諸収入	14	
	受託収入	0	
	資産見返負債戻入	2	
賞与引当金見返に係る収益	23		
退職給付引当金見返に係る収益	17		
臨時利益	175		
法人税等	4		
純 利 益 (損失)	△852		
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	11		
総 利 益 (損失)	△841		
令和元年度資金計画			
(単位：百万円)			
区 分	金 額		
資金支出	15,030		

	業務活動による支出		15,030		資金支出		17,465
	うち生産性革命に向けた革新的技術開発事業		461		業務活動による支出		12,073
	うち革新的技術開発・緊急展開事業		6,221		うち生産性革命に向けた革新的技術開発事業		245
	うち戦略的イノベーション創造プログラム (次世代農林水産業創造技術)		152		うち革新的技術開発・緊急展開事業		4,493
	うち戦略的イノベーション創造プログラム (スマートバイオ産業・農業基盤技術)		3,423		うち戦略的イノベーション創造プログラム (次世代農林水産業創造技術)		△15
	投資活動による支出		0		うち戦略的イノベーション創造プログラム (スマートバイオ産業・農業基盤技術)		3,182
	財務活動による支出		0		投資活動による支出		5
	次年度への繰越金		0		財務活動による支出		393
	資金収入		15,030		次年度への繰越金		4,994
	前年度からの繰越金		6,657		資金収入		17,465
	業務活動による収入		8,372		前年度からの繰越金		8,604
	運営費交付金による収入		8,369		業務活動による収入		8,861
	うち戦略的イノベーション創造プログラム (スマートバイオ産業・農業基盤技術)		2,500		運営費交付金による収入		8,369
	うち補正予算による追加		1,905		うち戦略的イノベーション創造プログラム (スマートバイオ産業・農業基盤技術)		2,500
	受託収入		0		うち補正予算による追加		1,905
	その他の収入		3		受託収入		0
	投資活動による収入		0		その他の収入		491
	施設整備費補助金による収入		0		投資活動による収入		0
	その他の収入		0		施設整備費補助金による収入		0
	財務活動による収入		0		その他の収入		0
	その他の収入		0		財務活動による収入		0
	前中長期目標期間からの繰越金		0		その他の収入		0
					前中長期目標期間からの繰越金		0
[注記]				[注記]			
1 資金収入の「前年度からの繰越金」については、平成 31 年度に繰越となった人件費を計上した。				1 資金収入の「前年度からの繰越金」については、平成 31 年度に繰越となった人件費を計上した。			
2 資金計画は、前年度からの繰越金と平成 31 年度政府当初予算及び戦略的イノベーション創造プログラム(スマートバイオ産業・農業基盤技術)予算と補正予算を基に予定キャッシュフローとして作成した。				2 資金計画は、前年度からの繰越金と平成 31 年度政府当初予算及び戦略的イノベーション創造プログラム(スマートバイオ産業・農業基盤技術)予算と補正予算を基に予定キャッシュフローとして作成した。			
3 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。				3 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。			
【特定公募型研究開発業務勘定】				【特定公募型研究開発業務勘定】			
1 予算				1 予算			
令和元年度予算				令和元年度予算			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
区 分		金 額		区 分		金 額	
収 入							

	運営費交付金	0			収 入		
	施設整備費補助金	0			運営費交付金	0	
	国庫補助金	5,000			施設整備費補助金	0	
	受託収入	0			国庫補助金	5,000	
	諸収入	0			受託収入	0	
					諸収入	0	
	計	5,000			計	5,000	
	支 出				支 出		
	業務経費	2			業務経費	0	
	施設整備費	0			施設整備費	0	
	受託経費	0			受託経費	0	
	一般管理費	0			一般管理費	0	
	人件費	1			人件費	0	
		翌年度への繰越金	5,000				
計	3	計	5,000				

[注記]

1 国庫補助金は、令和元年度補正予算による国庫補助金予算を計上した。

2 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2 収支計画

令和元年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3
経常費用	3
人件費	1
賞与引当金繰入	1
業務経費	2
受託経費	0
一般管理費	0
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	3
運営費交付金収益	0
諸収入	0
受託収入	0
補助金等収益	3

	運営費交付金	0			収 入		
	施設整備費補助金	0			運営費交付金	0	
	国庫補助金	5,000			施設整備費補助金	0	
	受託収入	0			国庫補助金	5,000	
	諸収入	0			受託収入	0	
					諸収入	0	
	計	5,000			計	5,000	
	支 出				支 出		
	業務経費	2			業務経費	0	
	施設整備費	0			施設整備費	0	
	受託経費	0			受託経費	0	
	一般管理費	0			一般管理費	0	
	人件費	1			人件費	0	
		翌年度への繰越金	5,000				
計	3	計	5,000				

[注記]

1 国庫補助金は、令和元年度補正予算による国庫補助金予算を計上した。

2 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2 収支計画

令和元年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	0
経常費用	0
人件費	0
賞与引当金繰入	0
業務経費	0
受託経費	0
一般管理費	0
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	0
運営費交付金収益	0
諸収入	0
受託収入	0

	資産見返負債戻入		0		補助金等収益		0
	賞与引当金見返に係る収益		1		資産見返負債戻入		0
	臨時利益		0		賞与引当金見返に係る収益		0
					臨時利益		0
	法人税等		0		法人税等		0
	純利益		0		純利益		0
	総利益		0		総利益		0
[注記]							
1 収支計画は、予算ベースで作成した。							
2 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。							
3 資金計画							
令和元年度資金計画							
(単位：百万円)							
区 分		金 額		区 分		金 額	
資金支出		5,000		資金支出		5,000	
業務活動による支出		2		業務活動による支出		0	
投資活動による支出		0		投資活動による支出		0	
財務活動による支出		0		財務活動による支出		0	
次年度への繰越金		4,998		次年度への繰越金		5,000	
資金収入		5,000		資金収入		5,000	
業務活動による収入		5,000		業務活動による収入		5,000	
運営費交付金による収入		0		運営費交付金による収入		0	
国庫補助金収入		5,000		国庫補助金収入		5,000	
受託収入		0		受託収入		0	
その他の収入		0		その他の収入		0	
投資活動による収入		0		投資活動による収入		0	
施設整備費補助金による収入		0		施設整備費補助金による収入		0	
その他の収入		0		その他の収入		0	
財務活動による収入		0		財務活動による収入		0	
その他の収入		0		その他の収入		0	
[注記]							
1 資金計画は、令和元年度補正予算を基に予定キャッシュフローとして作成した。							
2 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。							
【民間研究特例業務勘定】							

1 予算	令和元年度予算		【民間研究特例業務勘定】	
	(単位：百万円)		1 予算	
			令和元年度予算	
			(単位：百万円)	
	区 分	金 額	区 分	金 額
	収 入		収 入	
	運営費交付金	0	運営費交付金	0
	施設整備費補助金	0	施設整備費補助金	0
	出資金	0	出資金	0
	業務収入	20	業務収入	26
	受託収入	0	受託収入	0
	諸収入	116	諸収入	116
	計	135	計	142
	支 出		支 出	
	業務経費	12	業務経費	11
	施設整備費	0	施設整備費	0
	受託経費	0	受託経費	0
	一般管理費	14	一般管理費	12
	人件費	73	人件費	52
	計	99	計	75
[注記]				
1 収入が増加する場合は、その範囲内で支出を増額することができる。				
2 前年度の執行残がある場合は、支出予算を増額して執行できる。				
3 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。				
2 収支計画	令和元年度収支計画		令和元年度収支計画	
	(単位：百万円)		(単位：百万円)	
	区 分	金 額	区 分	金 額
	費用の部	98	費用の部	226
	経常費用	98	経常費用	75
	業 務 経 費	49	業 務 経 費	33
	受 託 経 費	0	受 託 経 費	0
	一 般 管 理 費	49	一 般 管 理 費	42
	財務費用	0	財務費用	151
	臨時損失	0	臨時損失	0
	収益の部	135		

4. その他					
目的積立金等の状況					
【農業技術研究業務勘定】			(単位：百万円)		
	平成 28 年度末（初年度）	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末(最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	1,228	778	503	210	
目的積立金	0	0	0	0	
積立金	0	852	1,809	2,548	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0	0	0	
運営費交付金債務	4,044	5,708	9,848	11,023	
当期の運営費交付金債務交付額(a)	51,175	50,654	54,692	55,841	
うち年度末残高(b)	4,044	5,708	9,848	11,023	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	7.9%	11.3%	18.0%	19.7%	
【基礎的研究業務勘定】			(単位：百万円)		
	平成 28 年度末（初年度）	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末(最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	3,156	68	11	0	
目的積立金	0	0	0	0	
積立金	0	0	0	0	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0	0	0	
運営費交付金債務	10,258	14,729	6,649	3,672	
当期の運営費交付金債務交付額(a)	14,643	13,517	7,971	8,369	
うち年度末残高(b)	10,258	14,729	6,649	3,672	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	70.1%	109.0%	83.4%	43.9%	
【農業機械化促進業務勘定】			(単位：百万円)		
	平成 28 年度末（初年度）	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末(最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	34	23	14	9	
目的積立金	0	0	0	0	
積立金	0	8	45	47	
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0	0	0	
運営費交付金債務	157	511	618	558	
当期の運営費交付金債務交付額(a)	1,678	1,749	1,577	1,451	
うち年度末残高(b)	157	511	618	558	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	9.4%	29.2%	39.2%	38.5%	

主務大臣による評価
評定　A ＜評定に至った理由＞ 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を着実に進めており、中長期計画に則り、前年度比で一般管理費３％以上、業務経費１％以上の削減を達成している。また、第４期中長期計画を踏まえ、各セグメントへの配分額を見直し、その工程表を策定の上、当該工程表に基づき、各セグメントについては業務達成基準、共通の管理部門については期間進行基準に基づいて会計管理などを適切に進めている。また、本部に設置した予算委員会が各セグメント、収益化単位に一元的に予算配分案を作成し、各セグメント担当理事がその使途を戦略的に決定する仕組みに改め、戦略的な予算配分と執行管理を実現できる体制の構築を行った。 自己収入の確保については、公的資金及び民間資金の獲得拡大に向けた情報収集及び内部での情報提供等、外部資金の獲得に向けて積極的に取り組んでいる。 保有財産の処分については、東北農業研究センター（盛岡）鍋屋敷地区の業務科センター等 27 棟を処分するなど、適切な処分を着実に実施している。 以上のとおり、財務内容の改善に向けて、業務達成基準等に基づく運営費交付金の会計処理を適切に実施しているほか、外部資金の獲得など自己収入の確保や保有資産の処分にも積極的に取り組んでいる。また、予算配分方法の見直しや積極的な組織改革等により、業務の効率化に顕著な成果が見られることから A 評定とする。 ＜今後の課題＞ 第４期中長期計画の期間においては、運営費交付金を充当して行う事業について、毎年度、一般管理費では３％以上、業務費では１％以上の削減が求められていることから、引き続き、企業との資金提供型の共同研究の締結や、外部資金の獲得、知財収入等自己収入の増収に積極的に取り組むなど、多様な資金ルートを通じた研究資金の確保等により、財務内容の改善に努める必要がある。 ＜その他の事項＞ （審議会の意見） ・戦略的な予算の配分と執行管理が可能となった体制が実際に有効に機能することを期待する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
IV－1	ガバナンスの強化					
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー		事前分析表農林水産省元－⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0184		

2－①その他の指標						
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
（2）コンプライアンスの推進 法令遵守に向けた取組実績（職員研修等の開催件数）（回）	10	21	34	37		
（5）環境対策・安全管理の推進 不要となった化学物質の処分実績（点） 不要となった生物材料等の処分実績（件） 環境対策や安全管理の職員の研修の開催実績（回）	33,200	36,719	17,763	15,540		
	11	17	138	31		法律（植防法、家伝法等）による届出をしている生物素材の処分実績
	139	163	201	202		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、年度計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
（1）内部統制システムの構築 法人統合を踏まえ、農研機構の役割を効果的・効率的に果たすため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき内部統制の仕組みを高度化し運用する。 その際、理事長のリーダーシップの下、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ的確な意思決定を行う。また、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統を明確化する。 特に、研究活動における不適正行為に関しては、第 3 期中期目標期間内に生じた不適正な経理処理事案等の事態を重く受け止め、物品の適正な調達、その他のリスクの把握と管理等の対策を徹底し、不適正事案の根絶に向け、内部統制の仕組みを強化する。 （2）コンプライアンスの推進 農研機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。 研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえ対策を推進する。	（1）内部統制システムの構築 ア 法人統合を踏まえ、内部統制委員会、リスク管理委員会等の新たな内部統制システム（組織、規程）を構築するとともに、内部研究組織のすみずみまで組織的な指示命令系統を構築するために研究ユニット等を配置し、内部統制状況や潜在的リスクを的確に把握した上で、内部統制の日常的な改善を図り着実かつ適切な推進に当たる。 イ 理事長のリーダーシップの下、各役員の担当業務、権限及び責任を明確に定め、役員による迅速かつ的確な意思決定を行う。 ウ 法人全体の経営戦略の企画立案を行う部署（経営戦略室）を設置し、的確な経営戦略を進める。 エ リスク管理担当部署を設置し、法人全体のリスクの把握と対応策の実施により、計画的なリスク管理を推進する。 オ 監査機能の強化として、内部監査においては、リスク管理の状況や法人の目標達成に影響を与えるリスクの評価に基づく監査を実施する。また、監事を補佐する体制整備を行うとともに、監事に必要な予算を確保するなど監事監査に協力する。 （2）コンプライアンスの推進 ア コンプライアンスを担当する理事を置き、法人全体の推進本部を設けて推進する。 イ コンプライアンスの確立に向けて法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るために、知識研修から意識研修を中心とした教育・研修を充実強化する。 ウ 特に、第 3 期中期目標期間内に不適正な経理処理事案等が発生したことに鑑み、政府が定めたガイドラインに則り、研究活動における不正行為や公的研究費の不正使用を防止するための規程、体制を整備し、具体的な不正防止計画を立案し、確実に実施する。また、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）遵守を徹底する。 エ 遺伝子組換え実験、動物実験、人を対象とする研究、生命倫理に関わる研究等、法的規制のある実験研究については、専門の委員会等により倫理や法的規制に対する妥当性について判断するとともに、法人内で行われている研究活動について倫

（３）情報公開の推進 公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に情報公開を行う。 （４）情報セキュリティ対策の強化 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。 また、保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。 （５）環境対策・安全管理の推進 化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。 安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するための管理体制を構築するとともに、災害等による緊急時の対策を整備する。		理面や規制に対する逸脱がないかチェックを行う。 （３）情報公開の推進 公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、情報公開を積極的に推進し、情報開示請求に対して適正かつ積極的に対応する。 （４）情報セキュリティ対策の強化 ア 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを定める。特に、総務を担当する理事を最高情報セキュリティ責任者として、役職員等からの報告・連絡体制を構築し、主務省を含めた迅速な情報連絡・共有体制を整備する。また、情報セキュリティインシデントに速やかに対応するためコンピュータ・セキュリティ・インシデント・レスポンス・チーム（CSIRT）を構築し、経営管理層も含めた事態対処体制を整備する。 業務システムの運営においては、システム監査を定期的実施することによって、システムの脆弱性を早期発見できるよう管理運用体制を強化する。また、端末の管理機能を強化することによって、サイバー攻撃の検知・対処機能を充実する。 イ 保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。 （５）環境対策・安全管理の推進 ア 研究活動に伴う環境対策、事故などを防止するための安全対策を構築するための体制を整備する。 イ 毒劇物・化学物質・放射性同位元素等、規制のある物質については、４法人統合を踏まえ、全ての化学物質を統一的に管理できるシステムを導入して、適正管理の徹底を図る。 ウ 生物材料等の適正入手、適正管理に関する教育訓練等を通じて、職員に生物材料等の取扱いを周知し、生物材料の適正管理を徹底する。 エ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号）に基づき、環境配慮等の状況等を記載した環境報告書を公表する。 オ 法人内で使用するエネルギーの削減を図り、廃棄物等の適正な取扱いを職員に確実に周知して、法人全体でリサイクルの促進に取り組む。 カ 職員の安全衛生意識の向上に向けた教育訓練等を行い、職場巡視などのモニタリング活動や職場ごとのリスクアセスメントの実施等により、安全な作業環境管理及び作業管理の徹底を図る。 キ 防災教育や訓練等により、職員の防災意識の向上を図るとともに、必要な設備の設置、管理を行い、自衛消防隊等の防災に関する組織体制を整備する。	
評価軸・評価の視点及び評価指標等	令和元年度に係る年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価
（１）内部統制システムの構築	（１）内部統制システムの構築	（１）内部統制システムの構築	＜評定と根拠＞
【評価の視点】			評定：B
・理事長のリーダーシップの下、役員による迅速な意思決定ができる内部統制の仕組みがどのように構築され、運用されているか、それ	理事長のリーダーシップの下、年度当初に組織目標を示し、研究開発の加速化や研究開発力強化に向けた重点的に取り組む事項について、全役職員に周知するとともに、各事項を担当する役職員を指名し、目標達成に向けた役職員の役割分担、権限、責任を明確化する。	・ 「農業の産業としての自立」に貢献することを目的として、重点的に取り組む事項を理事長による年度の組織目標として策定して周知を図った。また、組織として、より統一的な取組が行われるよう、当該目標に基づき各研究センター等ごとの組織目標を定め、より効果的な推進を図った。	根拠：
	役員会の毎週開催を原則としつつ、繁忙期以外の隔週開催を検討し、迅速かつ確な意思決定を担保しながら効率的	・ 理事長、理事等による迅速な意思決定を担保しつつ、役員会を隔週開催とし、必要に応じて臨機応変な開催により効率的な運営を行った。	年度計画を支障なく遂行し達成した。また
		・ 原則毎月の所長等会議を開催し、研究センター等の懸案事項を報告させ、そのマネジ	以下の項目においては、計画を上回る成果を得た。
			・ 11 月の組織再編に併せて法人全体の会議

により業務がどれだけ円滑に行われているか。 ＜その他の指標＞ ・内部統制システムの構築と取組状況	な運営を図りつつ、所長等会議を毎月開催し、研究センター等のマネジメント状況を把握する機会を拡大する。 予算委員会、組織委員会が主体となり、組織、施設、予算等、研究資源運用の基本的な方針を策定し、役員会において決定し、実行、そのフォローアップを実施し、問題点の有無等を把握、解決する体制を構築する。 法人としての指示命令が研究センター等に的確に伝達されるように、重要な役員会決議内容等を役員から直接研究センター長等に説明することができるよう、イントラネット等情報伝達ツールの活用を進める。 リスク管理委員会を中心に、法人全体のリスクの的確な把握とそれらに対する適切な対策を実施することにより、効率的、効果的なリスク管理を推進する。令和元年度は、平成 28 年度に行ったリスク評価に基づいてこれまで取り組んできた優先リスク課題について、その対応策の効果を再点検した上で、優先すべきリスク課題を選定する。 監事とその他の役員が役員会等で、緊密に意見交換を行う場を十分設ける。監事の活動に必要な予算を確保する等、監事の活動を補佐する体制を確立する。独立した組織である監査室は、理事長の指示の下で、組織改革に対応した監査計画を策定するとともに、リスク管理の状況やリスクの評価に基づく監査を実施する。監事の補佐等の業務遂行及び内部監査活動強化のため、予算の適正執行等を確認するための会計監査に加え、安全衛生や研究活動に伴う業務監査を必要に応じて関係部署の職員の補助を得ながら実施する。	メント状況を役員が確実に把握した。 ・ 11 月の組織再編に併せて法人全体の会議体制を再構築し、研究センター等の長と管理本部の各部長が一同に会する所長・管理部長等合同会議を開催して法人経営上の重要事項が全ての内部組織に的確に伝達されるような体制を整えた。 ・ 現場では、これまでの研究センター等を単位とした所議に加え、エリア単位の事業場運営会議を開催し、両会議には研究センター等とエリアごとの管理部の双方の責任者が参集する体制とし、現場レベルでの情報の伝達と共有を徹底する体制とし、マネジメント状況把握の向上を図った。 ・ 予算委員会、組織委員会等でそれぞれ予算の編成と執行の改革に関する基本方針、法人全体の指揮命令系統の強化を図るための組織再編の基本方針を策定し、策定された方針については、確実に役員会で報告を行い、その内容を審議して決定した。さらに、重要事項については、研究センター等の業務担当者に両委員会が直接説明、ヒアリングを行うとともに、ラインを通じて職員全体への説明を実施した。 ・ 役員会及び所長等会議（令和元年 11 月からは所長・管理部長等会議）の資料については、周知レベルに応じた情報伝達が確実に行われるようにイントラネットを活用した。 ・ 農研機構におけるリスクの把握と適切な対策・管理を行うためのリスク管理活動は、リスク管理委員会（令和元年度 7 回開催）を中心に推進し、その取組について内部統制委員会に報告した。 ・ リスク評価に基づき選定し、これまで取り組んできた優先リスク課題については、実施してきたリスク低減策の効果を再点検した。 ・ 11 月からは、リスク管理委員会を隔月開催とし、定期的にリスク課題への対応状況を確認した。 ・ 令和元年度は優先すべきリスク課題として、「組織改編に伴うリスク対応」と「生産物等の取り扱い」を設定し、現状調査と対応策の策定に取り組んだ。 ・ 監事の独立した活動実施のため、令和元年度監事監査計画に基づく必要な予算及び補助者（監査室員）を確保することにより、監事の補助を行った。 ・ 理事長と監事は、おおむね四半期に一度の定期的な会合により、綿密な意見交換を実施した。 ・ 令和元年度内部監査計画に基づき、18 部署（本部及び事業場管理部を含む）の内部監査を実施した。 ・ 内部監査の監査事項は、①内部統制、②研究費の不正使用防止、③研究活動における不正行為防止、④組織体制見直しに伴う業務の状況、⑤指摘事項のフォローアップとし、会計監査のほか、安全衛生活動や規制対象機器の点検実施状況、化学物質の管理体制などの業務監査も実施して監査対象部署の管理体制を把握するとともに、必要な助言等を行った。また、監査の実施は、組織見直しによる体制移行時期に配慮した。 ・ 監査結果は、内部監査報告書として理事長に報告した。 ・ 内部監査とあわせて、法人文書の管理の状況、調達等合理化計画に基づく監査を実施し、当該責任者等に報告した。	体制を再構築し、研究センター等の長と管理本部の各部長が一同に会する所長・管理部長等合同会議を毎月開催して法人経営上の重要事項が全ての内部組織に的確に伝達されるような体制を整えた。 ・現場において、従来の研究センター等を単位とした所議に加え、エリア単位の事業場運営会議を開催し、両会議には研究センター等とエリアごとの管理部の双方の責任者が参集する体制とし、現場レベルでの情報の伝達と共有を徹底する体制とし、マネジメント状況把握の向上を図った。 また、労災やコンプライアンス違反については発生の早期報告によるリスクの共有、再発防止対策の検討等により削減につなげた。 ＜課題と対応＞ ・法人経営上の重要事項が全ての内部組織に的確に伝達されるよう、研究センター等の長と管理本部の各部長が一同に会する所長・管理部長等合同会議の確実な運営を行う。 ・エリア管理移行に伴う新たな事業場体制での防火・防災訓練や安否確認システムによる安否報告訓練を通して、問題点の把握とその対応策の検討を確実にを行い、対策を講じる。
--	---	--	---

（２）コンプライアンスの推進 【評価の視点】 ・法人におけるコンプライアンス徹底のための取組、研究上の不適正行為を防止するための事前の取組がどのように行われているか。コンプライアンス上の問題が生じていないか。 ＜その他の指標＞ ・法令遵守や倫理保持に向けた取組実績（職員研修等の開催件数等） ※職員研修の開催実績は表中に記載。	（２）コンプライアンスの推進 ア 内部統制委員会において内部統制の強化を図ることにより、法人全体のコンプライアンスを推進する。特に、コンプライアンス推進の対応部署を強化し、コンプライアンス推進週間の取組等の活動を通じて、役職員のコンプライアンス意識の向上を図る。	（２）コンプライアンスの推進 ア・管理部門の見直しに伴い、リスク管理部のコンプライアンスマネージャーを廃し、コンプライアンス推進室を置くことにより、農研機構におけるコンプライアンス相談を一元的に対応する体制を構築し、コンプライアンス推進活動の強化を図った。	
	イ コンプライアンスの確立に向けて法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るために、特に、意識研修を充実強化する。	イ・コンプライアンス相談窓口業務については、相談に適切に対応してリスクの拡大を未然に防ぐため、相談窓口担当者の対応技能向上研修を 7 月に開催した（受講者計 28 名）。 ・ 職員のコンプライアンスに関する理解を深めるため、人材育成室や研究センター等による階層別研修（受講者計 220 名）やハラスメント防止研修（受講者計 525 名）を実施した。 ・ 職場におけるコンプライアンスについての議論を深めるため、平成 30 年度コンプライアンスアンケート結果等から職場ミーティングを実施（実施単位数 510 単位、実施率 98.10%、参加者数合計 4,269 人）し、職場のコンプライアンス意識向上を図った。 ・ 国研協が定める「コンプライアンス推進週間（12/2～12/6）」の企画として、「パワーハラスメントに関する講演会（参加者 244 名）」を実施し、ハラスメントに対する職員の意識向上に努めた。 ・ 職員の非違行為（セクシャルハラスメント、1 件）及び道路交通法違反（無免許運転、1 件）について懲戒処分として公表した。また、当該非違行為についてその概要の周知と、併せて同様の行為を行わないよう、イントラネットを活用して注意喚起を行う等、再発防止の対策を講じた。	

	ウ 農研機構が外部資金・寄付等の獲得拡大を推進する中で、不適正な経理処理事案の再発防止を徹底するため、「研究費の不正使用等防止計画」を引き続き着実に実施する。また、研究公正の推進についても、文部科学省ガイドライン等を踏まえた適切な推進活動を実施する。これらのため、以下のような対策を行う。 (ア) 研究費の使用に関するコンプライアンス教育・研修を、e-ラーニングシステムの活用や職種別教材の開発等で、より充実させ、不正を正当化しないよう役職員の意識改革を徹底する。 (イ) 調達の合理化を図りつつ、試験研究を円滑に進められる環境整備を継続的に言い、不正の動機を削減する。 (ウ) 検収体制の有効性について検証を行いつつ、不正の機会の削減に継続的に取り組む。 (エ) 研究公正を推進するため、新人研修、階層別研修等で啓蒙活動を実施するとともに、e-ラーニングシステムの活用や職種別教材の開発等により、研究倫理教育を強化し徹底する。	ウ 不適正な経理処理事案の再発防止を徹底するため、「研究費の不正使用等防止計画」の見直しを行った上で、以下の対策を実施した。 (ア) 研究費の使用に関する e-ラーニング教材を改定し、また英語版も作成して、それらを活用した e-ラーニング研修を実施することで、職員の意識向上を図った（受講率 99.9%）。 (イ) 試薬及び研究用消耗品の一括単価契約を引き続き言い、調達手続きの簡素化を行った。また、本部・研究センター等間相互の情報共有のほか契約事務の改善により試験研究を円滑に進められる環境整備を行うことで、不正の動機の削減に取り組んだ。 (ウ) つくば管理センター検収チームでの一元化による検収体制により、適正な事務処理の徹底を引き続き行うとともに、写真撮影の効率化や納入業者へのルール周知を行い、不正の機会の削減に取り組んだ。 (エ) 研究倫理教育に関する農研機構独自の e-ラーニング教材の内容を、研究職員向けとその他職員向けの 2 種類に改定し、それを活用した e-ラーニング研修を実施することで、職員の意識向上を図った（受講率 100%）。	
	エ 遺伝子組換え実験、動物実験、人を対象とする研究等の規制実験の審査について、研究センター等の委員会の間の情報交換を通じて、研究センター等に設置されている委員会での審査の方法の統合を図るとともに、本部リスク管理部によるモニタリング体制を強化することにより、規制実験の審査の高度化、効率化及びリスクの低減を図る。 さらに、各規制実験について、必要な知識の習得のために、本部リスク管理部において教材を定め教育訓練を実施するとともに、施設などの運用に関わる部分については、事業場に設置される管理部門を中心として、教育体制を整備する。	エ・11 月 1 日付けの組織見直しによる管理部門の強化に伴い、規制実験に係る委員会の事務局を本部実験管理室で行い、規制実験審査の効率化を図るとともに、規制実験に係るリスクを低減する体制を構築した。 ・各規制実験について規制実験実施者、実験責任者向けの教育を実施し、規制実験の適正な実施と管理のための知識の向上を図った。e-ラーニングシステムによる教育について、教材を作成し、システムの準備を行った。	
(3) 情報公開の推進 【評価の視点】 ・法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報開示請求へどのような対応が行われているか。	(3) 情報公開の推進 法人運営の透明性を確保するため、法人情報等をホームページに適切に掲載するとともに、情報公開を積極的に推進し、情報開示請求に対して適正かつ迅速に対応する。	(3) 情報公開の推進 「法人情報のウェブサイトでの公開に関する規則」に基づき、法令等により公表が義務付けられた法人情報については、適時にウェブサイトに掲載を行い、適切に公表した。 ・情報開示請求については、2 件の請求があり、それぞれ適正かつ迅速な対応を行った。	

＜その他の指標＞ ・情報公開対応状況		
	（４）情報セキュリティ対策の強化 【評価の視点】 ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一的な基準群を踏まえた事前の情報セキュリティ対策がどのようになされているか。情報セキュリティインシデントは生じていないか。	（４）情報セキュリティ対策の強化 ア 策定した情報セキュリティ・ポリシー(規程等)については、政府統一基準(平成30年度版)の反映や、運用手順書の周知を進める。 業務システムの運営においては、システム監査を引き続き行い、傾向分析やフォローアップの機構内全体展開等により管理運用体制を強化する。 また、農研機構 LAN システムに接続される各種端末について監視機能を強化することにより、サイバー攻撃の検知・対処機能を拡充する。
	＜その他の指標＞ ・情報セキュリティ取組状況	イ 保有する個人情報や技術情報の管理について、教育資料等の充実を図ること等により、全役職員等の情報セキュリティに関する意識の向上を図る。
（５）環境対策・安全管理の推進 【評価の視点】 ・化学物質生物材料等を適切に管理するシステムが構築・運用されているか。化学物質等の管理に関する問題が生じていないか。	（５）環境対策・安全管理の推進 ア 事業場における管理部門の見直しに伴い、薬品管理システムの登録データに基づく化学物質管理を強化し、安全衛生及び環境保全の徹底と業務の効率化を図る。そのために、薬品システムによる化学物質保有状況の調査に基づく実地調査を行うとともに、事業場ごとに化学物質管理及び削減に関する計画を策定し実行する。	（５）環境対策・安全管理の推進 ア・管理部門の見直しに伴う化学物質管理規程の改正を行い、本部安全衛生管理課－管理部安全衛生管理室－化学物質管理責任者のラインを明確化し、化学物質管理を効率的かつ漏れなく実施する体制を整備した。 ・化学物質管理に関する目標に法的規制の係る有害物質の 10%削減（対平成 29 年度比）を掲げ、本部経費補助などにより、毒劇物及び麻薬向精神薬の保有量を 5.8%削減した。
	＜その他の指標＞ ・研究資材等の適正な管理のための取組状況（不用となった化学物質や生物剤料等の処分の実績を含む） ※化学物質及び生物材料の処分の実績は表中に記載。	イ・新規採用者対象の農薬取扱研修や研究センター等で実施した化学物質リスクアセスメント及び化学実験に係る安全教育を実施し、安全衛生活動を強化した。 ・昨年に引き続き、有機溶剤作業主任者講習会（資格取得者 43 名）（平成 29 年度 65 名及び平成 30 年度 53 名、合計 161 名）及び特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者講習会（資格取得者 34 名）（同 48 名及び 49 名、合計 131 名）を実施し、有機溶剤や特定化学物質等健康有害性を有する化学物質を適正に使用・管理できる人材を育成した。 ・化学物質使用者の安全知識の向上のために、化学物質管理に関する教育を e-ラーニングシステムにより機構全体に対して実施した。
	【評価の視点】	ウ・管理部門の見直しに伴い、生物素材の取り扱いについての体制を整理した。 ・生物素材の取扱に関する教育を行い、生物素材のの取扱や輸入手続きに係る職員に対し周知した。e-ラーニングによる教育について、システムの準備を行った。

・資源・エネルギー利用の節約、リサイクルの徹底など環境負荷軽減のための取組等の内容を明確化し実施しているか。 ＜その他の指標＞ ・環境負荷低減のための取組状況 ・事故・災害を未然に防止するための安全確保体制の整備状況及び安全対策の状況 【評価の視点】 ・職場安全対策及び安全衛生に関する管理体制が適切に構築・運用されているか。災害等における緊急時の対策が整備されているか。重大な事故が生じていないか。 ＜その他の指標＞ ・環境対策や安全管理の職員の研修の開催実績 ※研修の開催実績は表中に記載。	を中心として強化する。さらに、生物素材の取り扱いに関する教育訓練を行う。 エ 環境マスタープランの周知を図るとともに、法人内で使用するエネルギーの削減、廃棄物等の適正な取り扱いの徹底、法人全体でのリサイクルの促進等、同プランに基づいた環境配慮活動を実施する。新たに公表された「環境報告ガイドライン（2018 年版）」に基づき、平成 30 年度の環境配慮の取組状況をまとめた環境報告書 2019 を作成し、ウェブサイトで公表する。 オ 労災、通勤災害の 30%削減を目指し、朝礼、指差し確認、転倒防止体操、ハチトラップの設置等、可能なことから確実に実行するほか、安全衛生教育に関する講習会等の開催、職場巡視の強化及び安全衛生に係るリスクアセスメント等の事業場における自主的活動を活発化し、安全衛生に対する職員一人一人の意識改革を進める。 カ 防災訓練や教育により、職員の防災意識の向上を図るとともに、実際に災害が発生した場合の自衛消防隊等の体制・活動の確認を行う等、非常時に備える。 安否確認システムの利用方法のマニュアルを作成し、早期に、かつ、確実に安否を確認する体制を構築する。	エ・農研機構環境マスタープランの達成に向けて、環境管理委員会のマネジメントにより、省エネルギー・省資源、化学物質の排出抑制・管理、廃棄物の適正処理を進めた。 ・平成 30 年度の活動や成果について、新たに公表された「環境報告ガイドライン（2018 年版）」に準拠した環境報告書 2019 を作成し、環境配慮促進法に従い、9 月末日までに予定どおりウェブサイトで公開した。 ・研究センター等ごとに作成した省エネ法上の中期計画を法人全体で取り組んだことから、エネルギー使用量が減少し、平成 30 年度の平均変化が 96.5%と目標を達成し、経済産業省から 4 年間連続の S 評価を獲得した。 ・労働安全アドバイザーによる、技術支援センター職員向けの農薬取扱講習会、研究センター等職員向けの化学物質リスクアセスメント講習を実施し、農研機構全体で環境対策を実施する体制を整備した。 オ・全ての研究センター等の所長等を対象として「安全衛生月例報告会」を毎月開催し、労働災害防止のための有効な情報共有の推進を図った。また、11 月の組織改編後は、さらに各管理部長を加えることにより、体制を強化した。 ・昨年度の引き続き「安全衛生週間」を「月間」に拡大し、「繰り返し災害」防止のための日常点検」、「ヒヤリハット報告」及び業務災害発生事業場の実査を行い、労災発生予防に取り組んだ。 ・労働安全アドバイザーによる各事業場で KY 活動の講習を通じて、リスクアセスメントの具体的手法につき教育を行い、労災防止対策の現場でのスキルアップを図る取組を開始した。 ・「蜂刺され及び熱中症予防」及び「労働災害防止」を対象として、7 月及び 12 月にそれぞれ e ラーニングによる教育を行い、労災発生防止に努めた。 カ・エリア管理移行に伴う新たな事業場体制に対応した防火・防災計画の策定を行った。 ・人事異動等による安否確認システムのユーザー登録漏れの防止、早期の安否報告の意識付けを目的とした安否報告訓練を行い、当該システムの確実な運用のための取組を推進した。 ・従前の地震発生時の安否確認に加えて、新たに大型台風直撃時にも安否確認を行い、安否確認体制を強化した。	
主務大臣による評価			
評 定 B ＜評定に至った理由＞ 内部統制システムの構築については、隔週開催の役員会及び原則毎月開催の所長等会議を通じて、研究センター等のマネジメント状況を役員が確実に把握し、法人経営上の重要事項が全ての内部組織に的確に伝達されるような体制を整えている。			

コンプライアンスの推進については、管理部門の見直しに伴い、コンプライアンス推進室を置くことにより、コンプライアンス相談を一元的に対応する体制を構築し、コンプライアンス違反の早期発見、解決に向け、相談・通報窓口を設置するなどの取組を行うとともに、不適正な経理処理事案の再発防止を徹底するため、e-ラーニング研修や契約事務の改善を行った。また、新型コロナウイルスへの対応について、政府対策本部に併せて機構内対策本部を立ち上げ、職員や関係者の健康・安全を第一に各種感染防止対策を積極的に実施した。

情報公開の推進については、「法人情報のウェブサイトでの公開に関する規則」を制定し、情報公開を積極的に推進しており、情報開示請求に対して適正かつ迅速に対応した。

情報セキュリティ対策の強化については、LAN システムに接続される全端末の監視オペレーションを見直し、サポート切れソフトウェアの起動制御を強化する等、サイバー攻撃への防御力と不正侵入後の検知・対処能力の向上を図った。

環境対策・安全管理の推進については、管理部門の見直しに伴う化学物質管理規程の改正を行い、本部安全衛生管理課－管理部安全衛生管理室－化学物質管理責任者のラインを明確化し、化学物質管理を効率的かつ漏れなく実施する体制を整備するとともに、全ての研究センター等の所長・管理部長を対象として「安全衛生月例報告会」を毎月開催し、労働災害防止のための有効な情報共有の推進を図った。

以上のとおり、理事長のリーダーシップの下、組織体制の強化や新たなシステムの導入、多数の研修の実施等により、ガバナンスの強化が図られつつあることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

<今後の課題>

引き続きコンプライアンス違反防止に継続的な取組を行うとともに、内部統制の徹底、情報セキュリティ対策の強化（メールの誤送信等による機密情報の漏洩への未然防止対策を含む）及び環境対策・安全管理の推進等の重要事項が組織全体に行き渡るよう、ガバナンスの強化に一層取り組む必要がある。

1．当事務及び事業に関する基本情報			
IV－2	研究を支える人材の確保・育成		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表農林水産省元－⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0184

2－①モニタリング指標						
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
各種研修の実施状況 開催回数（件） 研修参加人数*（人）	886	998	920	1,037		
	13,993	27,335	33,566	28,085		*農研機構開催及び外部研修への参加人数
女性研究者の新規採用率（％）	30.6	26.7	30.3	23.5		

3．中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	中長期計画
（1）人材育成プログラムの策定と実施 優れた研究者を確保・育成するとともに、研究の企画や評価、研究業務の支援や技術移転、組織運営など様々な分野の人材を確保・育成するため、農研機構の人材育成プログラムを策定し、それに基づく取組を実施する。 その際、優れた研究管理者を養成する観点を重視する。また、計画的な養成が期待される、研究業務の支援、技術移転活動等を行う人材を育成するためのキャリアパスを構築する。 また、行政部局、公設試等との多様な形で人的交流の促進、研究支援の高度化を図る研修等により、職員の資質向上を図る。 （2）人事に関する計画 期間中の人事に関する計画を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。 その際には、職種にとらわれず適材適所の人員配置を行うとともに、多様な雇用形態や公募方式の活用を図る。特に、異分野融合研究等における他機関の技術シーズの活用や、産学官連携活動における先進的ノウハウの活用などによる農研機構の業務高度化のため、クロスアポイントメント制度等も利用して積極的な人事交流を行う。 優秀な女性・若手職員を積極的に採用するとともに、女性の幹部登用、ワークライフバランス推進等の男女共同参画の取組を強化する。また、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）等を踏まえ、優秀な人材の確保に加え、研究活動の国際化等に資するという観点から、外国人研究者の積極的な採用に取り組む。	（1）人材育成プログラムの策定と実施 人材育成プログラムを策定し、これに基づき、以下のような観点から計画的かつ効果的な人材の育成を図る。 ア 発展的かつ協調的な研究体制の整備、適切な評価制度の運用等により、意欲ある研究者の育成を行う。 イ 国内外での各種研究会、シンポジウム等に積極的に参加させるとともに、在外研究や博士号の取得を奨励し、必要な専門的知識・技術の習得の支援等を行い、研究能力の向上を図る。 ウ 行政部局、公設試、大学及び民間企業との人的交流を促進し、様々な視点を持った職員の育成を行う。 エ 高い倫理感やコンプライアンス意識を有し、研究マネジメントに優れた研究管理者の育成を行う。 オ 産学官連携、技術移転活動等、研究成果の普及・実用化等の業務を行うキャリアパスを構築し、これらの人材育成を行う。 カ 研究支援業務を取り巻く環境の変化への対応に必要な技術・知識を有する人材の育成を行う。 キ PDCA サイクルの下、自律的に問題発見、工夫改善、問題解決を図ることのできる人材の育成を行う。 （2）人事に関する計画 ア 研究開発成果の最大化に資するため、職種等にとらわれず各ポストに求められる能力や適性を踏まえ、適材適所に留意した人員配置を行う。 その際、研究成果の普及等新たに増大する業務に対応した人材の充実を図るとともに、特に産学官連携の分野については外部からの人材の活用も含めた体制の充実を図る。 イ 人材の確保に当たっては、クロスアポイントメント制度等の活用により雇用形態の多様化を図るとともに、人件費予算の状況等を踏まえつつ、世代別人員構成の平準化を図る観点から若手職員の確保を積極的に行う。 ウ 男女共同参画については、以下の点に留意しつつ、取組を強化する。 （ア）全職員数に占める女性の割合が前期実績（16.3%、平成 28 年 1 月 1 日現在）を上回るよう、積極的に女性を採用する。 （イ）幹部登用に当たっては、女性管理職の割合が前期実績（7.28%、平成 28 年 1 月 1 日現在）を上回るよう配置する。 （ウ）職業生活と家庭生活との円滑かつ持続的な両立を可能とするための環境を整備する。

（３）人事評価制度の改善 法人統合を踏まえ、公正かつ透明性の高い職員の業績及び能力評価システムを構築・運用する。その際、研究職員の評価は、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、研究開発成果が社会に及ぼす影響、現場ニーズの把握や技術移転活動への貢献、研究活動における不適正行為の有無等を十分勘案したものとする。 人事評価結果については、組織の活性化と実績の向上を図る観点から適切に処遇等に反映する。 （４）報酬・給与制度の改善 役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。 また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。		エ 採用の拡大・登用に向けた環境整備を図り、公募方式の活用、外国人研究者の積極的な採用に取り組む。 （３）人事評価制度の改善 法人統合における多様なミッションを踏まえ、研究職員においても、多様な業務の実績を多角的に評価する研究業績評価及び経営方針に沿った業務の進め方等の能力・情意を評価する職務遂行能力評価を組み合わせた新たな人事評価システムを導入する。その際、研究成果及び技術移転活動等が学術面及び社会に与えるインパクトや行政への貢献、研究倫理やコンプライアンスに対する姿勢等を十分勘案したものとするとともに、評価結果は適切に処遇等に反映する。 また、一般職員等の人事評価については、組織の活性化や実績の向上等に資する観点から検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、引き続き、公正かつ納得性の高い評価を実施し、その結果を適切に処遇等へ反映させる。 （４）報酬・給与制度の改善 役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。その際、クロスアポイントメント制度など研究開発業務の特性等を踏まえたより柔軟な給与制度や農研機構の実情等を踏まえた国とは異なる観点からの給与制度の導入について、中長期計画の達成に資するものとなるよう検証した上で、新たな給与制度の構築を行う。 また、給与水準については、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため毎年度公表する。	
評価軸・評価の視点及び 評価指標等	令和元年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価
（１）人材育成プログラムの策定と実施 ○人材育成プログラムの内容は適切か。それに基づく取組は適切に実施されているか。研究管理者や研究支援人材の計画的な養成に向けたキャリアパス構築の取組は進展しているか。 <評価指標> ・人材育成プログラムに基づいて、どのような人材育成の取組が行われているか。その結果として、こういった優れた人材が育成されたか。 ・優れた研究管理者の養成や研究支援、技術移転等を行う人材育成のキャ	（１）人材育成プログラムの策定と実施 研究を支える人材の確保・育成については、「多様な人材が集まり多様な人材が育つ農研機構」となるよう、引き続き各種研修や OJT 等の人材育成を推進するとともに、研修の受講所感や OJT に関するヒアリング等により PDCA サイクルを回し、継続的な検証と改善を図る。 令和元年度は、以下の取組を行う。 ア 農研機構の多様なミッションに経営方針に沿って意欲的に取り組む研究職員の育成に向け、業績積み上げ型から目標管理型に変更した新たな人事評価システムについて、全研究職員を対象に試行を行う。 イ 研究職の新規採用者の研修について、２ヶ月間のカリキュラム（研究への AI の活用、統計知識、研究倫理、研究専門分野の技術や手法、実際の農業現場での経験、社会人としてのマナー等）を用意し、配属先で担当する研究の基礎的知識の付与及び機構内連携の意識醸成を行う。	（１）人材育成プログラムの策定と実施 ア・研究業績評価や昇格審査において、論文発表のみならず、知財獲得や品種育成等、普及活動も重視し、意欲ある研究者の育成を推進した。 ・ NARO イノベーション創造プログラムを創設し、挑戦的な基礎研究を強力に支援することで、<u>将来の技術シーズの創出と若手研究者の育成</u>を推進した。 ・ 新たな<u>人事評価システム</u>については、<u>研究管理職員に導入</u>した。研究実施職員については、今年度試行に向けて制度の職員説明を進めた。 イ 研究職の新規採用職員を対象として本格的な研究開始前に２か月間の長期研修を新設し、今後の研究遂行に必要な知識を付与することで、スムーズな研究の開始を図るとともに、専門分野の人脈形成にも役立てた。	<評定と根拠> 評定：A 根拠： 多様な採用方法で、<u>エキスパート人材を民間企業や他法人等のトップクラスから積極的に要職へ登用</u>し、開発戦略、成果普及・事業開発、知財マネジメント、国際標準化、広報、情報システム及びA I 研究に係る人材の強化を進めた。 また、人材育成プログラムに基づいて研修等の PDCA を回しながら内容の充実を図り、管理職へのマネジメント研修を追加するとともに、エキスパート部署に新たな管理職ポストを設定して研究実施職員のキャリアチェンジを促進した。 慶応大学ビジネススクールへの派遣による管理者層の育成、 NARO イノベーション創造プログラムの創設や在外研究制度の拡充等による若手研究者の育成、OJT による AI 人材及び事業開発人材の育成等、人材開

リアパスの整備、運用が図られているか。	ウ 民間等から採用した専門家を指導者とし、研究への AI の活用、民間資金を獲得する連携研究及び知財・国際標準化等に資することができる多様な人材を育成する。 エ 農研機構の成果を戦略的に実用化し、政府が掲げる農業・食品分野に係る Society5.0 の実現へ寄与するため、民間企業で必要とされるのと同等の組織マネジメントやビジネスの知識を持つリーダーを育成するため、将来、幹部等として、経営戦略の立案、実行において重要な役割を担わせることが適当と思われる職員を選抜してマネジメント研修へ派遣する。 オ 産学官連携、技術移転活動等、研究成果の普及・実用化等の業務を行う職員のポストとして、ビジネスコーディネーター、農業技術コミュニケーター及び産学連携コーディネーターを用意し、その業務範囲と権限を明確化し、機構のミッションにおいて重要な役割であることを研修等を通して認識させる。	ウ <u>民間等から採用した専門家</u>を指導者として、20 名の職員に AI 知識の教育を行い、AI 人材の育成を行った。 エ 機構内で選抜した管理職 2 名を慶応大学ビジネススクールへ参加させ、社会全体の変化が早く、先行き不透明な中でビジネスモデルの変更も含めた製品開発、組織管理、財務管理において、どのように意思決定していくかについて理解を深めた。 オ・農業技術コミュニケーター全員に対し、重点普及成果の普及について研修を行った。 役割分担や活動目標について明確にし、共通認識を持つため、組織再編時（4 月、11 月）に地域農業研究センターの産学連携室長（11 月より事業化推進室長）と農業技術コミュニケーター、産学連携コーディネーター、ビジネスコーディネーター全員による会議を開催した。	発の高度化を進めた。 さらに、<u>女性の積極的な採用で女性職員の割合が 20%</u>となった。また、一時預かり保育室を増設する等、各種支援制度を充実した。 <u>業績評価と行動評価を組み合わせた新たな人事評価システムを指定職及び研究管理職員に導入した。</u> 以上、異分野のエキスパート人材を要職に登用してマネジメント層の人材力強化に取り組むとともに、当該階層へ新たな人事評価システムを導入、女性活躍の推進等、年度計画を上回る活動を推進した。 <課題と対応> - 研究実施職員の新たな人事評価システムについては、新制度の円滑な導入に向け、評価者に対する研修を行った後に、全研究実施職員を対象とした試行を実施する。また、評価結果を処遇等に反映する方策について検討を進め、試行結果を踏まえて検証を行う必要がある。 - 全国に研究拠点を配している農研機構の特性に鑑み、つくばから地域への人事交流の促進を図るためには、地域における社会実装に関わる業績を高く評価して給与へ反映させる仕組みや、異動に関して給与面でフォローする仕組みの導入が必要である。評価については研究実施職員への新たな人事評価システムの導入に向けて検討を進め、給与制度については国と同様の給与制度とした場合に算出される人件費総額の範囲内で運用できるよう、人件費の執行見込み等を適切に把握しつつ、検討を進める。 - ダイバーシティ推進については、女性管理職割合の目標達成に向け、キャリア形
	カ 専門別集合研修の実施場所を本部つくば地区に限定することなく、地域や隔地拠点に出向いて行う研修を計画することで、機構全体の意識強化を図る。 キ 階層研修を中心に「事例に対する問題解決のディスカッションと発表」を必須としたカリキュラムとすることで、PDCA サイクルの下、自律的に問題発見、工夫改善、問題解決を図ることのできる人材の育成を行うとともに、プレゼンテーション能力及びファシリテーション能力の強化も図る。	カ・ハラスメント防止研修、メンタルヘルス研修、評価者研修等を地域農業研究センターや隔地拠点の要望に応じて開催した。 - 研修実施を容易にするため、研修講師の内製化を進めた。 - 研修参加を容易にするため、テレビ会議システム及び skype 配信を進めた。 - 一般職（技術支援系）職員 1 名を人事部に配置し、技術支援関係職員対象の研修企画、OJT 状況の調査等を担当させることで技術支援業務を支えるマネージャー育成を開始した。 - 配属後の新人をより適切に指導・養成するため、指導担当者の指導力向上を図りつつ、目標を定めて実施する OJT 計画を検討し、令和 2 年度から導入することとした。 キ・階層研修においては、事例に対する問題解決のディスカッションと発表を必須として実施することで PDCA を回す手法について理解を深めた。 - 若手職員を対象とした研修においては、自身の業務内容を発表し、その発表に対する指摘等への対応を通してプレゼン能力の向上を図った。	

（２）人事に関する計画 ○職種にとらわれない適材適所の人員配置や、多様な雇用形態や公募方式の活用が行われているか。女性の幹部登用等の男女共同参画の取組等が積極的に推進されているか。 ＜評価指標＞ ・多様な人材の確保に当たって、クロスアポイントメント制度などの雇用の多様化の取組が図られているか。 ・優秀な女性・若手職員の採用の取組や男女共同参画の取組の強化が図られているか。また、外国人研究者の積極的な採用に取り組んでいるか。	（２）人事に関する計画 ア 人員の配置に当たっては、農業・食品分野における Society5.0 の早期実現や組織改革を踏まえ、適材適所の人員配置に取り組む。特に、AI 技術を利用できる人材を令和 5 年度までに全研究職員の 10%（200 名）とする目標の達成に向けて、各研究分野で重要なテーマを担う優秀な人材を農業情報研究センターに 30 名程度配置するとともに、工学・情報系の研究職員を 25 名以上採用して増員を図る。 イ 人材の確保に当たっては、人件費予算の状況等を踏まえつつ、昨今の売り手市場と言われる状況において、有意な若手職員を多数採用するための効果的な採用活動に積極的に取り組む。また、クロスアポイントメント制度や任期付在籍出向制度を活用した民間企業等からの人材の登用に取り組み、雇用形態の多様化と人材力の強化を図る。 ウ ダイバーシティ推進(男女共同参画を含む)については、「多様な人材が集まり多様な人材が育つ農研機構」となるよう、引き続き女性の活躍を推進するとともに、全職員のワークライフバランスを支援して働き方改革を進める。また、外国人研究者の増加に向けて、働きやすい農研機構となるよう環境整備を進める。農研機構のダイバーシティ推進方針（平成 30～令和 2 年度）に従い、令和元年度は、以下の取組を行う。 １）女性を積極的に採用・登用することで女性職員の割合をさらに増加させ、女性管理職の割合を維持・向上する。 ２）多様な働き方により効率的に業務を遂行できるよう、新たな制度導入に向けて在宅勤務を試行する。キャリア形成やワークライフバランスに資する継続的な取組として、育児・介護中の研究職員の支援制度、一時預かり保育室の運営、キャリア相談会、メンタリングプログラムの実施、意識啓発セミナー、ブログやホームページ等による情報発信等を行う。	（２）人事に関する計画 ア・企画戦略機能を強化するため、<u>企画戦略本部に 26 名、NARO 開発戦略センターに 11 名を配属し、新設組織の機能発揮に努めた。</u> ・ <u>農業・食品分野における Society5.0 の早期実現のため、農業情報研究センターに各研究分野で重要なテーマを担う研究実施職員を合計 54 名配置</u>した。また、工学・情報系の研究職員を 19 名採用した。 イ・新卒区分だけではなく多様な採用方法を実施し、公募を原則として試験や審査により選考した。 ・ 採用活動については、令和 2 年度の採用に向けて、職員説明会を全国で延べ 9 回開催（参加者数 481 名）して多様な受験生の確保に努めた。 ・ 研究職員では、学士及び修士又はそれと同等の経歴を持つ若手を対象としたパーマネント試験採用 37 名、博士号取得者を対象としたパーマネント選考採用 37 名、若手任期付研究員 16 名、<u>任期付研究リーダー等 6 名（知財・標準化管理役、ビジネスコーディネーター、スマート農業コーディネーター）の合計 96 名を採用</u>した。 ・ 一般職員では、大卒区分による新卒採用 45 名、民間企業における実務経験者等を対象とした中途採用 46 名のほか特定任期付職員等を 2 名（知的財産関係 1 名、AI 関係 1 名）採用した。 ウ・ダイバーシティ推進については、「多様な人材が集まり多様な人材が育つ農研機構」となるよう、農研機構の女性活躍推進行動計画（平成 30～令和 2 年度）に従い、令和元年度は、以下の取組を行った。 １） 女性を積極的に採用することで<u>女性職員の割合はさらに増加して 20%となった。</u>女性管理職割合については前年度をやや下回る 8.8%であった。 ２） 多様な働き方により効率的に業務を遂行できるよう、新たな制度導入に向けて在宅勤務制度の試行を実施した。このほか、キャリア形成やワークライフバランスに資する継続的な取組として、育児・介護中の研究職員の支援制度、一時預かり保育室の運営、キャリア相談会、メンタリングプログラムの実施、意識啓発セミナー、ブログやホームページ等による情報発信等を行った。 ３） 外国人研究者の支援体制の整備について、外国人職員メンターを配置し、日本語書類の説明や作成の補助を行った。また、職員周知文書の英語化、e-learning の英語化などを進めた。訪問外国人の受け入れ環境整備のため、来日時の生活諸手続きへの同行と支援、来日後のレクチャーを実施した。また、訪問外国人研究者の増加に向けて、受け入れ可能な研究職員と研究テーマの情報を公式ウェブサイトで公開した。	成やワークライフバランスに資する取組をさらに継続して実施する必要がある。
---	---	--	---

	3) 外国人研究者の支援体制の整備について、メンターの配置及び相談窓口の設置、職員周知文書の英語化等を進める。また、訪問外国人の受入れ環境整備のため、来日時の生活諸手続きへの同行と支援、来日後のレクチャーを実施する。また、訪問外国人研究者の増加に向けて、受入れ可能な研究職員と研究テーマの情報を公式ウェブサイトで公開する。		
(3) 人事評価制度の改善 ○研究開発成果の社会実装への貢献を重視した研究職員評価などの適切な人事評価システムが構築・運用されているか。 ＜評価指標＞ ・職員の研究業績や能力を適確に評価できる人事評価システムの整備、運用が図られているか。	(3) 人事評価制度の改善 農研機構のミッションを踏まえた多様な業務が経営方針に沿って的確に遂行され、農業界・産業界に役立つ成果の創出と社会実装が促進されるよう、研究職員の職階に応じて重点評価項目を設定した目標管理型の新たな人事評価システムについて、全研究職員を対象に試行を行う。試行の結果、明らかとなった問題点等については、本格実施に向けて改善を図る。 また、一般職員等の人事評価については、組織の活性化や実績の向上等に資する観点から検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、引き続き、公正かつ納得性の高い評価を実施し、その結果を適切に処遇等へ反映させる。	(3) 人事評価制度の改善 ・研究職員の職階に応じて重点評価項目を設定した目標管理型の新たな人事評価システムについて、研究実施職員を対象とする試行の実施に向けて組合と交渉を継続している。 ・一般職員等の人事評価体制においては、調整者を廃止し、原則管理部ごとに人事評価委員会を設置した。それにより複数の委員による視点で調整機能が発揮できることになり、より公正で納得性の高い人事評価が実施できた。	

（４）報酬・給与制度の改善 ○職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準となっているか。クロスアポイントメント制度などの柔軟な報酬・給与体系の導入に向けた取組は適切に行われているか。給与水準は公表されているか。	（４）報酬・給与制度の改善 役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。その際、全国に研究拠点を配している農研機構の特性に鑑み、研究拠点との交流の促進を図ることを目的とした国とは異なる給与制度の改正を上記支給水準の範囲内で具体的に進める。また、組織目標への貢献や重点課題に沿った研究成果、社会実装に関わる業績を高く評価し給与へ反映させる仕組みについて研究職員への新たな人事評価システムの本格導入と併せて整備を進める。 給与水準については、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、その状況を公表する。	（４）報酬・給与制度の改善 - 農研機構における役職員の給与は、従来から国家公務員等の給与等を勘案した給与水準としており、今年度においても、国に準拠して改定した場合の人件費総額の範囲内で給与改定を実施し、その結果、国家公務員とほぼ同等の給与の支給水準となっている。具体的には、今年度の給与の支給水準は、①事務・技術職員（農研機構でいう一般職員）は、対国家公務員指数 93.9、②研究職員は、対国家公務員指数 98.0 となっている。 - 地域の生産現場の強化や地域振興への貢献等の責務を果たすため、全国に研究拠点を配している農研機構の特性に鑑み、できる限り地域間格差を拡大しないことを目的として、国では引き上げられた地域手当の支給割合を据え置き、国とは異なる独自の給与体系を導入、運用している。 - つくばと地域の研究拠点間の交流促進を図ることを目的とした給与制度の改正について、人件費総額の範囲を見定め、次年度以降の導入に向け検討を進めている。 - 組織目標への貢献や重点課題に沿った研究成果、社会実装に関わる業績を高く評価し、給与へ反映させる仕組みについては、研究実施職員への新たな人事評価システムの本格導入に沿った見直しを進めている。 - 給与水準の公表については、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（平成 15 年 9 月 9 日総務大臣策定）に従い、ウェブサイトで公表しており、今年度の給与水準については、主務大臣の検証等を受けた後、令和 2 年 6 月末に公表することになる。	
主務大臣による評価			
評価 A ＜評価に至った理由＞ 人材育成プログラムの策定と実施については、企画戦略や知財マネジメントのエキスパート人材を他法人や民間企業から要職に登用する等、多様な人材の確保を図っている。また、新規採用した研究職員への長期研修の新設や、管理職へのマネジメント研修の追加を行う等、PDCA を回しながら積極的に人材育成を行っている。 人事に関する計画については、農業・食品分野での「Society5.0」早期実現に向け、農業情報研究センターに 54 名の研究職員を配置するなど AI 人材の強化に取り組んでいる。また、クロスアポイントメント制度の活用や外国人研究職員の採用など多様な人材の確保に向けた取組を行っている。加えて、女性の積極的な採用により全職員数に占める女性の割合が前期実績を上回り 20%に達した点は評価できる。 人事評価制度の改善については、研究成果の社会実装を重視した研究職員の新たな人事システムを試行的に実施している。また、一般職員の評価についても管理部ごとに人事評価委員会を設置することでより公正で納得性の高い評価を実施する等の改善を行っている。 以上のように、多様な人材の確保と育成に向け年度計画を上回る取組を行っており、顕著な成果が認められることから、A 評価とする。 ＜今後の課題＞ 引き続き、「Society5.0」の農業・食品分野での早期実現に向け、AI 人材の強化などの観点から、多様な雇用形態による人材確保や、人材育成プログラムに基づく効果的な人材育成の取組、女性職員の採用・管理職への積極的な登用について期待する。また、研究成果の社会実装への意識付けや効果的な人材育成の観点から、研究職員を対象とした新たな人事評価システムの本格的な実施を求める。 ＜その他の事項＞ （審議会の意見） - 価値デザイン・ブランド戦略に係る人材の育成が急務であり、必要な人材の変化に対応して適切に手当とする体制の構築を期待する。 - 女性の積極的な採用と管理職への登用を期待する。			

1．当事務及び事業に関する基本情報						
IV－3	主務省令で定める業務運営に関する事項					
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表農林水産省元－⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0184		

2－①主な定量的指標						
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
前中期目標期間の繰越 積立金の処分状況	農業技術研究業務勘定（百万円）	2,676	449	275	293	
	基礎的研究業務勘定（百万円）	4,438	3,089	56	11	
	農業機械化促進業務勘定（百万円）	19	11	8	5	

3． 各事業年度の業務に係る目標、計画、年度計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標		中長期計画	
積立金の処分に係る事項については、中長期計画に定める。 また、施設及び設備に関する計画については第4の2（2）、職員の人事に関する計画については第6の2（2）に即して定める。		前中長期目標期間繰越積立金は、第3期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第4期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等及び革新的技術開発・緊急展開事業における地域戦略に基づく国際競争力強化支援、次世代の先導的技術開発に必要な費用に充当する。 また、施設及び設備に関する計画については、第2の2（3）、職員の人事に関する計画については、第8の2（2）のとおり。	
評価軸・評価の視点及び 評価指標等	令和元年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価		
	年度計画	主な業務実績等	自己評価
【評価の視点】 ・積立金の処分に係る事項が適切に定められ、運用されているか。	前中長期目標期間繰越積立金は、第3期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第4期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用及び革新的技術開発・緊急展開事業における地域戦略に基づく国際競争力強化支援、次世代の先導的技術開発に必要な費用に充当する。 施設及び設備に関する計画については、第2の2（3）、職員の人事に関する計画については、第8の2（2）のとおり。	【農業技術研究業務勘定】 前中長期目標期間繰越積立金は、第3期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第4期中長期目標期間へ繰り越した固定資産の当年度の減価償却に要する費用に充当し、145百万円を取り崩した。また、平成27年度補正予算による次世代の先導的技術開発に必要な費用等に充当し、149百万円を取り崩した。 【基礎的研究業務勘定】 前中長期目標期間繰越積立金は、平成27年度補正予算による革新的技術開発・緊急展開事業における地域戦略に基づく国際競争力強化支援に必要な費用等に充当し、11百万円を取り崩した。 【農業機械化促進業務勘定】 前中長期目標期間繰越積立金は、第3期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第4期中長期目標期間へ繰り越した固定資産の当年度の減価償却に要する費用に充当し、5百万円を取り崩した。 施設及び設備に関する計画については、本計画第2の2（3）、職員の人事に関する計画については、同第8の2（2）のとおり行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠： 前中長期目標期間繰越積立金については、独法会計基準等に基づいて当期の費用等に充当し、適切に取り崩したことから、中長期計画に対して業務が順調に進捗していると判断する。 <課題と対応> ・前中長期目標期間繰越積立金については、独法会計基準等に基づいて、引き続き当期の費用等に適切に取り崩す。
主務大臣による評価			

評定 B

<評定に至った理由>

各勘定の前中長期目標期間繰越積立金については、独立行政法人会計基準や中長期計画等に基づいて適切な処理が行われていることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

別表 設定した具体的研究課題(令和元年度現在)

I－9－（１）生産現場の強化・経営力の強化	I－9－（３）農産物・食品の高付加価値化と安全・信頼の確保
大課題 1 寒地・寒冷地における大規模高能率水田営農システムの実現に向けた技術体系の確立 1) 寒地大規模高能率水田営農システムの実現に向けた技術体系の確立 2) 寒冷地大区画圃場における超省力水田輪作営農システムの実現に向けた技術体系の確立 3) 寒冷地の大規模水田営農システムに導入可能な業務加工用露地野菜生産体系の確立 4) 寒冷地の高栄養飼料生産と家畜排せつ物の農地還元による耕畜連携技術体系の確立 5) 寒冷地南部の湿潤な気象・土壌条件における高能率水田輪作体系の確立 大課題 2 暖地・温暖地における技術集約型の高収益水田営農システムの実現に向けた技術体系の確立 1) 温暖地汎用化水田基盤における先進型複合水田営農技術体系の確立 2) 暖地における高収益水田営農システムの実現に向けた技術体系の確立 3) 水田で生産される飼料に基づく省力的で資源循環型の酪農向け飼料生産・調製・流通・飼養技術体系の確立 4) バックキャスト型技術評価手法と雇用型大規模法人における経営マネジメント技術の開発 大課題 3 寒地大規模畑作営農及び自給飼料活用酪農システムの実現に向けた技術体系の確立 1) 寒地大規模畑輪作の生産基盤強化による ICT スマート農業システムの実現に向けた技術体系の確立 2) 自給飼料活用型大規模寒地酪農システムの実現に向けた技術体系の確立 大課題 4 中山間地域等における持続型営農システムの実現に向けた技術体系の確立 1) 中山間地域における広域水田営農システムの実現に向けた技術体系の確立 2) 中山間地域における省力・高収益果樹生産システムの実現に向けた技術体系の確立 3) 中山間地域における高収益園芸システムの実現に向けた技術体系の確立 4) 新たな作物保護管理技術を活用した有機栽培体系の確立 大課題 5 暖地高収益畑作営農及び自給飼料活用肉用牛生産システムの実現に向けた技術体系の確立 1) 暖地高収益畑作営農システムの実現に向けた技術体系の確立 2) 暖地における地域分業型大規模肉用牛繁殖システムの確立 3) 地域飼料資源を活用した黒毛和種の中小規模生産システムの実現に向けた技術体系の確立 大課題 6 農作業や農業施設の自動化・ロボット化等による革新的生産技術の開発 1) ロボット技術・ICT 等を活用した革新的農業生産技術の開発 2) 土地利用型農業の高度営農システムに資する農業機械・装置の開発 3) 地域特性に応じた園芸・畜産等の効率的かつ安定生産に資する農業機械・装置の開発 4) 農作業安全、環境負荷低減に資する農業機械・装置の開発及び評価・試験方法の高度化 大課題 7 生産性向上による畜産現場強化のための生産システムの確立 1) 周年親子放牧を基軸とした超低コスト素牛生産体系の確立 2) 家畜の生涯生産性向上のための育種手法と有用遺伝子情報の探索・活用技術の開発 3) 家畜の効率的繁殖管理技術と高品質な生殖細胞・受精卵の生産・保存技術の開発 4) 国産飼料資源を最大限活用した豚および鶏の精密栄養管理および新しい飼養技術の開発 5) 省力的かつ精密な飼養管理が可能な日本型の酪農・肉牛生産システムの開発 6) 家畜生産に由来する臭気・水質汚濁物質の高度処理技術および飼育環境改善技術の開発	大課題 10 果樹・茶生産の生産性向上技術及び高付加価値化技術の開発 1) カンキツにおける生産性向上技術及び高付加価値化技術の開発 2) リンゴ等における生産性向上技術及び高付加価値化技術の開発 3) ニホンナシ、クリ及び核果類における生産性向上技術及び高付加価値化技術の開発 4) ブドウ及びカキにおける生産性向上技術及び高付加価値化技術の開発 5) 遺伝資源及びゲノム情報を活用した果樹育種基盤技術の開発 6) 茶の需要拡大と生産力向上のための新品種、栽培加工技術、評価技術の開発 大課題 11 野菜・花きの高収益生産技術の開発 1) 加工・業務用需要に対応した露地野菜の安定生産技術の開発 2) 施設野菜の高品質安定多収技術の高度化と大型施設での高効率・高収益生産の実証 3) 野菜の高収益生産を支える品種育成と基盤技術の開発 4) ゲノム育種技術等を活用した新規有用花きの開発 5) 主要花きにおける高品質安定生産・品質管理技術の開発 大課題 12 食品の栄養・健康機能性利用技術及び次世代加工・流通技術の開発 1) 食生活の向上及び健康維持増進に資する機能性食品開発 2) （課題改変により削除） 3) 高品質・健全性確保のための農産物の効率的な先進加工技術の開発 4) 食品の高品質維持のための加工・保蔵・流通技術のシステム化 5) 食品の高品質・健全性確保のための分析・計測・評価技術の開発 大課題 13 生産現場から食卓までの農産物・食品の安全性及び信頼性確保技術の開発 1) 農産物の生産段階におけるヒ素・カドミウム等のリスク低減技術の開発 2) 食品の加工・流通段階におけるリスク低減及び信頼性確保技術の開発 大課題 14 家畜疾病の診断・予防技術の開発 1) ウイルス感染症の発病機構の解明と診断・防除技術の開発 2) 細菌・寄生虫感染症の発病機構の解明と診断・防除技術の開発 3) 国際重要伝染病の監視及び制御技術の高度化 4) 家畜疾病の病態解明による疾病制御及び発病監視技術の開発 5) 家畜重要疾病の疫学解析及び監視技術の高度化等による動物疾病対策技術の確立 6) 飼料等の家畜飼養環境における安全性確保技術の開発 大課題 15 病害虫のリスク管理と植物検疫高度化のための研究開発 1) 農産物輸出促進と食料の持続的安定供給を実現する植物保護技術の高度化 2) 高リスク病害虫国内発生時の管理技術の高度化と高精度化 3) 薬剤抵抗性病害虫の早期診断と発生防止技術の開発
I－9－（２）強い農業の実現と新産業の創出	I－9－（４）環境問題の解決・地域資源の活用

大課題 8 作物の収量・品質の向上と農産物の「強み」を強化するための先導的品種育成及びゲノム育種技術の高度化 1) 実需者等のニーズに応じた加工適性と広域適応性を持つ小麦品種の育成 2) 実需者等のニーズに応じた加工適性と広域適応性を持つ大麦品種の育成 3) 実需者ニーズに応じた品質を備えた広域栽培可能な安定多収大豆品種の育成 4) 高収益性水田営農を可能にする先導的水稲品種の育成 5) 病虫害抵抗性を強化した安定生産可能な高収益いも類の育成 6) 条件不利地域の農業生産強化のための多様な農作物の育成と利用技術の開発 7) 国産飼料基盤を支える高品質多収飼料作物品種の育成 8) 次世代作物開発にむけた新規遺伝子の探索および新規育種素材の開発 9) 次世代作物開発にむけた育種技術の高度化 10) 農業生物資源ジーンバンク事業 大課題 9 農業生物の機能解明に基づいた生産性向上と産業利用のための技術開発 1) 農業生物の生産性向上・有用形質付与等に向けた遺伝子機能の解明 2) 遺伝子組換え技術やゲノム編集技術の高度化とそれらを活用した新規有用作物・昆虫素材作出技術の開発 3) ゲノム編集・遺伝子組換え等基盤技術による動物の機能解明とその利用 4) 遺伝子組換え作物・カイコを用いた有用物質生産の実用化技術の開発 5) 新特性シルク素材やシルクタンパク質等生体物質由来の新機能性素材の作出とその利用技術の開発	大課題 16 気候変動等の環境変動への対応及び生物多様性保全のための研究開発 1) 気候変動が農業分野に及ぼす影響の高精度予測・評価手法の開発 2) 気候変動に柔軟に対応した栽培管理支援技術の開発 3) 温暖化緩和技術の開発と農業現場におけるその効果の最大化 4) 気候変動等の環境変化が農業生態系における生物多様性と生態系サービスに及ぼす影響の評価 5) 環境変動モニタリングと環境基盤情報の集積・解析・発信技術の開発 大課題 17 生産基盤等の機能維持向上・強靱化、地域資源の管理及び放射性物質対策のための技術開発 1) 大規模化等による収益性の高い農業のための農業生産基盤整備技術の開発 2) 農村地域の強靱化に資する施設の保全管理及び防災・減災技術の開発 3) 農村地域の構造や環境等の変化に対応した地域資源の管理・利用の高度化技術の開発 4) 農村環境に配慮した被害防止、捕獲、環境管理等による総合的な鳥獣害対策技術の開発 5) 原発事故被災地域における早期営農再開のための対策技術開発 大課題 18 持続的農業に貢献する作物保護・土壌管理及び地域資源利用技術の開発 1) (課題改変により削除) 2) 物理的・生物的土壌消毒や作物の抵抗性等を複合的に利用した病害及び線虫害管理技術の開発 3) 害虫の情報応答機構や土着天敵等の高度利用による難防除病虫害管理技術の開発 4) 外来雑草や除草剤抵抗性雑草等新規難防除雑草の総合的管理技術の開発 5) 簡易な土壌診断手法や化学肥料代替技術を活用した省資源・循環型土壌管理技術の開発 6) (課題改変により削除) 7) 新たな農業生産方式導入による環境保全効果の評価指標開発
--	---